

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-①)

政策分野名 【施策名】	国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保					
政策の概要 【施策の概要】	食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	8,632	8,353	8,438	8,895
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	56	0		
		合計(a+b+c)	8,688	8,353		
	執行額(百万円)		8,351	8,039		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定		第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。
※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。
※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化									
目標①【達成すべき目標】	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合を増加させる(微生物)。									
測定指標	ア カドミウム(注2)の推定摂取量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		一年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
	7 µg/kg体重/週 (耐容摂取量)	2.5 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	2.3 µg/kg体重/週 (A:おおむね有効)	—	耐容摂取量未満	A	S=直
	年度ごとの目標値		耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満			
把握の方法	食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注3)									
達成度合いの判定方法	厚生労働省が実施しているトータルダイエツスタディのデータ等を用いて、危害要因の推定摂取量と耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C(有効性に問題がある))									
備考	-									
測定指標	イ ダイオキシン類(注4)の推定摂取量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		一年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
	4pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)	2.2 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	2.1 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	1.9 pg-TEQ/kg体重/日 (A:おおむね有効)	—	耐容摂取量未満	A	S=直
	年度ごとの目標値		耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満	耐容摂取量未満			
把握の方法	(1)日本人の食品群ごとの平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) (2)魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省) (3)畜産物中のダイオキシン類濃度:畜産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省) (4)農産物中のダイオキシン類濃度:農産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(農林水産省) ※食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取のうち、魚介類の寄与は約9割と推定。									
達成度合いの判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、危害要因の摂取量を推計し、耐容摂取量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (耐容摂取量未満:A(おおむね有効)、耐容摂取量を超過:C:(有効性に問題がある))									
備考	-									

測定指標	ウ 肉用鶏農場における食中毒菌 に対する衛生管理の実施割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	3年度		
		78%	－	－	－	87% (A:129%)	－	90%		
	年度ごとの目標値		－	－	－	85%	87%		A	S↑－差
把握の方法	農林水産省消費・安全局が行う、肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査によって実施割合を把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

目標②【達成すべき目標】 生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化										
測定指標	ア (農産)GAP認証(注9)取得経営 体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		4,500 経営体	－	－	4,700 経営体 (C:20%)	5,300 経営体 (C:19%)	－	13,500 経営体		
	年度ごとの目標値		－	－	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体		C	S↑－差
把握の方法	農林水産省生産局農業環境対策課調べ:GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP(注10)の運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝(当該年度実績値－28年度基準値)／(当該年度目標値－28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ (畜産)GAP認証取得経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		－	－	－	－	80 経営体 (C:14%)	－	1,150 経営体		
	年度ごとの目標値		－	－	－	565 経営体	1,033 経営体		C	S↑－差
把握の方法	農林水産省生産局畜産振興課調べ:畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝(当該年度実績値－28年度基準値)／(当該年度目標値－28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	ウ 食品製造事業者における HACCP(注11)に沿った衛生管理 を実施している事業者の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	3年度		
		29%	－	－	34% (A':500%)	49% (A':182%)	－	80%		
	年度ごとの目標値		－	－	30%	40%	50%		A'	S↑－差
把握の方法	「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(食料産業局食品製造課)を実施して、導入率を把握する。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝(当該年度の実績値－基準値(28年度))／(当該年度の目標値－基準値(28年度))×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

施策(2)	食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保									
目標①【達成すべき目標】	食品表示の遵守状況の確実な改善									
測定指標	ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度から27年度までの平均	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		2%	0.6% (A:おおむね有効)	0.6% (A:おおむね有効)	0.4% (A:おおむね有効)	0.4% (A:おおむね有効)	－	1.0%以下	A	F↓－直
	年度ごとの目標値		10%以下	1.8%以下	1.6%以下	1.4%以下	1.2%以下			
把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考	－									
測定指標	イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度から27年度までの平均	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		5%	2.3% (A:おおむね有効)	2% (A:おおむね有効)	1.5% (A:おおむね有効)	1.8% (A:おおむね有効)	－	1.0%以下	A	F↓－直
	年度ごとの目標値		10%以下	4.2%以下	3.4%以下	2.6%以下	1.8%以下			
把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	食品トレーサビリティの取組の拡大									
測定指標	ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		70%	73.6% (A':360%)	72.4% (A:120%)	67.0% (C:-100%)	62.8% (C:-180%)	－	75%	C	S↑－差
	年度ごとの目標値		71%	72%	73%	74%	75%			
把握の方法	農林水産省が行う調査(農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査(統計部調べ))による。									
達成度合いの判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		44%	42.6% (C:-140%)	44.5% (C:25%)	41.0% (C:-100%)	35.7% (C:-208%)	－	50%	C	S↑－差
	年度ごとの目標値		45%	46%	47%	48%	50%			
把握の方法	農林水産省が行う調査(農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査(統計部調べ))による。									
達成度合いの判定方法	各年度の達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) 「④進展が大きくない」
		(判断根拠) 政策分野①「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」について、評価可能な測定指標数10個について、「A'」が1個、「A」が5個、「B」が0個、「C」が4個となっており、「A'」、「A」及び「B」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下」又は「「C」が半数以上、かつ、主要な指標のうち「A'」、「A」及び「B」が4分の1以下」に該当しないことから、「④進展が大きくない」と判定した。
評価結果	測定指標についての 要因分析 (達成度が悪い場 合等) 【施策の分析】	【(1)②(ア)】(農産)GAP認証取得経営体数 1) 外部要因 GAP認証が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準を満たす要件の一つとなったこと等により、平成29年度から認証取得の拡大が急激に進んだ結果、審査会社において新規審査に十分対応できない状況が発生している。 2) 内部要因 GAPの実施、認証取得に当たっては、都道府県が行うGAP指導員の育成、指導活動の実施、認証取得支援等の取組を行っており、新規審査件数は順調に増加しているものの、①個々の取組や経費負担が軽減される団体認証を推進しているところであるが、産地の合意形成が進まず、団体での認証取得が進まなかったこと、②高齢化による離農、③認証継続にメリットを感じない等の理由により認証を継続しなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、審査会社の状況、団体認証の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。 【(1)②(イ)】(畜産)GAP認証取得経営体数 1) 外部要因 豚流行性下痢(PED)や豚コレラの発生、鳥インフルエンザの侵入防止等のため、畜種や時期により、農家へのGAP構築指導やGAP認証審査が延期されるなどの状況が発生している。 2) 内部要因 畜産GAPについては、平成29年3月31日に基準書が策定・公表され、指導員・審査員の育成と併行して認証取得の拡大を推進してきたところ、①認証取得のメリットが十分に浸透せず認証取得が伸び悩んだこと、②このため、指導員・審査員が経験を積む機会が限られ、個別認証に向けた指導・審査が効率的・効果的に進まなかったこと、③さらに、指導・審査の実績が求められる団体認証に必要な指導員・審査員の育成が遅れ、団体認証の推進ができなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、家畜衛生上の配慮や、指導員・審査員の育成に必要な畜産GAPの取組を希望する農家の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。 【(1)②(ウ)】食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合は、49%となり、達成度合いが182%、「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 平成30年6月に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことにより、これまでの任意の取組みが、義務となることが周知され、導入が進んだものと考えられる。 2) 内部要因 HACCPに沿った衛生管理を実施するため、食品・業態ごとの手引書の作成や47都道府県での研修会の実施等を支援したことにより、これまで導入率が低かった中小事業者、小規模事業者にも導入が進んだものと考えられる。 3) 総合的な要因 以上のとおり、1)の外部要因と2)の内部要因が相まって、HACCPに沿った衛生管理の導入率が向上したのと考えられる。 【(2)②(ア)】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率については、62.8%で、達成度合いが-180%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 特になし。 2) 内部要因 特になし。 3) 総合的な要因 食品トレーサビリティ制度の推進を図るため、平成30年度においては全国の地方農政局等(北海道、東北、東海、近畿、九州の5局)を通じ、JA等生産者団体への訪問や生産者団体のイベント等を活用し、トレーサビリティを推進するリーフレット等の配布(約800部)を行い、出荷記録の保存の取組率向上に向けた普及活動を実施したが、必ずしも十分な範囲に働きかけることができなかった。 【(2)②(イ)】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率については、35.7%で、達成度合いが-208%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 特になし。 2) 内部要因 特になし。 3) 総合的な要因 食品トレーサビリティ制度の推進を図るため、平成30年度においては全国の全ての地方農政局等を通じ、食品事業者が集まる説明会等を活用し、リーフレット等を配布(約3.5万部)する取組を実施した。しかしながら、説明会等には、中小事業者の参加が少ない傾向にあり、食品トレーサビリティの取組率の向上に直接的に結びつけることができなかった。

	【(1)②(ア)】(農産)GAP認証取得経営体数 平成31年3月から①GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者に「GAPパートナー」として協力を依頼するとともに、②実需者が認証取得を要望する産地を重点推進産地に設定して集中的な指導、③GAP認証取得意向産地等の要望を踏まえた実需者とのマッチングを図り、農業者の新規認証及び認証継続の意欲喚起、④平成30年から審査員育成の支援、⑤農林水産省策定の農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに準拠した都道府県GAP(平成31年3月末時点:12,259経営体)に取り組んでいる農業者に対し、GAP認証へのステップアップの促進等を実施しており、設定している次年度目標の達成に向けて取組を進めているところ。 【(1)②(イ)】(畜産)GAP認証取得経営体数 ①認証取得者へのアンケート調査による認証取得のメリットの周知、②平成30年12月から団体認証に向けた指導員・審査員の育成による団体認証の推進、③平成31年4月から畜産GAP認証取得に必要な工程管理効率化のためのICTシステム導入支援等を実施しており、設定している令和2年度の目標達成に向けて取組を進めているところ。 【(1)②(ウ)】食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 HACCPに沿った衛生管理に対応した食品・業態ごとの手引書の作成や47都道府県での研修会の実施等の支援を継続して実施し、導入率の低い小規模事業者(22%)を底上げすることにより、事業者全体の導入率が向上するよう、設定した目標達成に向けて、取り組みを引き続き推進する。 【(2)②(ア)】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 モニター調査の結果を見ると、出荷記録の全部又は一部を保存していないとする回答者の44.8%は、その理由を「出荷先が保存しているため」としている。 現在は、生産者が出荷記録をすべて手元に保存している場合に限りトレーサビリティに取り組んでいると評価しているが、生産者が常時、同一の出荷先に出荷している場合などは、生産者の手元に記録がなくとも食品事故の際、流通ルートの確認は可能と考えられる。 このため、出荷記録の保存実態について分析を行い、流通ルートの確認が可能かという観点からトレーサビリティに取り組んでいると認めるべき範囲を明らかにするとともに、そのような場合が的確に把握できるようモニター調査の質問内容を見直すこととしたい。 【(2)②(イ)】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 食品衛生法の改正により、原則としてすべての事業者に対しHACCPによる衛生管理が義務付けられた。このような中、流通加工業者においては、HACCP導入に向けた準備が始まっており、内部トレーサビリティの取組率を引き上げていくためには、この機会を活かし、HACCP導入と一体でトレーサビリティの実施を働きかけることが有効である。 このため、現在、食品事業者や学識経験者からなる検討会を設置し、HACCPと合わせた内部トレーサビリティ導入の参考となるよう、モデル的取組の具体化を進めている。今後事業者団体等が、HACCP導入の参考資料を作成し、研修等を実施する際、合わせて内部トレーサビリティの実施も促していくこととなるよう、検討成果の提供等を通じ、事業者団体等へ働きかけていきたい。		
学識経験を有する者の知見の活用			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算		
	税制		
	その他 (法令、組織、定員等)		
担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政・食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、基準認証室)、生産局農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

【目標】①

国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制し(化学物質)、肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合を増加させる(微生物)。

ア カドミウムの推定摂取量

イ ダイオキシン類の推定摂取量

【測定指標の選定理由】

農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜水産物における含有実態に関する情報等に基づき、「優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」(注5)として優先的に実態調査等に取り組むべき化学物質を明らかにした上で必要に応じ安全性向上対策を策定・普及している。具体的には、

- ① 幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるのか、安全性を向上させる必要があるのかを把握
 - ② 調査の結果、食品からの摂取量の低減が必要と判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・策定
 - ③ 安全性向上対策の有効性の検証
- のプロセスを順次進めているところである。

その中でカドミウムについては、上記の①から③に必要な調査が実施されており、かつ摂取量推定に必要な調査も行われているため、指標とした。

また、ダイオキシンについては、環境中に放出される量を減らすことが根本的な安全性向上対策であることから、「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、関係府省が協力して排出削減対策を進めてきたところである。同指針に基づいて、農林水産省は農畜水産物等における汚染実態を調査しており、食品からの摂取量の推定が可能であるため、指標に含めることとした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、食品からの摂取量を、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量等(TDI や TWI 等(注6))を超えないレベルに抑制する必要があることから、各危害要因に設定されている耐容摂取量と推定摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が耐容摂取量を超えていないことを目標値の「耐容摂取量未満」として設定した。

【基準値の設定】

ア カドミウムの耐容摂取量

食品安全委員会により一週間当たり 7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重と設定されている。

イ ダイオキシン類の耐容摂取量

ダイオキシン類対策特別措置法(注7)により一日当たり 4 $\text{pg-TEQ}/\text{kg}$ 体重と設定されている。

定量的指標		単位	28 年度	29 年度	30 年度	目標年度 3 年度
カドミウムの 推定摂取量	実績値	$\mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重/週	2.3	2.3	2.3	-
	目標値	$\mu\text{g}/\text{kg}$ 体 重/週	7	7	7	7
ダイオキシ ン類の推定 摂取量	実績値	$\text{pg-TEQ}/\text{kg}$ 体重/日	2.1	1.9	1.9	-
	目標値	$\text{pg-TEQ}/\text{kg}$ 体重/日	4	4	4	4

出典:平成 25 年度農産物中のダイオキシン類の実態調査結果

平成 26、29 年度畜産物中のダイオキシン類の実態調査結果

平成 26、27、28、29 年度水産物中のダイオキシン類の実態調査結果

平成 27、28、29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 食品の安全確保推

進研究事業 食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発に関する研究

【その他参考資料】

—

ウ 肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合

【測定指標の選定理由】

農林水産省は、有害微生物による食中毒の発生を未然に防止するため、微生物の病原性、患者数等の情報をもとに、リスク管理に取り組むべき微生物を明らかにした上で、必要に応じ食品の生産から消費にわたる段階の、安全性向上対策の検討・策定、普及・周知、有効性の検証というプロセスを進めている。

これまでの調査結果から、肉用鶏の食中毒菌の保菌率を下げれば、鶏肉の汚染率を下げられることがわかった。食中毒の原因の一つである鶏肉の安全性向上のため、生産段階の取組を強化する必要があることから、本指標を設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

平成 25 年度に策定した鶏肉の生産衛生管理ハンドブックに記載された主要衛生対策のうち、最も低い実施率の衛生対策における実施率を「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合」とし、測定指標とした。

基準値は、平成 26 年に実施した肉用鶏農場を対象とした衛生対策実施状況アンケート調査結果から得られた「肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合(78%)」から設定。

定量的指標		単位	28 年度	29 年度	30 年度	目標年度 3 年度
肉用鶏農場 における食中 毒菌に対する 衛生管理の 割合	実績値	%	—	—	87	—
	目標値	%	—	—	85	90

出典:平成 30 年度生産資材安全確保対策委託事業(と畜場等における薬剤耐性モニタリング②(薬剤耐性分析のための肉用鶏からの菌分離))報告書

【その他参考資料】

—

ア (農産)GAP 認証取得経営体数

イ (畜産)GAP 認証取得経営体数

【測定指標の選定理由】

GAP(注8)は、

・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること

・ 大手小売事業者等において、GAP 認証を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれること

から、GAP を実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。

(農産)

農産物の GAP に取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP を取得した経営体数を指標として選定した。

(畜産)

畜産物の GAP に取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.

及びJGAPを取得した経営体数を指標として選定した。なお、JGAP 家畜・畜産物の基準書については、平成 29 年 3 月 31 日に策定・公表されたところ。

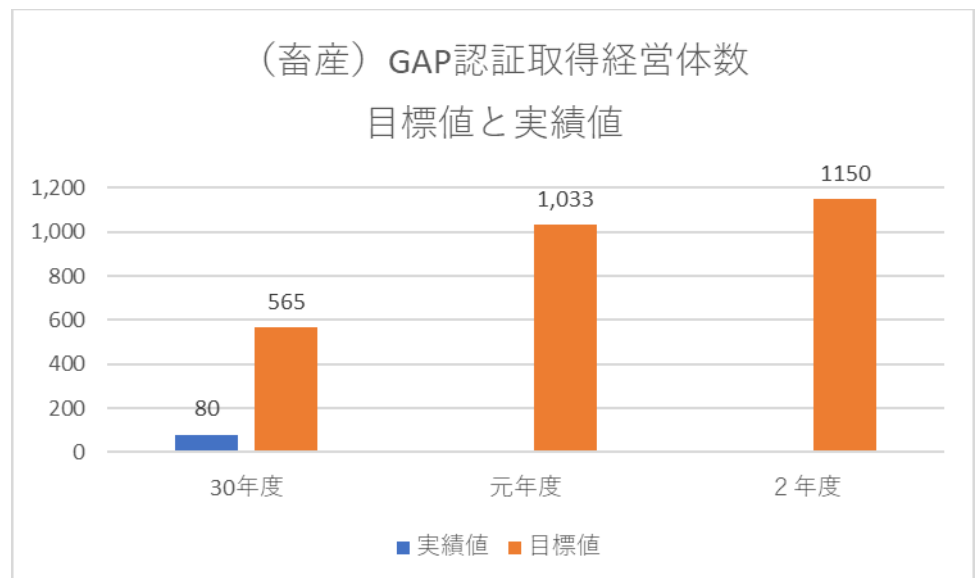
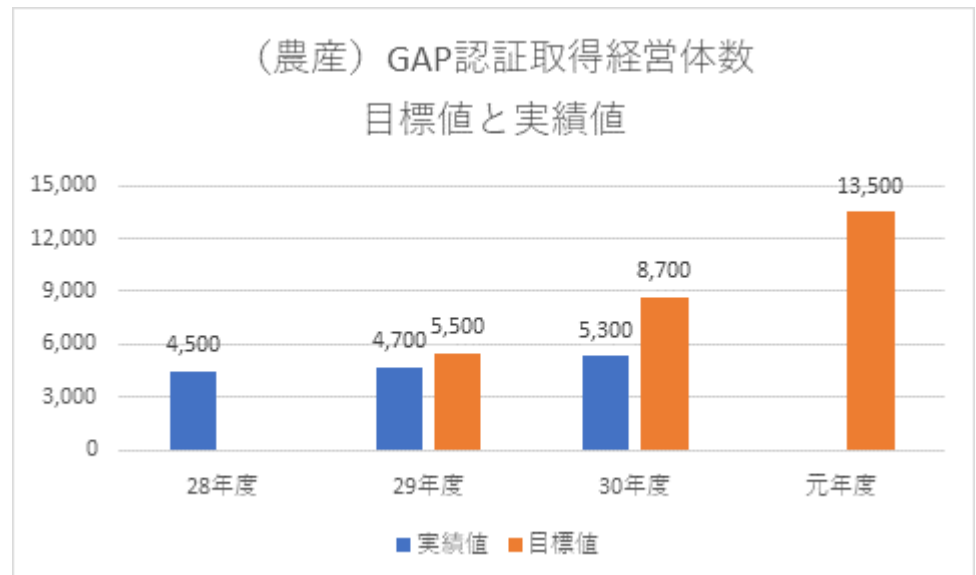
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

(農産)

認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から令和元年度までに3倍に増加させる目標を設定した。

(畜産)

認証取得経営体数は、事業実施年度の翌年度である令和2年度までに、畜産専業農家数の3%水準に増加させる目標を設定した。



出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

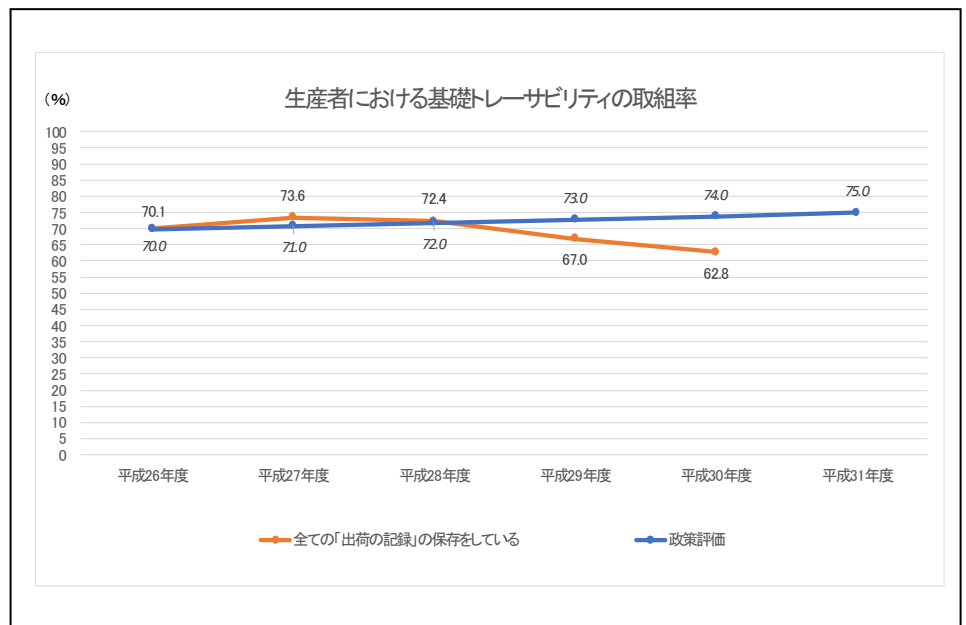
—

	ウ 食品製造事業者における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合 【測定指標の選定理由】 中小規模層の食品製造事業者における HACCP 導入率は、平成 28 年度に 33%と着実に増加しているところ。他方、諸外国で HACCP の義務づけが進んでいるという国際情勢と、食中毒件数が下げ止まる中で食品安全の向上という社会的要請に対応していくためには、小規模の事業者も含めて HACCP に沿った衛生管理(「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の両方を指す衛生管理)の普及を図っていくことが重要であることから、小規模の事業者も含めた食品製造事業者全体の取組状況を指標とする必要がある。 また、厚生労働省の有識者検討会のとりまとめを受け、業界団体が食品・業態ごとに HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成する予定であることから、手引書に従って衛生管理を行っている事業者も含めて導入状況を評価する必要がある。 このため、「食品製造事業者における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合」を測定指標として選定した。							
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値については、HACCP に基づく衛生管理に加え、令和 2 年度までに概ね全ての食品・業態で HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書が作成され、その上で手引書が整備された食品・業態の事業者が順次 HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を導入するものとして設定した。また、平成 29 年度から令和 3 年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定の割合で増加するのに加え、令和 2 年度までに手引書が整備されることにより、導入が加速するものとして設定した。 食品製造事業者におけるHACCPに沿った衛生管理を実施している事業者の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> 出典:「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」(食料産業局食品製造課) 【その他参考資料】 —	調査年度	割合 (%)	平成28年度	29	平成29年度	34	平成30年度
調査年度	割合 (%)							
平成28年度	29							
平成29年度	34							
平成30年度	49							

施策(2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

【目標】① 食品表示の遵守状況の確実な改善	ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 【測定指標の選定理由】 食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。 これまで、消費者の食品の産地に関する関心の高まりや食品偽装表示事件を受け、生鮮食品の原産地表示及び加工食品の義務表示事項の適正化に向け、具体的な目
--	---

	標値(10%)を定めてきており、平成 24 年度時点で、生鮮食品は 5.7%、加工食品は 9.8%と、ともに 10%の目標値を達成したところ。 しかし、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③實際上、過失による一時的な違反が生じること を考慮し、また、当時、食品表示法に基づく新たな食品表示基準及び執行体制が検討されていたこと等から、26 年度及び 27 年度の生鮮食品及び加工食品の目標値は、引き続き「10%以下」とし、28 年度以降については、食品表示法の施行(平成 27 年4 月)後 1 年間の監視結果を踏まえ、検討を行うこととしていたところ。																																						
	平成 27 年度の不適正表示率は、生鮮食品が 0.6%、加工食品が 2.3%とさらに改善しているが、平成 28 年度から令和 2 年度までの目標設定に当たっては、 ① 調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成 25 年度から平成 27 年度までの平均」を基準値とし、 ② 令和 2 年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに 1.0%以下とし、 ③ 平成 28 年度から令和元年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定した。																																						
	(単位: %) <table><tr><td></td><td>年度</td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td rowspan="2">生鮮食品</td><td>目標値</td><td>10 以下</td><td>1.8 以下</td><td>1.6 以下</td><td>1.4 以下</td><td>1.2 以下</td><td>1.0 以下</td></tr><tr><td>実績値</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="2">加工食品</td><td>目標値</td><td>10 以下</td><td>4.2 以下</td><td>3.4 以下</td><td>2.6 以下</td><td>1.8 以下</td><td>1.0 以下</td></tr><tr><td>実績値</td><td>2.3</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.8</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	生鮮食品	目標値	10 以下	1.8 以下	1.6 以下	1.4 以下	1.2 以下	1.0 以下	実績値	0.6	0.6	0.4	0.4	－	－	加工食品	目標値	10 以下	4.2 以下	3.4 以下	2.6 以下	1.8 以下	1.0 以下	実績値	2.3	2.0	1.5	1.8	－	－
	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度																																
生鮮食品	目標値	10 以下	1.8 以下	1.6 以下	1.4 以下	1.2 以下	1.0 以下																																
	実績値	0.6	0.6	0.4	0.4	－	－																																
加工食品	目標値	10 以下	4.2 以下	3.4 以下	2.6 以下	1.8 以下	1.0 以下																																
	実績値	2.3	2.0	1.5	1.8	－	－																																
	出典:農林水産省調べ 【その他参考資料】 －																																						
【目標】② 食品トレーサビリティの取組の拡大	ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率数 【測定指標の選定理由】 食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まれることが必要であるが、特に生産者の取組が遅れていたことから、生産者の取組率を指標として設定した。																																						
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 生産者の取組割合は、平成 24 年度 69.7%、平成 25 年度 68.8%、平成 26 年度 70.1%と横ばいとなっていたところ。 平成 27 年度は実践的なマニュアル(農業編、畜産業編)を作成し、平成 26 年度に作成した漁業編と併せ生産者向けのマニュアルが揃ったことから、これらのマニュアルを活用することにより、生産者の出荷記録の保存の取組率を増加させ、全生産者の 75%が取り組むことを目標とする。																																						



出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

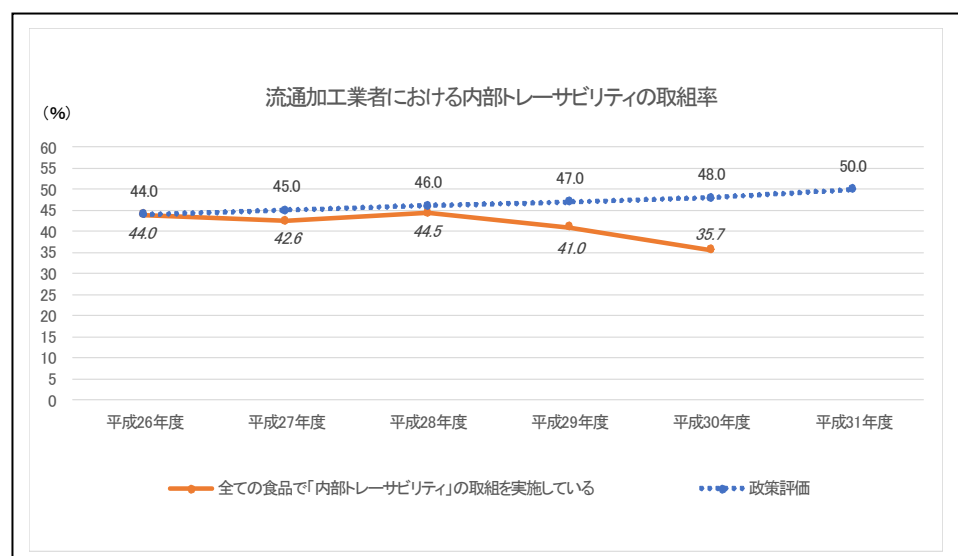
イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率

【測定指標の選定理由】

食品のトレーサビリティは、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、特に入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組は、消費者の信頼の確保に大きく寄与するものであるが、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率は、平成25年度46.1%、平成26年度44.0%と取組が進んでいないことから、この取組率の増加を目標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値は、流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を、全流通加工業者の半数(50%)とする。



出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1	食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注2	カドミウム	鉱物中や土壌中などに天然に存在する重金属
注3	トータルダイエツトスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。
注4	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン 75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン 135 種類、コプラナーPCB 十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ 7 種類、10 種類、12 種類ある。
注5	農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等 28 種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等6種類が設定されている。
注6	耐容摂取量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大の摂取量。物質の毒性により1日当たり(TDI : tolerable daily intake)、1週間当たり(TWI : tolerable weekly intake)、又は1ヵ月当たり(TMI : tolerable monthly intake)で定められ、体重 1kg 当たりの量で表される。主に汚染物質の毒性指標として使われる。
注7	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排出水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省は、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注8	GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注9	GAP 認証	第三者機関の審査により、GAP が正しく実施されていることが確認された証明のこと。
注10	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP	GLOBALG.A.P.はドイツの FoodPLUS GmbH が策定した GAP 認証。ASIAGAP 及び JGAP は一般財団法人日本 GAP 協会が策定した日本発の GAP 認証。
注11	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農薬取締法 (昭和23年)	-	-	-	-	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	-
(2)	農業改良助長法 (昭和23年)	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	-
(3)	肥料取締法 (昭和25年)	-	-	-	-	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	-
(4)	日本農林規格等に関する法律 (JAS法) (平成29年)	-	-	-	-	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与した。	-
(5)	飼料の安全性の確保及び品質の 改善に関する法律 (昭和29年)	-	-	-	-	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与した。	-

(6)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) (平成10年)	-	-	-	(1)-②-ウ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与した。	-
(7)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	-	-	-	-	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与した。	-
(8)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	-	-	-	-	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与した。	-
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	-	-	-	-	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与した。	-
(10)	食品表示法 (平成27年)	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	-
(11)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業委託費 (平成18年度) (主)	191 (184)	136 (133)	155 (114)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性を向上させるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態を調査した。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性を向上させる対策を策定・普及し、国民の健康保護に寄与した。	

(12)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:30-⑤、⑫)	2,227の内数 (2,169の内数)	3,455の内数 (3,218の内数)	3,710 の内数 (3,423の内数)	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施した。 ①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資した。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与した。更に、①及び②の取組により、食の安全及び安定供給に寄与した。	
(13)	GAP拡大推進加速化事業 (平成30年度) (関連:30-⑪)	-	-	601 (413)	(1)-②-ア (1)-②-イ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与した。	
(14)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連:30-⑨、⑪)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	
(15)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連:30-③)	169 (166)	169 (168)	137 (135)	(1)-②-ウ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行った。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与した。	
(16)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連:30-③、④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	(1)-②-ウ	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援した。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与した。	
(17)	産地表示適正化推進事業委託費 (平成24年度) (主)	15 (14)	13 (12)	35 (34)	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取組を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託した。これにより、食品表示の適正化に寄与した。	

(18)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,806 (6,804)	6,603 (6,603)	6,641 (6,641)	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備した。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	
(19)	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 (平成15年度) (主)	234 (231)	230 (228)	233 (231)	(2)-②-ア (2)-②-イ	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛肉トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与した。	
(20)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	77 (71)	84 (69)	80 (77)	-	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミツバチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化、化成品の安定供給に関するガイドラインの策定・普及を推進した。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与した。	
(21)	生産資材安全確保対策事業委託費 (平成18年度) (主)	324 (262)	259 (222)	283 (227)	-	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施した。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施した。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与した。	
(22)	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究 (平成28年度) (関連:30-⑩)	120の内数 (115の内数)	108の内数 (102の内数)	97の内数 (97の内数)	-	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病虫害の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施した。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与した。	

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【復興庁より】 放射性物質による農畜産物等影響 実態調査対策 (平成24年度)	208 (71)	89 (63)	81 (68)	-	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜産物等の汚染、食品衛生法上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取組の推進に寄与する。	
(2)	【復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度)	-	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	(1)-②-ア	福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで総合的に支援しており、第三者認証GAPの取得等を推進することにより、生産段階における安全管理の取組に寄与する。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-②)

政策分野名 【施策名】	幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承				
政策の概要 【施策の概要】	高齢化が進展する中、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、政策を展開する必要がある。 このため、「日本型食生活の実践」「食育の推進」及び「和食の保護・継承」を実現すべく、幅広い世代を対象に官民一体となった国民運動を展開する。また、この取組により、国産農林水産物の消費拡大に繋げる。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,137 < - >	1,844 < - >	570 < 1,678 >
		補正予算(b)	150 < - >	0 < - >	-
		繰越し等(c)	615 < - >	31 < - >	
		合計(a+b+c)	2,903 < - >	1,875 < - >	
	執行額(百万円)		2,576 < - >	1,570 < - >	
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 1(2)幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承	
	日本再興戦略		平成25年6月14日 閣議決定	第Ⅱ 二. テーマ4 (2) ① Ⅱ)	
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定、平成26年6月24 日改訂、平成28年 11月29日改訂	Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承						
目標①【達成すべき目標】	「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進						
測定指標	ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合 (達成度合い)	基準値	実績値				目標値
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
		62%	62%	60% A(94%)	61% A(94%)	62% A(93%)	-
年度ごとの目標値			-	64%	65%	67%	68%
把握の方法	出典:食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課) 公表時期:調査年度2月 算出方法:アンケート調査結果						
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
備考	-						

測定指標	イ 農林漁業体験を経験した国民の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		31%	36% A(106%)	31% B(84%)	36% A(95%)	37% A(97%)	-	40%		
	年度ごとの目標値		34%	37%	38%	38%	39%		A	S↑ー直
把握の方法	出典:食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課) 公表時期:調査年度2月 算出方法:アンケート調査結果									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									

測定指標	ウ 学校給食における地場産物を使用する割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		26.9%	26.9%	25.8% C(-183%)	26.4% C(-42%)	26.0% C(-47%)	-	30.0%		
	年度ごとの目標値		-	27.5%	28.1%	28.8%	29.4%		C	S↑ー差
把握の方法	出典:学校給食栄養報告(文部科学省) 公表時期:調査年度6月 算出方法:完全給食を実施する小学校、中学校、夜間定時制高等学校、共同調理場を対象に実施したサンプリング調査									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									

目標②【達成すべき目標】	「日本型食生活」の推進や「和食」の保護・継承等を通じた国産農産物の消費拡大									
--------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

測定指標	ア 国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		9,434社	9,434社	9,553社 A(93%)	10,192社 A(92%)	10,667社 B(89%)	-	12,000社		
	年度ごとの目標値		-	10,300社	11,100社	12,000社	-		B	F↑ー直
把握の方法	調査手法:フード・アクション・ニッポン事務局に登録された推進パートナー数 作成時期:調査年度末 算出方法:既存推進パートナー数+新規事業者-退会事業者数 データの所在:フード・アクション・ニッポン事務局及び農林水産省食文化・市場開拓課									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									

測定指標	イ 国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		4%	-	7.5% A(114%)	6.7% B(72%)	11.0% A(92%)	-	12%		
	年度ごとの目標値		-	6.6%	9.3%	12.0%	-		A	S↑ー直
把握の方法	調査方法:WEBアンケート 作成時期:調査年度末 算出方法:フード・アクション・ニッポンの取組を経験し、国産品を意識して購入するようになった人の割合 データの所在:農林水産省食文化・市場開拓課									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									

測定指標	ウ 一人当たりの米の年間消費量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		57kg/ 人・年	-2.3% C(-1.2)	-1.8% B(0.5)	-0.4% A(1.4)	-0.4% A(0)	-	53kg/ 人・年		
年度ごとの目標値			前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(1.1%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-2.3%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-1.8%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-0.4%)と同等以上	前年度の一人当たりの米の消費量の増減率(-0.4%)と同等以上		A	F＝一他
把握の方法	食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満									
備考	-									
測定指標	エ 伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		41.6%	41.6%	41.5% A(96.5%)	37.8% B(85.9%)	49.6% A(107.8%)	-	50%		
年度ごとの目標値			-	43.0%	44.0%	46.0%	48.0%		A	S↑－直
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省) 公表時期:調査年度末 算出方法:継承している人の割合×伝えている人の割合×100									
達成度合いの判定方法	当該調査結果に基づく計算値(伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人の割合×うち、次世代へ伝えている人の割合)が目標に達しているかを判定。 達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									
目標③【達成すべき目標】	市町村における国民運動としての食育の推進									
測定指標	ア 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		77%	77%	78% C(22%)	79% C(22%)	85% B(57%)	-	100%		
年度ごとの目標値			-	82%	86%	91%	95%		B	S↑－差
把握の方法	出典:市町村における食育推進の状況及び食育推進計画の作成状況(農林水産省) 作成時期:調査年度末 算出方法:計画作成市町村数/全市町村数									
達成度合いの判定方法	(達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	-									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野②「幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承」について、評価可能な測定指標数8個について、Aが5個、Bが2個、Cが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(1)の①(ウ)】学校給食における地場産物を使用する割合 学校給食における地場産物を使用する割合については、26.0%で、達成度合いが-47%で「C」となった。その原因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 ・低温や台風等の天候不順の影響による地場産物の収穫の遅れや生産量の減少・品質低下、価格の高騰などから、地場産食材の利用が進まなかった。 2) 内部要因 ・学校給食で求められる食材の規格や数量などに関係する生産者と学校給食の双方のニーズのミスマッチなどにより、地場産食材の利用が進まなかった。 3) 総合的な要因 ・地場産物の収穫遅延や生産量の減少・品質低下、価格の高騰などにより、生産者と学校給食の双方のニーズのミスマッチなどにより、地場産食材の利用が進まなかった。
	次期目標等への反映の方向性	本目標は、第3次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値のうち、本施策と関係性の深い「学校給食における地場産物を使用する割合」としている。なお、次期基本計画の策定に向けた食育推進評価専門委員会において、本目標を含めた検討がなされている。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	食料産業局(消費・安全局、政策統括官) 【食料産業局食文化・市場開拓課、消費・安全局消費者行政・食育課、政策統括官付穀物課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---	----------	--------

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1)「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と国産農産物の消費拡大及び「和食」の保護・継承

【目標】①

「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進

(ア) 日本型食生活の実践に取り組む人の割合

【測定指標の選定理由】

米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成される食生活のパターンである「日本型食生活」の普及・啓発を図ることは、栄養バランスの改善に寄与するものと考えていることから、「日本型食生活の実践に取り組む人の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画(平成28年3月18日食育推進会議決定)に掲げられた食生活に係る目標値(「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、目標値70%以上(H32))に準じて設定した。

日本型食生活の実践に取り組む人の割合

(単位:%)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実績値	61	62	—	—
目標値	65	67	68	70

出典: 農林水産省「食育に関する意識調査」を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

日本型食生活の実践に取り組む人の割合

項 目	「実践している」または「おおむね実践している」と回答した者(人)	割合(%)
主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとる	2,024	62
ごはんなどの穀類をしっかりとる		
牛乳、乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとる		
動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとる		
日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味を継承		
全 体	3,625	100

出典: 農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」を基に食料産業局が作成

(イ) 農林漁業体験を経験した国民の割合

【測定指標の選定理由】

消費者の食や農林水産業への理解を深めるため、食育において、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファーム等の活動の推進が必要である。また、第3次食育推進基本計画において、「農林漁業体験を経験した国民を増やす」ことについて、目標を定め、食や農林水産業への理解増進を図ることとしているため、測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民(世帯)を平成32年度までに40%以上とする」目標をもとに、その経過年次に目標値を設定した。

年度ごとの目標値については、すう勢に加え、農林漁業体験に関する施策による増加を見込んで設定した。

農林漁業体験を経験した国民(世帯)の割合

(単位:%)

年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実績値	36	37	—	—
目標値	38	38	39	40

出典:農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査」を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

(6) 農林漁業体験への参加経験の割合

家族の中での農林漁業体験への参加について、参加したことのある人が「いる」は37.3%、「いない」は62.6%となっている。

地域別にみた「いる」は、地方圏(41.6%)が東京・近畿圏(34.5%)を7.1ポイント上回っている。

(%)

	全 体 (n=3625)	東京・近畿圏 (n=2168)	地方圏 (n=1457)
いる	37.3	34.5	41.6
いない	62.6	65.5	58.3
無回答	—	—	0.1

出典:農林水産省「食生活及び農林漁業体験に関する調査(平成30年度)」

(ウ) 学校給食における地場産物を使用する割合

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月農林水産省告示)では、学校給食において地場産物を使用する割合(食材数ベース)について、食育推進基本計画に定める目標を達成することを目指すとされていることから、「学校給食における地場産物を使用する割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物の使用割合を平成32年度までに30%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして設定した。

(%)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
目標値	—	27.5	28.1	28.8	29.4	30.0
実績値	26.9	25.8	26.4	26.0		

出典:学校給食栄養報告(文部科学省)

【その他参考資料】

—

【目標】②
「日本型食生活」の推進
や「和食」の保護・継承
等を通じた国産農産物の消費拡大

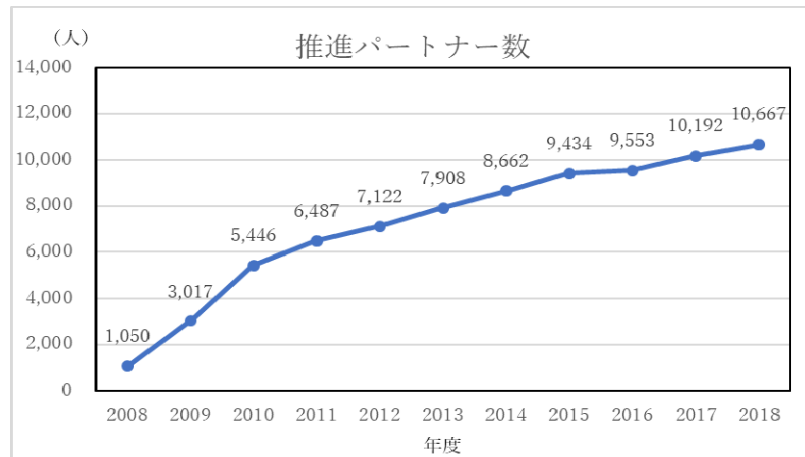
(ア)国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数

【測定指標の選定理由】

消費者と食の関わり方が多様化する中、生産者と食品関連事業者等との連携を行い、国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を推進することが重要である。このため、国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数を測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、今後3年間で、国産を重視する食品産業事業者(約12万社)の10%が、国産農林水産物消費拡大運動に参加するとして設定した。



(社)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	－	10,300	11,100	12,000
実績値	9,434	9,553	10,192	10,667

出典：農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課調べ

【その他参考資料】

－

(イ)国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合

【測定指標の選定理由】

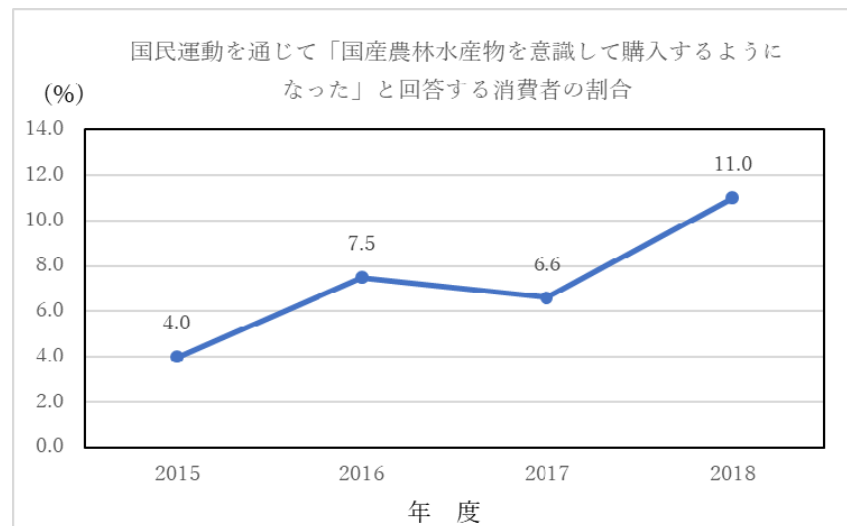
国産農林水産物の消費拡大を推進するためには、国産農林水産物を意識して購入する消費者の割合を増やすことが必要であり、そのためには、国産農林水産物・食品の供給側である食品事業者等による国産消費拡大に向けた取組も必要である。

このため、対象となる行政事業レビューシートにおいて、それぞれに対応した、「①国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」と「②国民運動に参加する事業者・団体数」をアウトカム指標として設定しているところである。

一方、政策評価においては、常時把握が可能な「国産農林水産物消費拡大運動に参加する事業者数」を測定指標として設定していたが、外部有識者等からの意見を踏まえ、消費拡大の取組がどれだけ国民の意識変容に効果があったのかを示す測定指標である「国民運動を通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合」を追加することとした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、基準値である平成27年度の4%を3年間で3倍に増加させることとして、「30年度までに12%に向上」を設定した。また、平成29年度から平成30年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定程度増加するものとして設定した。



(%)

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	－	6.6	9.3	12.0
実績値	4.0	7.5	6.6	11.0

出典：農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課調べ

【その他参考資料】

－

(ウ)一人当たりの米の年間消費量

【測定指標の選定理由】

高齢化や総人口の減少により、米の消費量は今後も減少する可能性が高いが、米の消費量の減少に歯止めをかけることは、食料自給率の向上を目指す上で極めて重要であるため指標として選定した。

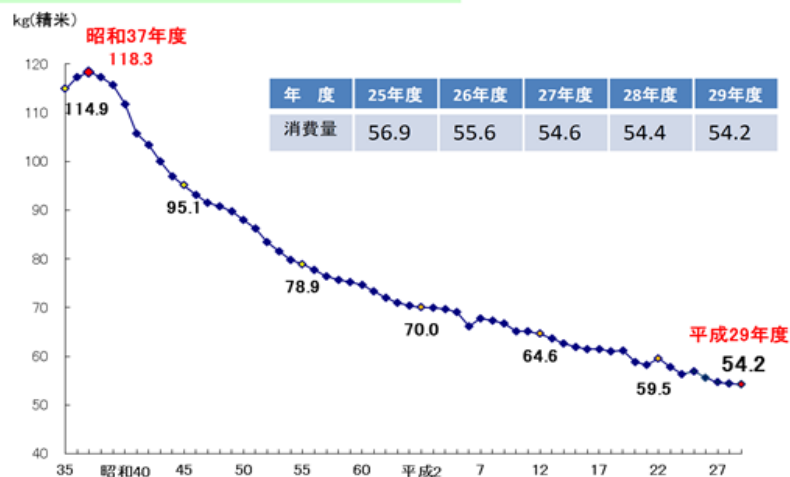
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、食料・農業・農村基本計画に定める平成 37 年度における一人当たりの米の年間消費量 53kg/人・年とし、年度ごとの目標値は「前年度の一人当たりの米の消費量の増減率と同等以上」と設定した。

年度ごとの具体的な目標値は前年度の実績値に応じて設定することとした。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。

米の消費量の推移(1人1年あたり)



出典：食料需給表

【その他参考資料】

－

(エ)伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

【測定指標の選定理由】

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」は、日本の多様な自然が育み地域の伝統的な行事や作法と結びついた日本人の伝統的な食文化であり、バランスの良い健康的な食事による健康増進、社会的な絆の強化等に寄与していることから、「伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを目指す」という目標に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。

【地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合】

(単位: %)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目 標 値	-	43	44	46
実 績 値	41.6	41.5	37.8	49.6

出典: 農林水産省「食育に関する意識調査」を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

—

【目標】③
市町村における国民運動としての食育の推進

(ア)食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

【測定指標の選定理由】

食育を国民運動として推進するためには、地域において多様な主体により食育を推進することが求められるが、そのためには、国民に身近な存在である市町村において、食育推進計画が作成・実施される必要があることから、「食育推進計画を作成・実施している市町村の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、第3次食育推進基本計画における「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を平成32年度までに50%以上とすることを目指す」目標に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、「和食」の保護・継承に関する施策による増加を見込んで設定した。

【平成30年度 市町村における食育推進計画の作成状況(平成31年3月末時点)】

	平成30年度	(参考) 平成29年度
全市町村数	1,741	1,741
計画作成市町村数	1,476	1,380
計画未作成市町村数	265	361
作成割合	84.8%	79.3%

出典: 農林水産省 HP

【その他参考資料】

—

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野②:幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	(1)-①-ウ	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与した。	-
(2)	食育活動の全国展開事業委託費 (平成25年度) (主)	60 (42)	69 (65)	54 (51)	(1)-③-ア	食育に関する施策を総合的・計画的に推進するため、食育に関する国民の意識調査を実施・公表し、国及び地方公共団体の食育施策推進に資する基礎資料を提供するとともに、毎年6月の食育月間における中核的な行事としての食育推進全国大会、食育活動表彰等を実施し、国、地方公共団体、関係団体、ボランティア等の関係者が緊密な連携・協力を図りながら全国的な食育推進運動を展開することにより、食育に関心のある国民の増加を図るとともに、より食育に関する国民の理解の増進を図った。	
(3)	日本の食消費拡大国民運動推進事業 (平成28年度) (主)	388 (356)	288 (280)	232 (230)	(1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ	民間事業者・団体、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に向けた取組を実施するとともに、学校給食等への地場食材の供給の取組等を推進するためのコーディネーターの育成等を支援した。 この支援措置により、国産農林水産物の魅力発信や地産地消の推進を図り、国産農林水産物の消費拡大に寄与した。	

(4)	健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業 (平成28年度) (主)	388 (353)	164 (156)	114 (104)	(1)-①-ア	機能性表示食品制度等を活用した地域の食による健康都市づくりや食育の推進に関する取組を支援するとともに、制度活用促進のための環境整備を支援した。 この支援措置により、国産農林水産物・食品の需要の維持・拡大とともに、日本型食生活の普及・実践等を図り、食育の推進に寄与した。	
(5)	「和食」と地域食文化継承推進事業 (平成28年度) (主)	212 (140)	60 (53)	54 (49)	(1)-②-エ	平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された和食文化の普及活動や情報発信を実施した。さらに、官民協働の取組である「Let's！和ごはんプロジェクト」を新たに開始した。 これらのことにより、第3次食育基本計画の推進を図り、「和食」の保護・継承に寄与した。	
(6)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:30-③,⑮)	-	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの支援措置により、食育基本法の理念が普及した社会の実現に寄与した。	
(7)	学校給食用政府備蓄米支援事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成15年度) (関連:30-⑤)	-	-	-	(1)-②-ウ	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施した。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与した。(平成30年度枠:無償交付0.8千トン、有償交付0.4千トン)	-

(8)	加工原材料用政府所有米穀導入促進事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成10年度) (関連:30-⑤)	-	-	-	(1)-②-ウ	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施した。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施した。 このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要創出に寄与した。(平成30年度枠:無償交付0.2千トン、有償交付0.2千トン)	-
-----	--	---	---	---	---------	--	---

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-③)

政策分野名 【施策名】	生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓						
政策の概要 【施策の概要】	食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業 ^(注1) が持続的な発展をするためには、消費者の多様なニーズに的確に対応するとともに、国内外の新たな需要の取り込みを図っていくことが重要である。 このため、農業者が明確な事業戦略の下で、食品産業事業者や他の農業者等とも緊密なコミュニケーションを図るなど積極的に連携しつつ、主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進する。また、食品産業が消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給し、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業としての役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含めた食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。						
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	0 <42,469> の内数	0 <43,289> の内数	0 <44,139> の内数	0 <46,236> の内数	
		補正予算(b)	0 <13,525> の内数	0 <11,824> の内数	0 <10,899> の内数		
		繰越し等(c)	0 <▲6,493> の内数	0 <▲562> の内数			
		合計(a+b+c)	0 <49,501> の内数	0 <54,551> の内数			
	執行額(百万円)		0 <46,474> の内数	0 <50,959> の内数			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)			
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 1(3)生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓			
	日本再興戦略		平成28年6月2日閣 議決定	第2 I 3. (2) ii) ③			
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の 活力創造本部決 定、平成26年6月24 日改訂、平成28年 11月29日改訂	Ⅲ 施策の展開方向 2. 6次産業化等の推進			

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進									
目標①【達成すべき目標】	6次産業化等の取組の質の向上と拡大									
測定指標	ア 6次産業化の市場規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		1兆円	5.1兆円	5.5兆円	6.3兆円	7.1兆円 (A:おおむ ね有効)	-	10兆円	A	S↑-他
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
把握の方法	出典:「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)等 公表時期:毎年6月頃に前年度の市場規模を公表									
達成度合いの 判定方法	6次産業化市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革 や新商品開発・販売開拓への支援等が市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。									
備考	—									

測定指標	イ 6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		1.2兆円	2.0兆円	2.1兆円	2.2兆円	2.3兆円 (暫定値) (B:有効性の 向上が必要)	-	3.2兆円		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
把握の方法	出典:6次産業化総合調査(農林水産省大臣官房統計部)及びA-FIVEから聞き取り 算出方法:6次産業化総合調査における「農産物の加工」、「農産物直売所」、「水産物の加工」及び「水産物直売所」の年間販売金額並びに農林漁業成長産業化ファンド出資事業体の売上のうち加工・直売に係るものを案分した額を合算。									
達成度合いの 判定方法	加工・直売の市場規模について、増減の要因、加工・直売に取り組む農林漁業者等に対する新商品開発・販路開拓の支援の状況などを総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
測定指標	ウ 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		18年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		16%	20.3%	20.7%	21.3%	21.5% (暫定値) (B:有効性の 向上が必要)	-	50%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
把握の方法	出典:「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部) 算出方法:通年営業直売所数/年間販売額1億円以上の通年営業直売所数									
達成度合いの 判定方法	年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合について、増減の要因、直売所の売上向上に向けた取組状況や課題への対応状況などを総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
測定指標	エ バイオマス産業都市における産業規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		-	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		-	-	-	103億円 A(103%)	116億円 B(77%)	-	400億円		
	年度ごとの目標値		-	-	100億円	150億円	200億円			
把握の方法	調査手法:バイオマス産業都市選定地域からの進捗状況報告 作成時期:翌年度6月末 算出方法:バイオマス産業都市構想に位置付けられる各プロジェクトについて、当該年度のバイオマス関連製品の生産量及び発電量を基に市場規模及び経済波及効果を算出 データの所在:農林水産省バイオマス循環資源課									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	オ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
		186.6億円	-	186.6億円	258.2億円	296.6億円 A(おおむね有効)	-	600億円		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
把握の方法	調査手法:法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区の状況から、経済規模を試算。 作成時期:調査翌年度6月 算出方法:聞き取り結果(発電容量と固定価格買取制度における調達価格、供給熱量等)により試算 データの所在:農林水産省バイオマス循環資源課(固定価格買取制度調達価格については経済産業省公表データを使用)。									
達成度合いの 判定方法	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。									
備考	－									

測定指標	カ 地理的表示が登録されている都道府県の数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		0都道府県	10都道府県 A(100%)	21都道府県 A(105%)	34都道府県 A(117%)	36都道府県 A(95%)	-	47都道府県		
	年度ごとの目標値		10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県		A	S↑-直
把握の方法	調査手法:特定農林水産物等登録簿により把握 作成時期:年度末 データの所在:農林水産省知的財産課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(2)	食品産業の競争力の強化									
目標①【達成すべき目標】	新たな市場を創出するための環境づくりの推進									
測定指標	ア 食品関連事業者 ^(注2) と農業者の連携に向けての商談件数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
		518件	166件	518件 A'(344%)	1,077件 A(108%)	1,124件 A(112%)	-	1,000件		
	年度ごとの目標値		70件	155件	1,000件	1,000件	1,000件		A	F=-直
把握の方法	調査手法:事業者からの聞き取り 作成時期:調査年度末 算出方法:事業者からの聞き取りを農林水産省にて集計 データの所在:農林水産省食文化・市場開拓課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	イ 食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
		83.6%	85.5% A(101%)	82.8% A(97%)	86.2% A(101%)	88.7% A(104%)	-	85.0%		
	年度ごとの目標値		85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%		A	S=-直
把握の方法	調査手法:全市町村(東京23区含む)に対してアンケート調査 作成時期:11月からアンケートを実施し、3月までに集計 算出方法:市町村又は民間事業者が対策を実施していると回答した市町村数/対策を必要としている市町村数 データの所在:農林水産省食品流通課、アンケート調査結果をホームページで公表 http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/access_genjo.html#enquete									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上110%以下、Bランク:80%以上90%未満、Cランク:80%未満									
備考	—									
目標②【達成すべき目標】	食品流通の効率化及び高度化等									
測定指標	ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	6年度		
		11.63%	-	-	12.56% A(おおむね有効)	7月末把握予定	-	11.00%		
	年度ごとの目標値		-	-	-	11.63%	11.51%		A	F↓-差
把握の方法	出典:中小企業実態基本調査(中小企業庁) 公表時期:調査年度末 算出方法:飲食料品卸売業の経費/飲食料品卸売業の売上高									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ただし30年度については、既存の施策の展開状況も含めて総合的に判断する。									
備考	平成30年度の統計データは7月末公表予定のため、平成29年度の実績値を利用して判定。									

測定指標	イ 中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	6年度		
		17.8%	-	-	-	18.4% A(おおむね有効)	-	27.5%		
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-		A	S↑-他
把握の方法	調査手法:農林水産省食品流通課卸売市場室市場整備班による調査 算出方法:青果・水産物の低温卸売場の面積／青果・水産物の卸売場面積 データの所在:農林水産省食品流通課									
達成度合いの判定方法	中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率について、増減要因及び卸売市場におけるコールドチェーンの整備に対する支援の状況などを総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
測定指標	ウ 1中央卸売市場当たりの取扱金額 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	6年度		
		695億円	-	695億円	684億円	660億円 C(-85%)	-	719億円		
年度ごとの目標値			-	-	-	701億円	704億円		C	F↑-差
把握の方法	調査手法:農林水産省食品流通課卸売市場室市場企画班による調査 算出方法:中央卸売市場の取扱金額／中央卸売市場数 ※ただし取扱数量及び経営の安定した中央卸売市場について連続性のあるデータを測る観点から、一部の取扱品目を地方卸売市場に転換した市場は除く。 データの所在:農林水産省食品流通課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標③【達成すべき目標】	食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進									
測定指標	ア 食品循環資源の再生利用等実施率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		22年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		食品製造業 94% 食品卸売業 53% 食品小売業 37% 外食産業 17%	食品製造業 95%(A) 食品卸売業 57%(A) 食品小売業 46%(A) 外食産業 24%(B)	食品製造業 95%(A) 食品卸売業 60%(A) 食品小売業 47%(A) 外食産業 23%(B)	食品製造業 95%(A) 食品卸売業 65%(A) 食品小売業 49%(A) 外食産業 23%(B)	食品製造業 95%(A) 食品卸売業 67%(A) 食品小売業 51%(A) 外食産業 32%(B)	-	食品製造業 95% 食品卸売業 70% 食品小売業 55% 外食産業 50%		
年度ごとの目標値			食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 29%	食品製造業 95% 食品卸売業 62% 食品小売業 48% 外食産業 33%	食品製造業 95% 食品卸売業 64% 食品小売業 50% 外食産業 38%	食品製造業 95% 食品卸売業 66% 食品小売業 52% 外食産業 42%	食品製造業 95% 食品卸売業 68% 食品小売業 53% 外食産業 46%		食品製造業:A 食品卸売業:A 食品小売業:A 外食産業:B	S↑-直
把握の方法	出典:食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく定期報告、食品循環資源の再生利用等実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 公表時期:調査翌年度4月以降 算出方法:上記出典を基に算出									
達成度合いの判定方法	食品リサイクル法に基づく食品産業における4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)における再生利用等実施率の実績値／4業種それぞれに定められた再生利用等実施率の目標値 (A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満)									
備考	－									

測定指標	イ 飲食サービス業の労働生産性の伸び率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		－	－	4.4%	－6.2%	－3.3% (暫定値) (B:有効性の向上が必要)	－	3.0%		
	年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		B	S↑－他
把握の方法	出典:法人企業統計(財務省)「飲食サービス業」 公表時期:調査翌年度9月 算出方法:直近3カ年の年間平均労働生産性変化率									
達成度合いの判定方法	当該統計に基づく計算値(直近3カ年の年間平均労働生産性変化率)、研修会・交流会の参加事業者数、消費者物価指数、市場動向等を総合的に分析し、判定する。									
備考	30年度の実績値は9月上旬に把握予定のため、「四半期法人企業統計調査」(財務省)による推計値で評価している。									
測定指標	ウ 食品製造業の労働生産性の伸び率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	3年度		
		2.6%	－	2.6%	6.4%	13% (暫定値) A(おおむね有効)	－	3.0%		
	年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		A	S↑－他
把握の方法	出典:「法人企業統計調査」(財務省) 作成時期:調査翌年度9月 算出方法:目標年度の労働生産性/前年度の労働生産性(労働生産性＝付加価値額/(役員数＋従業員数))									
達成度合いの判定方法	当該統計に基づく計算値(目標年度の対前年伸び率)等を総合的に分析し判定する。									
備考	30年度の実績値は9月上旬に把握予定のため、「四半期法人企業統計調査」(財務省)による推計値で評価している。									

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野③「生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓」について、評価可能な測定指標数17個について、Aが11個、Bが5個、Cが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。		
	測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】	【(2)の②(ウ)】1中央卸売市場当たりの取扱金額 1中央卸売市場当たりの取扱金額については、660億円で、達成度が-583%で「C」となった。その原因としては以下のことが考えられる。 1)外部要因 外部要因としては、青果物については、自然災害等の発生による入荷数量の減少の影響を受け、7月～10月までは卸売価格が高騰した一方、4月～6月及び11月～3月は、輸入野菜を含めた野菜全体の供給量の増加により前年度よりも安値で推移した影響を受け、取扱金額が前年度よりも減少したものと想定される。 また、水産物については、漁獲不漁により卸売価格が高騰したが、入荷数量の減少を補うまでに至らず、取扱金額が前年度よりも減少したものと想定される。 2)内部要因 内部要因としては、各卸売市場において、強い農業づくり交付金等を活用して、品質・衛生管理の高度化及び市場内外の物流の効率化のための施設整備や、輸出のための環境整備等に取り組むことにより、付加価値の向上や販路の拡大につながるよう努め、取扱数量の減少を補う相場の維持をおこなったが、数量の減少を補うまでに至らなかったものと想定される。 3)総合的な要因 以上のとおり、各卸売市場において強い農業づくり交付金等の施策を活用し、品質・衛生管理の高度化に取り組み、付加価値の向上や販路の拡大につながるよう努めたが、外部要因の影響による取扱数量の減少を補うまでに至らなかった。		
	次期目標等への反映の方向性	「1中央卸売市場当たりの取扱金額」については、近年増加傾向にあり、平成26年度に設定した当該指標の目標値(平成32年度までに632億円)を達成したこと、また卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引適正化に関する法律の施行により卸売市場の活性化の取組等を促進することを踏まえ、平成30年度に、卸売市場の機能強化への支援等の施策の効果を測る指標として「1中央卸売市場当たりの取扱金額」の目標値を見直し、上方修正を行ったところ。 平成30年度の実績は、外的要因による卸売価格・数量の減少の影響を受け、目標値を5.8%下回り達成に至らなかったが、平成30年10月に「食品等の流通の合理化及び取引適正化に関する法律」が施行されたことにより、令和元年度以降、同法に基づく食品流通の合理化のための施策の効果が現れることが見込まれる。 また、令和2年6月に施行される改正卸売市場法に基づき、各卸売市場において実態に応じた取引ルールが設定されることにより、市場の活性化に向けた取組が図られ、同様に施策の効果が現れることが期待される。 したがって、法改正に基づく施策の効果を含め、卸売市場の機能強化への支援等の施策の効果を測るため、当該指標は令和元年度も継続することとし、取扱金額の増加の実現に向け、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等により、卸売市場の品質・衛生管理の強化のための施設整備を促進するとともに、「食品等の流通の合理化及び取引適正化に関する法律」(平成30年10月22日施行)に基づく物流の効率化等の食品流通の合理化の取組の支援等によって、卸売市場の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進する。		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—		
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)		予算		
		税制		
		その他 (法令、組織、定員等)		
担当部局名		食料産業局(国際部、消費・安全局、生産局、農村振興局) 【食料産業局企画課／食文化・市場開拓課／輸出促進課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／食品流通課／食品製造課、消費・安全局動物衛生課、生産局総務課、農村振興局整備部地域整備課】	政策評価実施時期	令和元年8月

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

【目標】①

6次産業化等の取組の質の向上と拡大

(ア)6次産業化の市場規模

【測定指標の選定理由】

「日本再興戦略改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を 2020 年(令和2年度)に 10 兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)^(注3)の市場規模の合計である。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

22 年度 (基準値)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	2 年度 (目標値)
1 兆円	5.1 兆円	5.5 兆円	6.3 兆円	7.1 兆円	10 兆円

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

出典:「6次産業化総合調査」等

【その他参考資料】

—

(イ)6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成 23 年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成 32 年度までに 50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、「日本再興戦略改訂 2015」における6次産業化の市場規模の目標年度に合致させるとともに、加工・直売について過去の売上高からのトレンドにより見込んだ市場規模の伸びに、農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化事業体への出資の予測件数と既存の出資事業体の売上規模に基づく市場拡大効果を加味して算出の上、設定した。

年度ごとの目標値については、「日本再興戦略改訂 2015」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	—	—	—	—	—	3.2 兆円
実績値	2.0 兆円	2.1 兆円	2.2 兆円	2.3 兆円 (暫定値)	—	—

出典:6次産業化総合調査(農林水産省大臣官房統計部)及び A-FIVE から聞き取り

【その他参考資料】

(ウ)年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成 23 年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が億円以上のものの割合を、平成32年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」に掲げられた内容に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、上記基本方針において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年間売上額1億円以上の直売所の割合

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値	—	—	—	—	—	—	50%
実績値	18.6%	20.3%	20.7%	21.3%	21.5% (暫定値)	—	—

出典:「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)

【その他参考資料】

—

(エ)バイオマス産業都市における産業規模

【測定指標の選定理由】

バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」に変更。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数としてのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

バイオマス産業都市の産業規模

(単位:億円)

年 度	平成29度	平成30年	令和元年	…	令和7年
目 標 値	100	150	200	…	400
実 績 値	103	116	—	…	—

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

(オ)再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定した。

長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (億円)

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	600
実績値	186.6	258.2	296.6	-	-	-	-	-

(農林水産省食料産業局作成)

【その他参考資料】

—

(カ)地理的表示が登録されている都道府県の数

【測定指標の選定理由】

地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。

年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
目標値	10 都道府県	20 都道府県	29 都道府県	38 都道府県	47 都道府県
実績値	10 都道府県	21 都道府県	34 都道府県	36 都道府県	—

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

【目標】①
新たな市場を創出するための環境づくりの推進

(ア)食品関連事業者^(注3)と農業者の連携に向けての商談件数

【測定指標の選定理由】

農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拡げるため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでいることから、「食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数」を測定指標として選定している。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、対象事業における過去の実績より、マッチングから商談まで進む割合を約 15%と想定しており、平成 29 年度に対象事業を拡充したため、平成 29 年度から令和2年度までの各年度の目標値については、事業実施主体(4事業者)の計画から産地及び都市部懇談会によるマッチング総数を推計し、そのうち商談まで進む件数を 1,000 件として設定した。

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
目標値	1,000 件	1,000 件	1,000 件	—	—	2,000 件
実績値	1,077 件	1,124 件	—	—	—	—

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

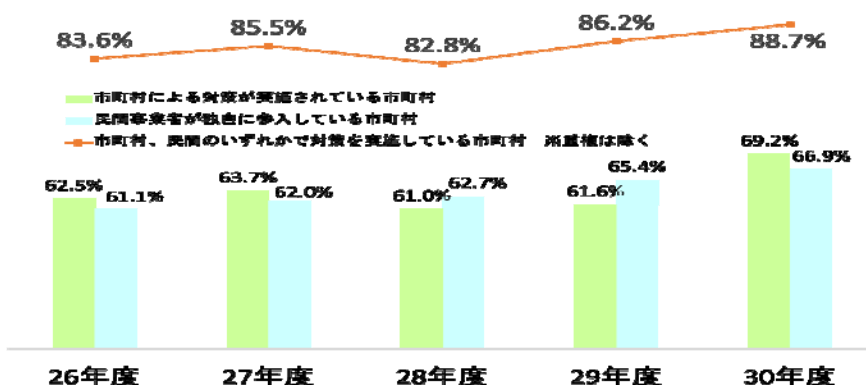
(イ)食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合

【測定指標の選定理由】

「高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。」という基本計画上の施策の達成度合を総合的に評価するため、「食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、農林水産省では、この問題が顕在化した平成 20 年度から施策を実施しているが、平成 23 年度から実施している市町村アンケートの結果を見ると、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数は着実に増加している一方、高齢化や人口減少の深刻化に伴い、対策を必要とする市町村数も増加しているため、その実施割合は平均 85%程度で推移している状況であることから、今後も高齢化や人口減少等により対策を必要とする市町村数の増加が想定される中で、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の増加を施策により維持することとして設定した。



出典:「食料品アクセス問題」に関する全国市町村アンケート調査結果(平成 30 年度)

【その他参考資料】

—

【目標】②

食品流通の効率化及び高度化等

(ア) 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合

【測定指標の選定理由】

卸売市場を含む食品流通構造の効率化を測定するため、次の理由により、「飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合」を測定指標として選定した。

①食品流通においては、消費者ニーズの変化や人手不足、情報通信技術の発達等の変化を踏まえつつコスト削減や付加価値向上などの取組を推進することが必要であり、今後、改正卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の成立(第 196 回通常国会)を踏まえ、1. 物流の効率化、2. 情報通信技術等の活用、3. 鮮度保持等の品質・衛生管理、4. 国内外の需要への対応等の施策を進めていくこととしている。

②施策の成果としては、営業利益(＝売上総利益－経費)の規模により測定することも考えられるが、売上総利益(＝粗利益＝売上高－売上原価)は外部要因の影響等による変動幅が大きく、施策の効果を的確に表現できないことが考えられる。

③一方、経費は食品流通の各段階における効率化の取組が反映される経費であり、売上高に対する割合を見ることで流通構造の合理化の進展が把握できる。

目標年次については、改正卸売市場法の改正が公布(平成 30 年6月 22 日)から 2 年を超えない範囲内で施行されること、かつ、施行後5年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、①本法律が成立した平成 30 年度までは既存の施策をもって基準年度(平成 28 年度)実績値の現状の維持を図り、②令和元年度以降は、本法律に基づく物流の効率化、情報通信技術等の活用等、卸売市場を含めた食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(令和6年度)まで毎年割合が直線的に減少(0.1 ポイントずつ減少)するものとして目標値を設定(11.0%)とした。

(単位: %)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	—	11.63	11.5	11.4	11.3	11.2	11.1	11.0
実績値	11.63	12.56	—	—	—	—	—	—	—

出典: 中小企業実態基本調査結果を基に農林水産省が算出。

【その他参考資料】

—

(イ) 中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売場の整備率

【測定指標の選定理由】

卸売市場を含めた食品流通の合理化等を促進し、生産者・消費者双方のメリット向上のための食品流通構造の実現に向けた制度の構築が求められており、卸売市場における鮮度保持及び付加価値の向上の観点からも、低温管理によるコールドチェーンを整備することは重要であることから、生鮮食料品の品質・衛生管理の高度化に関する施策の効果を測るため、「中央卸売市場における青果・水産物の低温卸売市場の整備率」を測定指標とした。

目標年次については、①改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律は平成 30 年 10 月に、改正卸売市場法は令和2年6月に施行すること、かつ、改正卸売市場法の施行後 5 年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることに加え、②低温卸売市場の整備には、規模によっては 5～7年程度を要することから、改法に基づく施策等による低温卸売場の整備の促進の効果を測定するための期間を設けることとし、令和6年度に設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の施行により、卸売市場において食品等の流通合理化の取組の一環としてコールドチェーンの整備等が図られることを見込み、平成 28 年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した 27.5%に設定した。なお、前述のとおり、低温卸売場の整備には長期間の取組が求められ、短期間での効果の測定が困難であることから、単年度の目標値は設定していない。

(単位: %)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	—	—	—	—	—	27.5
実績値	17.8	—	—	—	—	—	—

出典: 農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

(ウ) 1 中央卸売市場当たりの取扱金額

【測定指標の選定理由】

卸売市場の健全性を測定するため、次の理由により、「1 中央卸売市場当たりの取扱金額」を測定指標として選定した。

①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。

②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。

③他方、「1 中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。

④また、「1 中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速に把握できる等の利点がある。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法(現: 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)の改正により、卸売市場を活性化するとともに、食品等の新たな需要の開拓や付加価値の向上を促進すること、さらに、市場外取引についても取り込むことが可能となることから、平成 28 年度までのトレンドから算出した場合の伸び率から倍増した取扱金額(719 億円(税込み))に設定した。

また、目標年次については、改正卸売市場法が令和2年6月に施行すること、かつ、法律の施行後 5 年を目処に、改正後の法律の規定について必要な見直しを行うこととしていることから、令和6年度と設定した。

(単位: 億円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
目標値	—	698	701	704	707	710	713	716	719
実績値	695	684	660	—	—	—	—	—	—

出典: 農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

【目標】③

食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進

(ア) 食品循環資源の再生利用等実施率**【測定指標の選定理由】**

食品リサイクル法に基づき定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品産業の4業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）に対し食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標（実施率）が定められていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、毎年度の目標値は、前年度の値を記入している。

食品循環資源の再生利用等実施率

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 29%	食品製造業 95% 食品卸売業 62% 食品小売業 48% 外食産業 33%	食品製造業 95% 食品卸売業 64% 食品小売業 50% 外食産業 38%	食品製造業 95% 食品卸売業 66% 食品小売業 52% 外食産業 42%	食品製造業 95% 食品卸売業 68% 食品小売業 53% 外食産業 46%
実績値	食品製造業 95% 食品卸売業 57% 食品小売業 46% 外食産業 24%	食品製造業 95% 食品卸売業 60% 食品小売業 47% 外食産業 23%	食品製造業 95% 食品卸売業 65% 食品小売業 49% 外食産業 23%	食品製造業 95% 食品卸売業 67% 食品小売業 51% 外食産業 32%	—

出典：食品循環資源の再生利用等実態調査等を基に作成

【その他参考資料】

—

(イ) 飲食サービス業の労働生産性の伸び率**【測定指標の選定理由】**

「サービス産業チャレンジプログラム」（平成 27 年 4 月 15 日日本経済再生本部決定）において、サービス産業全体の労働生産性の伸び率が、令和2年までに 2.0%（平成 25 年：0.8%）となることを目指すことが決定されたため、「飲食サービス業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】

目標値は、サービス産業全体の目標値2%をもとに、その数値を上回る3%を設定した。

年度ごとの目標値については、「サービス産業チャレンジプログラム」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
目標値	—	—	—	—	3.0%
実績値	4.4%	-6.2%	-3.3% (暫定値)	—	—

出典：「法人企業統計」を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

—

(ウ)食品製造業の労働生産性の伸び率

【測定指標の選定理由】

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、製造業全体の労働生産性について年間 2%(平成 25 年～平成 27 年の平均 1.4%)を上回る向上を目指すことが決定されたため、「食品製造業の労働生産性の伸び率」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については平成 30 年 4 月 6 日に公表した「食品産業戦略」において「2020 年代の労働生産性 3 割増」を提案。遅くとも 2029 年までに労働生産性を 30%向上させるためには、毎年、労働生産性を 3.0%ずつ向上させていく必要。

こうした考えの下、食品製造業の労働生産性の伸び率を 2021 年度(令和3年度)までに年 3.0%向上させることを目標値として設定。

年度毎の目標値については、「未来投資戦略 2017」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

年度	28 年度 (基準年)	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度
目標値	—	—	—	—	—	3.0%
実績値	2.6%	6.4%	13% (暫定値)	—	—	—

出典:法人企業統計調査(財務省)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称
注2 食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業
注3 6次産業化7分野	加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT 活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギーの7分野

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野③：生産・加工・流通过程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)(平成20年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	-
(2)	卸売市場法(昭和46年)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、中央卸売市場整備計画に基づき開設者が行う施設整備に対する支援等を通じて卸売市場の整備を促進するとともに、卸売業者等に対する指導監督により卸売市場の適正かつ健全な運営を確保する。 この法律の適正な執行により市場施設の計画的な整備が進むとともに、卸売市場の適正かつ健全な運営が確保されることにより、卸売市場の機能強化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	-
(3)	食品流通構造改善促進法(平成3年)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-イ	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(4)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年)	-	-	-	(1)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(5)	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年)	-	-	-	(1)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-

(6)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	-	-	-	(1)-①-ア	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(7)	中小企業等経営強化法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) (平成11年、平成28年改正)	-	-	-	(1)-①-ア	労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図るため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)」を改正し、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者等に、固定資産税の軽減や金融支援等の措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、中小企業・小規模事業者等の経営力の向上につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(8)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	(1)-①-ア	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(9)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	(1)-①-ア	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(10)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-③-ア	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	-
(11)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	(1)-①-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	-
(12)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	(1)-①-ア	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。	-

(13)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	(1)-①-ア	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	-
(14)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(15)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(16)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	(1)-①-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(17)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-エ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	-
(18)	株式会社農林漁業成長産業化支機構法 (平成24年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(19)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-オ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-

(20)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年改正)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-カ	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(21)	農業競争力強化支援法 (平成29年)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通・加工の合理化」を実現するために、農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	-
(22)	日本農林規格等に関する法律 (平成29年)	-	-	-	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(23)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (主) (関連:30-⑮)	369 (352)	379 (356)	753 (683)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援した。 この支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(24)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (主) (関連:30-①)	169 (166)	169 (168)	137 (135)	(2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行う。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進、6次産業化の市場規模の拡大に寄与した。	
(25)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (主) (関連:30-⑫、⑮)	77 (64)	78 (71)	72 (63)	(1)-①-ア (2)-③-ア	商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進により、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等の肥料利用を推進する取組を支援した。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	

(26)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (関連:30-④)	293 (256)	267 (238)	565 (378)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行った。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行った。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(27)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:30-④,⑤)	-	354 (314)	719 (673)	(1)-①-ア	我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国の、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(28)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (関連:30-⑫,⑮)	103 (94)	96 (77)	56 (54)	(1)-①-ア (1)-①-オ	市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(29)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	70 (69)	70 (70)	52 (48)	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進した。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(30)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	174 (161)	174 (166)	172 (152)	(1)-①-ア (1)-①-カ	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進した。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド製品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	

(31)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援した。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(32)	農業ICT標準化推進事業 (平成28年度) (関連:30-④)	15 (15)	13 (13)	9 (9)	(1)-①-ア	現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。当該事業に参加する農業ICT関連事業者が増え、農業ICT規格の標準化が進むことにより、農業に関するビッグデータの比較・分析等が可能となり、データを活用して一層高品質で生産性の高い農業が行えるようになることで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(33)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (関連:30-⑫,⑮)	60 (54)	50 (46)	39 (36)	(1)-①-ア (1)-①-オ	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(34)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連:30-④,⑤)	1,479 (1,475)	1,548 (1,492)	1,548 (1,525)	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出額増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(35)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (平成20年度) (関連:30-④,⑤)	75 (74)	68 (68)	81 (81)	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾患の監視・診断体制を整備・強化した。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(36)	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費 (平成28年度) (関連:30-④,⑤)	7 (7)	12 (5)	10 (8)	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築される。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	

(37)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (関連:30-④)	-	83 (69)	95 (90)	(1)-①-ア	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成、及び育成者権取得経費を支援する。 あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実をはかるための協力活動を行う。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぐことにより輸出額の増加が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(38)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (関連:30-④)	-	45 (37)	41 (40)	(1)-①-ア	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格を制定し、規格・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(39)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:30-④,⑨,⑪,⑬)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	産地における高付加価値化等による販売価格の向上等に向けた取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援。この支援措置により、6次産業化の市場規模の拡大等に寄与した。 また、卸売市場の機能強化を図るため、中央卸売市場の開設者等が行う卸売場の低温化等の取組に対し支援した。 この支援措置により卸売市場において低温化された施設等の整備が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	
(40)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑮,⑯,⑰,⑱,⑲,㉒)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	
(41)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-⑫,⑭,⑮)	-	255 (247)	202 (202)	(1)-①-オ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与した。	

(42)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (主) (関連:30-②、⑮)	-	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (2)-③-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの支援措置により、6次産業化等の取組の面的な拡大を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	
(43)	食品流通合理化促進事業 (平成30年度) (主) (関連:30-④)	-	-	335 (297)	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	流通事業者によるサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化を促進するほか、トラックの確保が困難となるなかで物流の効率化等により輸送手段の安定的な確保を図ることで、ネット通販等の新たな販路の拡大にも資するなど、6次産業化の市場規模の拡大に寄与した。	
(44)	食品産業イノベーション推進事業 (平成30年度) (主) (関連:30-④)	-	-	86 (85)	(1)-①-ア	ICT、ロボット、AI技術等のモデル実証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催、先進・優良事例等調査の取組を支援した。 この支援措置により、食品産業におけるイノベーションを創出するとともに、生産性向上の推進に寄与した。	
(45)	海外需要創出等支援対策事業 (平成30年度) (関連:30-④)	-	-	3,439 (3,266)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援した。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	
(46)	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業 (平成30年度) (関連:30-⑪)	-	-	80 (73)	(1)-①-ア	農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策推進上の新たな課題を抽出するため、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等を調査。 農産物流通等の合理化の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査を行うものもあり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	

(47)	農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (関連30-④)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	(1)-①-ア	「農林水産物の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(48)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:30-⑮)	5,000 [5,000 (産投資 付)]	5,000 [4,000(産 投資) 1,000(産投資 付)]	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施した。 この支援措置により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(49)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をする。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与した。	-
(50)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	-	-	-	(2)-①-イ	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をする。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持に寄与した。	-
(51)	食品流通構造改善貸付金のうち食品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	(2)-①-イ	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(52)	特定農産加工資金 (平成元年度)	-	-	-	(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-

(53)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	(1)-①-ア	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(54)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	(1)-①-ア	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(55)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	(1)-①-ア	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をする。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(56)	6次産業化に係る資金 (平成22年度) (関連:30-⑮)	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(57)	農業協同組合、同連合会、農業組 合法人等が、日本政策金融公庫 (食品流通改善資金-卸売市場近 代化施設)の貸付を受けて取得し た共同利用の機械及び装置につ いての課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法第349条の 3第4項] (昭和49年度)	1 (0)	1	1	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が貸付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用設備の近代化が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	-
(58)	農業協同組合、中小企業等協同組 合等が政府の補助又は農業近代 化資金等の貸付を受けて取得し た、農林漁業者等の共同利用に供 する施設に対する課税標準の特例 措置(卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法附則第 11条第11項] (昭和46年度)	1 (0)	1	1	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	-

(59)	卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税: 地法第701条の34第3項第14号] (昭和50年度)	1,155 (1,155)	1,155	1,155	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(60)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(卸売市場) [所得税・法人税: 租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和46年度)	0 (0)	0	0	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(61)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税: 租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和46年度)	0 (0)	0	0	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与した。	—
(62)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税: 租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度) 【H30.10.22廃止】	—	—	—	(1)-①-ア (2)-①-イ	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除する。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(63)	産業競争力強化法に係る特例措置[登録免許税: 租税特別措置法第80条第1項] (平成25年度)	—	—	—	(1)-①-ア	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減する(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(64)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税: 地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)		(1)-①-ア	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施する。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—

(65)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度 (研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項～第4項] (昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3451.1 (2,294.8)	2,413	(1)-①-ア	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ 試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 Ⅱ 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 Ⅲ 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	—
(66)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	—	117,100 の内数 (88,300)	116,000 の内数 (令和2年2月頃に把握予定)	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5トンの以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(67)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090 (3,200)	2,070 (令和2年2月頃に把握予定)	(1)-①-ア	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—

(68)	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度(中小企業経営強化税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の3、第42条の12の4、第68条の15の5] (平成29年度)	-	117,100 の内数 (61,900)	116,000 の内数 (令和2年2月 頃に把握予 定)	(1)-①-ア	即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除との選択。 適用対象者は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、生産性の高い設備を導入した中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械装置(1台の取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が30万円以上) (3)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (4)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) (5)ソフトウェア(70万円以上) この支援措置により、中小企業者等の設備投資が促進され、生産性の高い設備やIT化等への投資の加速化や経営力の向上が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(69)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15条第2項第1号] [事業所税:地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)	70 (82.3)	107.5 (119.2)	(1)-①-ア	公害防止用設備(汚水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与した。	-
(70)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	44,540 (44,540)	(1)-①-ア (1)-①-エ	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	-
(71)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	(1)-①-ア (1)-①-エ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	-

(72)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第33項] (平成25年度)(関連:30-⑮)	14,103 (19,786)	13,361 (18,353)	8,561 (令和2年2月 把握予定)	(1)-①-ア (1)-①-オ	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	—
(73)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 [所得税・法人税:措法第13条の2、第46条の2、第68条の33] (平成29年度)	—	0.04 (0.01)	集計中 (8月末 把握予定)	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ (2)-②-ウ	農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40%(建物及びその附属設備並びに構築物は45%)を割増償却。 この支援措置により、農産物流通・加工業界の事業再編を促進し、効率的な農産物流通や高い生産性を実現させ農産物の安定的な取引に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付金 (平成24年度) (関連:30-⑨)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761 の内数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	(2)-②-ウ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援。 この支援措置により、被害を受けた地域における生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓に寄与する。	
(2)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-①,⑨,⑬,⑳,㉒)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(2)-①-ア	量販店、オンラインストア等における福島県産農林水産物等の販売促進の取組、商談会の開催等を支援する。 この支援措置により、新たな市場を創出するための環境づくりの推進に寄与する。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-④)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓					
政策の概要 【施策の概要】	世界の人口の増大や各国の経済成長等に伴い、世界の食関連の市場規模も拡大が続くと見込まれるとともに、海外における日本食への関心も高まっている。 このため、今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。 また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	3,578 < 0 > の内数	4,083 < 0 > の内数	4,721 < 0 > の内数	4,824 < 0 > の内数
		補正予算(b)	7,265 < 0 > の内数	4,400 < 0 > の内数	10,670 < 0 > の内数	
		繰越し等(c)	▲6,219 < 0 > の内数	1,857 < 0 > の内数		
		合計(a+b+c)	4,624 < 0 > の内数	10,340 < 0 > の内数		
	執行額(百万円)		4,208 < 0 > の内数	9,024 < 0 > の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定		第3 1(3)グローバルマーケットの戦略的な開拓	
	日本再興戦略		平成25年6月14日 閣議決定		第Ⅱ 二. テーマ4 (2) ① Ⅱ)	
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の 活力創造本部決定、平成26年6月24 日改訂、平成28年 11月29日改訂		Ⅲ 施策の展開方向 1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地 産地消、食育等の推進	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進									
目標①【達成すべき目標】	官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進									
測定指標	ア 農林水産物・食品の輸出額 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		4,497億円	7,451億円	7,502億円	8,071億円	9,068億円 A(おおむね有効)	-	1兆円	A	F↑-他
		年度ごとの目標値		-	7,000億円	-	-	-		
把握の方法	出典:貿易統計(財務省) 公表時期:調査年度3月 算出方法:貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計									
達成度合いの判定方法	各年の輸出額を基本としつつ、「農林水産業の輸出力強化戦略」を踏まえた品目別輸出団体はじめ関係者の取組状況等を総合的に分析し、判定する。									
備考	—									

測定指標	イ 新たなJASの制定件数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		－	－	－	3件	11件 A(おおむね有効)	－	20件		
	年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		A	S↑-他
把握の方法	調査方法:農林水産省告示JASの制定数を把握 データの所在:農林水産省食品製造課									
達成度合いの判定方法	各年度に新たに制定されるJASの数を基本としつつ、事業者が自らの強みを活かせるJASの素案の策定状況等を総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
施策(2)	食品産業のグローバル展開									
目標①【達成すべき目標】	食品産業の海外展開の促進									
測定指標	ア 海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合(事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	各年度		
		－	－	91% A(101%)	92% A(102%)	64% B(71%)	－	90%		
	年度ごとの目標値		－	90%	90%	90%	90%		B	F=-直
把握の方法	調査方法:「食品産業グローバル展開推進事業」において実施する事業可能性調査・実証等の成果を広く共有するため、事業成果報告会等を開催し、当該報告会への参加企業へのアンケートの結果において「その後の企業活動に活かされる」と回答した割合により把握 作成時期:翌年度4月(事業実績報告提出後) 算出方法:各事業実施主体の事業実績報告より集計									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:100%超、Aランク:90%以上100%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 我が国食品産業の現地法人数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		1,071 法人	1,071 法人	1,123 法人 A(106%)	1,191 法人 A(121%)	1,240 法人 A(113%)	－	1,320 法人		
	年度ごとの目標値		1,070 法人	1,120 法人	1,170 法人	1,220 法人	1,270 法人		A	S↑-差
把握の方法	出典:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社) 作成時期:翌年度5月(上記出典発行後) 算出方法:「海外進出企業総覧」における業種別現地法人数を集計									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値－基準値)÷(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

施策(3)	知的財産の戦略的な創造・活用・保護									
目標①【達成すべき目標】	知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化									
測定指標	ア 地理的表示が登録されている都道府県の数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		0都道府県	10都道府県 A(100%)	21都道府県 A(105%)	34都道府県 A(117%)	36都道府県 A(95%)	-	47都道府県		
	年度ごとの目標値		10都道府県	20都道府県	29都道府県	38都道府県	47都道府県		A	S↑-直
把握の方法	調査手法:特定農林水産物等登録簿により把握 作成時期:年度末 データの所在:食料産業局知的財産課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 我が国農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	4年度		
		0品種	-	-	0品種	9品種 A(おおむね有効)	-	100品種		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		A	S↑-直
把握の方法	調査手法:農林水産省による登録数の確認 作成時期:年度末(令和2年度以降) データの所在:食料産業局知的財産課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝令和4年度末登録件数/令和4年度末目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	ウ アセアン諸国におけるUPOV1991年条約者(注1)に準拠した法制度整備の完了国数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		29年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	9年度		
		2か国	-	-	2か国	3か国 B(50%)	-	6か国		
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		B	S↑-直
把握の方法	調査方法:農林水産省によるUPOV理事会での加盟審査状況等を基に法制度整備状況を把握 作成時期:年度末 データの所在:食料産業局知的財産課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値(法制度整備国数)／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野④「グローバルマーケットの戦略的な開拓」について、評価可能な測定指標数7個について、Aが5個、Bが2個、Cが0個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下」であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。		
	測定指標についての要因分析（達成度が悪い場合等）【施策の分析】	【(2)の①(ア)】海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合（事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合） 海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合（事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合）については、64%で、達成度合が71%で「B」となった。その原因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 我が国食関連事業者による輸出を牽引する海外投資は拡大基調にあるものの、食文化等の環境の違い等から、他の産業と比較すると緩やかな上昇傾向にある。 2) 内部要因 海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業を通じて、現地進出に向けたTPP11が発効され、今後アジア太平洋地域に巨大な自由貿易市場が誕生することが期待されることから、今後ベトナムへの投資を検討している、あるいは投資の拡大が見込まれる食関連事業者を集めたミッション団派遣を実施し、海外展開浸透度を図るためアンケートを実施した結果、「参考になった」という意見が64%だった。 3) 総合的な要因 食品関連産業の海外展開については拡大基調ではあるが、他の産業と比較すると緩やかな状況である。このため、当該事業の実施により、顕著な経済成長が期待される国・地域への事業展開を推進し、世界の食市場のニーズを我が国の食品関連事業者や生産者が獲得することが不可欠である。		
	次期目標等への反映の方向性	我が国食関連産業の輸出を牽引する海外投資は拡大基調にあるが、更なる促進に向け、令和2年度予算においては、より柔軟で効率的な予算執行を行う観点から、「海外農業・貿易投資環境調査分析事業」の事業の一部として予算の組み替え・大括り化し予算要求を行っている。 また、事業内容については、前年度事業をベースとしながらも、リーディングケースづくりを推進するための海外展開診断・パートナー候補とのマッチング、ハンズオン型投資・貿易推進事業を新たに設定。海外進出を目指す企業に対し、より具体的な進出アクションに結び付きやすい支援体制とする。		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—		
評価結果の政策への反映状況（主なもの）		予算		
		税制		
		その他（法令、組織、定員等）		
担当部局名		食料産業局(国際部、消費・安全局、生産局) 【食料産業局企画課／食文化・市場開拓課／輸出促進課／知的財産課／食品流通課／食品製造課、消費・安全局動物衛生課、生産局総務課】	政策評価実施時期	令和元年8月

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

【目標】①

官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

(ア) 農林水産物・食品の輸出額

【測定指標の選定理由】

国内の食市場が縮小する中、340兆円(2009年)から680兆円(2020年)に拡大するといわれる世界の食のマーケットを目指した、日本産農林水産物・食品の輸出拡大が必要であることから、「農林水産物・食品の輸出額」を測定指標として選定している。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円とするとされた目標を、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)において、平成31年に1年前倒し達成を目指すこととされたことを踏まえ、目標年を変更している。

なお、長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、中間目標値(2016年(平成28年)に7,000億円)を除き単年の目標値は設定していない。

農林水産物・食品の輸出額の推移

単位: 億円

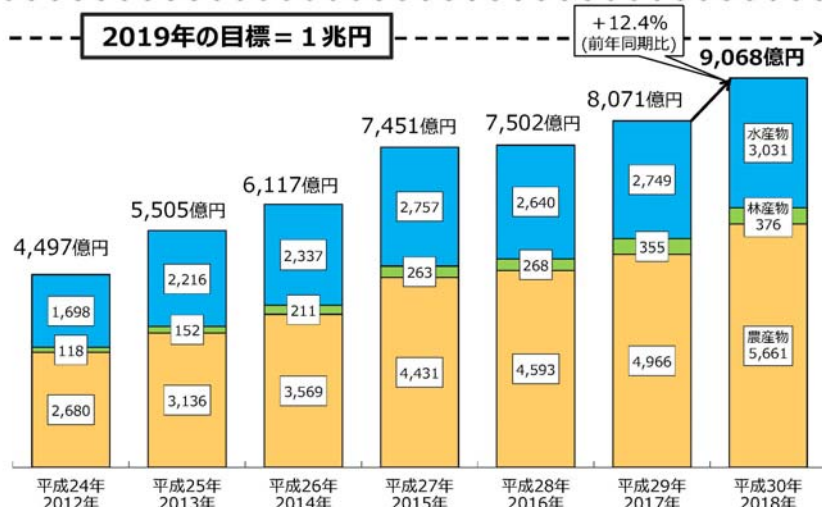
年	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)
輸出額 (目標値)	-	-	-	-	7,000	-	-	10,000
輸出額 (実績値)	4,497	5,505	6,117	7,451	7,502	8,071	9,068	-

出典: 財務省「貿易統計」を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
食料産業局



出典: 財務省「貿易統計」を基に食料産業局が作成

(イ)新たなJASの制定件数

【測定指標の選定理由】

一般に、規格・認証の活用は、事業者間の取引等において、産品や取組の内容について説明・証明を容易にし、取引の円滑化や販路の開拓等に寄与するものである。

今般、国内市場が縮小傾向にある中、海外市場での我が国の輸出力強化を図ることは喫緊の課題であるが、価値観や文化、商慣行が異なる者同士が取引を行う海外市場では、必要な情報や信頼の担保のため、規格・認証の活用が有効であるところ。

以上を踏まえ、我が国の農林水産分野では低調であった規格・認証への戦略的対応を推進するため、事業者の発意に応じ、国際化を見据え、我が国の強みのアピールにつながる多様なJASを制定・活用し得るよう、JAS法を改正し平成 29 年6月に公布、平成 30 年4月に施行したところ。

このような中、制度面の整備だけでなく、事業者が自らの強みを活かせる規格を制定し、取引に活用していくことが重要であることから、まずは事業者の発意に応じた新たなJASの制定を促進することとし、新たに制定されるJASの数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、これまでよりもJAS制定数を大幅に増やしていく必要があることから、当面の目標として、平成 29 年度から令和2年度までの間に 20 規格を制定することとして設定した。

なお、規格制定には長期にわたる取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

新たな JAS の制定件数

(件)

年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	-	-	-	20
実績値	3	11	-	-

(農林水産省調べ)

【その他参考資料】

新たに制定した JAS

規格		制定日
1	日持ち生産管理切り花の日本農林規格	平成 30 年3月 28 日
2	べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 30 年3月 29 日
3	ウンシュウミカン中の β -クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 30 年3月 29 日
4	有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格	平成 30 年12月 28 日
5	人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格	平成 30 年12月 28 日
6	接着重ね材の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
7	接着合せ材の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
8	ほうれんそう中のルテインの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
9	生鮮トマト中のリコペンの定量－吸光光度法の日本農林規格	平成 31 年1月 31 日
10	障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格	平成 31 年3月 29 日
11	青果市場の低温管理の日本農林規格	平成 31 年3月 29 日

(農林水産省調べ)

施策(2) 食品産業のグローバル展開

【目標】①
食品産業の海外展開の
促進

(ア)海外展開の支援事業により実施した事業可能性調査等の結果がその後の企業活動に活かされると評価される割合(事業成果報告会等の参加企業への事後アンケートの結果「活かされる」と評価された割合)

【測定指標の選定理由】

海外展開により食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品関連企業に対し、具体的な進出計画策定等に係る支援を実施することにより、各企業の海外展開へフェーズを一段階進めることが重要である。そのため農林水産省では、食品関連企業の海外展開に係る事業可能性調査・実証等の取組を支援しているところである。

よって、当該事業の実施により、先駆的な海外展開の支援を行い、その結果を広く流布することにより、食品産業の海外展開の進捗度・浸透度を測るため、「その後の企業活動に活かされると評価された割合」を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、事業成果報告会等の参加企業が「その後の企業活動に活かされる」と評価することが、当該事業成果の共有化が図られるとともに、企業の海外展開への機運を高めることに繋がることから、各年度 90%と設定した。

単位: %

年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	90	90	90	90
実績	91	92	64	-

出典:各事業実施主体の事業実績報告より集計

【その他参考資料】

—

(イ)我が国食品産業の現地法人数

【測定指標の選定理由】

食品産業の事業基盤を強化し、我が国の食料の安定供給の確保等を図るためには、食品製造・流通業の現地生産・販売の取組や外食産業の進出を促進することが重要であることから、「我が国食品産業の活動規模(現地法人数)」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、我が国食品産業の現地法人数の近年の増加傾向を維持することが重要である。このため、データ取得が可能な過去8年間の我が国食品企業(食品製造業)の現地法人数データを用いて、線形回帰分析により令和2年の法人数を1,320 法人と推計した。

我が国食品産業の現地法人数

単位: 法人

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度
目標値	1,070	1,120	1,170	1,220	1,270	1,320
実績値	1,071	1,123	1,191	1,240		

出典:「海外進出企業総覧」(東洋経済新報社)を基に食料産業局が作成

【その他参考資料】

—

施策(3) 知的財産の戦略的な創造・活用・保護

【目標】①
知的財産の保護・活用
による農林水産物・食品
の高付加価値化

(ア)地理的表示が登録されている都道府県の数
【測定指標の選定理由】
地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った製品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
目標値については、まずはリーディングケースとしての実績を作ることにより、これを契機として更なる申請、制度の活用の拡大が期待できることから、5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることとして設定した。
年度毎の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
目標値	10 都道府県	20 都道府県	29 都道府県	38 都道府県	47 都道府県
実績値	10 都道府県	21 都道府県	34 都道府県	36 都道府県	

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】
—

(イ)我が国農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数
【測定指標の選定理由】
農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、日本の品種の海外流出を防ぐことが必要であることから、我が国の農産物輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
目標値については、輸出促進上特に重要な食用農作物の国内における品種登録が年間100品種程度あり、このうち2割にあたる20品種の海外における登録を目指すことから、今後5年間で100品種とした。年度毎の目標値については、品種登録に要する期間は国内において平均2.7年程度であるが、海外への出願であること、果樹等は通常より長期になること等を考慮し、期間後半に増加するものとして設定しなかった。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
目標値	—	—	—	—	—	100 品種
実績値	0 品種	9 品種	—	—	—	—

出典:植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム調べ

【その他参考資料】
—

(ウ)アセアン諸国における UPOV1991 年条約^(注1)に準拠した法制度整備の完了国数

【測定指標の選定理由】
東アジア地域における UPOV1991 年条約に則った植物品種保護制度の整備状況を測定する指標として、アセアン諸国における法制度整備の完了国数を選定。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
アセアン諸国における UPOV1991 年条約加盟を促進することとしており、アセアン全 10 か国中過半として6か国に増やすことを目標値に設定。なお、法制度整備には長期の手続を要することから、年度毎の目標値は設定していない。

アセアン諸国における UPOV1991 年条約に準拠した法制度整備の完了国数

(単位：か国)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)	R 9 (2027)
目標値	—	—	—	6
実績値	2	3	—	—

資料：食料産業局作成

【その他参考資料】
—

2. 用語解説

注1 UPOV1991 年条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)	植物の新品種を各国が共通の基本原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、もって農業の発展に寄与することを目的とする国際条約
---	---

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野④: グローバルマーケットの戦略的な開拓

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年改正)	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	-
(2)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-イ	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	-
(3)	農業競争力強化支援法 (平成29年)	-	-	-	(1)-①-ア	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通・加工の合理化」を実現するために、農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	-
(4)	日本農林規格等に関する法律(JAS法) (平成29年)	-	-	-	(1)-①-ア	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	-

(5)	輸出環境整備推進事業 (平成27年度) (主) (関連:30-③)	293 (256)	267 (238)	565 (378)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国の農林水産物・食品の輸出を1兆円に拡大させるため、諸外国の輸入規制の緩和・撤廃等の輸出環境整備のための政府間交渉に必要な情報・データの収集等を行った。また、日本産食品に多く含まれる既存添加物の使用が米国、EUで認められるためのデータ収集等の支援や米国食品安全強化法に事業者が対応するための支援を行った。 これらの支援措置により、世界の食関連市場の獲得に向け、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	
(6)	海外農業・貿易投資環境調査分析事業 (平成29年度) (関連:30-③,⑤)	-	354 (314)	719 (673)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ	我が国食産業の海外展開を推進することで、諸外国におけるフードバリューチェーンの構築を図り、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与した。	
(7)	食によるインバウンド対応推進事業 (平成28年度) (主) (関連:30-③)	70 (69)	70 (70)	52 (48)	(1)-①-ア	地域の食の魅力を発信する基盤づくりを支援するとともに、訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進した。 この支援措置により、インバウンド需要の増大が日本産食材等の評価を高めるといった好循環の構築を図り、農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(8)	地理的表示保護制度活用総合推進事業 (平成28年度) (主) (関連:30-③)	174 (161)	174 (166)	172 (152)	(1)-①-ア (3)-①-ア	地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の整備、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進、地理的表示保護制度等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、知的財産マネジメントに関する普及活動と人材育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を推進した。 これらの支援措置により、農山漁村の持つ知的財産としてGI等の地域ブランド製品の価値の十分な評価、知的財産を活用した収益性向上を目指す取組の一層の強化及び諸外国において第三者が我が国の地名を冠した商品を販売するといった問題への対応等がなされ、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及びGI等の知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与した。	
(9)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (主) (関連:30-③)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	(1)-①-ア	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させるとともに、我が国食料産業が海外の食市場の成長を取り込んでいく必要があった。そのためには、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要があり、それを目的として、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム文書の案の作成とその国際標準化を推進する取組を支援した。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与するとともに、我が国の「食文化・食産業」の海外展開が促進され、成長するアジア市場の需要を取り込むことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	

(10)	農業ICT標準化推進事業 (平成28年度) (主) (関連:30-③)	15 (15)	13 (13)	9 (9)	(1)-①-ア	現在、我が国の農業分野のICTには統一規格がなく、関連企業はそれぞれ独自の規格に基づく製品を販売しており、互換性がないことから、ビッグデータ解析が困難な状況である。当該事業に参加する農業ICT関連事業者が増え、農業ICT規格の標準化が進むことにより、農業に関するビッグデータの比較・分析等が可能となり、データを活用して一層高品質で生産性の高い農業が行えるようになることで、農産物の輸出促進に寄与した。	
(11)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連:30-③,⑤)	1,479 (1,475)	1,548 (1,492)	1,548 (1,525)	(1)-①-ア	BSE検査を確実に実施することで、国際機関であるOIEが認定するBSEリスクステータスを維持し、これによって牛肉輸出可能国の新規開拓(維持)を行い、牛肉の輸出促進に寄与した。	
(12)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 (平成20年度) (関連:30-③,⑤)	75 (74)	68 (68)	81 (81)	(1)-①-ア	本事業により、家畜及び野生動物における家畜の伝染性疾患の監視・診断体制を整備・強化した。これにより、安全な畜産物の供給体制が強化され、農林水産業・地域の活力創造プランの「動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化」並びに「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、輸出促進に寄与した。	
(13)	動物疾病基幹診断施設のISO17025等外部精度管理支援事業費 (平成28年度) (関連:30-③,⑤)	7 (7)	12 (5)	10 (8)	(1)-①-ア	本事業により、我が国の動物疾病診断・検査体制の国際的な信頼性が向上し、疾病発生時でも畜産物輸出が継続できる体制が構築された。これにより、「食料・農業・農村基本計画」の「科学的根拠に基づき、検疫協議を戦略的に実施」を具体化し、畜産物の輸出可能国を維持・増加することにより輸出促進に寄与した。	
(14)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:30-③,⑨,⑪,⑬)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ア	産地における高付加価値化等による販売価格の向上、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備等を支援した。 この支援措置により、日本の農産物・食品の輸出額増加に寄与した。	
(15)	農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (関連30-③)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(16)	植物品種等海外流出防止総合対策事業 (平成29年度) (主) (関連:30-③)	-	83 (69)	95 (90)	(1)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ	海外における植物新品種の育成者権保護のため、海外出願相談窓口の設置、主な出願先国の海外出願マニュアルの作成及び育成者権取得経費を支援した。あわせて海外における植物品種保護に必要となる技術的な課題の解決に向けた取組を行うとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備・充実を図るための協力活動を行った。 これらの支援措置により、海外における植物品種保護のための総合的な対策を推進し、我が国からの優良品種の海外流失等を防ぎ、輸出促進に寄与した。	

(17)	新たな種類のJAS規格調査委託事業 (平成29年度) (主) (関連:30-③)	-	45 (37)	41 (40)	(1)-①-ア (1)-①-イ	市場のボーダーレス化に対応できるよう、国際化を見据え、我が国産品・事業者の強みをアピールできるJASを制定し、標準・認証を戦略的に展開することで、食品産業・農林水産業の競争力強化を図るとともに、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(18)	食品流通合理化促進事業 (平成30年度) (関連:30-③)	-	-	335 (297)	(1)-①-ア	流通業者等による生産者と実需者を結ぶ商物流の確立やサプライチェーンを活用した輸出拠点の構築などの流通合理化が促進し、農林水産物の輸出拡大が図られたことにより、輸出促進に寄与した。	
(19)	海外需要創出等支援対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③)	-	-	3,439 (3,266)	(1)-①-ア	我が国の農林水産物・食品の輸出額を1兆円に拡大させるため、「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、戦略的なマーケティングの強化、輸出に取り組む事業者等への商談マッチング、新たな販路開拓等を支援した。 この支援措置により、海外における日本産農林水産物・食品の販路が拡大し、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び食品産業の海外展開の促進に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑥)

政策分野名 【施策名】	力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等					
政策の概要 【施策の概要】	効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手に対し、重点的に経営発展に向けた支援を実施する。 このため、認定農業者等の担い手の育成・確保、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備等の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	852,905 <0> の内数	865,338 <0> の内数	817,666	846,728
		補正予算(b)	25,076 <0> の内数	3,758 <0> の内数	0	
		繰越し等(c)	△7,032 <0> の内数	21,192 <0> の内数		
		合計(a+b+c)	870,949 <0> の内数	890,288 <0> の内数		
	執行額(百万円)		789,523 <0> の内数	791,689 <0> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画 日本再興戦略改訂2014 日本再興戦略2016 農林水産業・地域の活力創造プラン 未来投資戦略2018		平成27年3月31日 平成26年6月24日 平成28年6月2日 平成30年11月27日 平成30年6月15日	第3 2 (1)、(2)、(4) 第1 II 2(1) 女性 第2 I 3 (2) i III 政策の展開方向 3 V 具体的施策 3] 第2 I [4] 1 (3) i) ① 女性		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保									
目標①【達成すべき目標】	農業経営の法人化の推進									
測定指標	(ア) 農業法人経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
		15,300 法人	18,857 法人 (A:98%)	20,800 法人 (A:90%)	21,800 法人 (B:81%)	22,700 法人 (B:73%)	-	50,000 法人		
年度ごとの目標値			19,200法人	23,100法人	27,000法人	30,900法人	34,800法人		B	S↑-直
把握の方法	農林漁業センサス及び農業構造動態調査(抽出調査による推計)により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
目標②【達成すべき目標】	農業従事者の確保									
測定指標	(ア) 40代以下の農業従事者数 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
		31.1万人 (25.3末)	31.6万人 (A:96%)	31.8万人 (A:94%)	32.6万人 (A:94%)	33.4万人 (A:94%)	-	40万人 (35.3末)		
年度ごとの目標値			32.9万人	33.8万人	34.7万人	35.6万人	36.4万人		A	S↑-直
把握の方法	「農林業センサス、新規就農者調査(農林水産省統計調査)、国勢調査(総務省)」により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100▼A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)		女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備									
目標①【達成すべき目標】		女性の活躍推進									
測定指標	(ア) 農業法人の役員に占める女性の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類	
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
		18%	24% (A:126%)	24% (A:120%)	22% (A:100%)	集計中(8 月中に作 成見込 み)	-	30%			
	年度ごとの目標値			19%	20%	22%	24%	26%		A	S↑-直
	把握の方法		「農業法人実態調査」(公益社団法人 日本農業法人協会)により把握。								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		※30年度(評価対象年度)の実績値については評価実施時期までの把握が困難なことから、29年度(前年度)実績値を用いて評価を行う。									
評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり									
		(判断根拠) 政策分野⑥「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等」について、評価可能な測定指標数3個について、Aが2個、Bが1個とし、「A」及び「B」が半数以上(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての 要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】		-								
	次期目標等への 反映の方向性		-								
学識経験を有する者の 知見の活用											
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報		-									
評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算										
	税制										
	その他 (法令、組織、定員等)										
担当部局名		経営局 【経営局経営政策課/就農・女性課】					政策評価実施時期		令和元年8月		

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

【目標】① 農業経営の法人化の推進

(ア) 農業法人経営体数

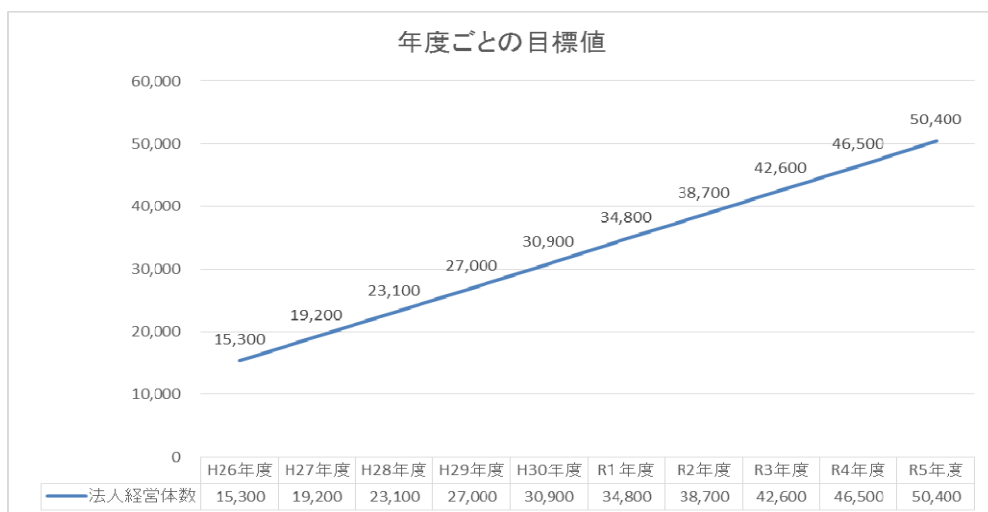
【測定指標の選定理由】

法人経営には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面で、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多いことから農業経営の法人化を推進しているところであり、また、「日本再興戦略」においても、「今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」ことを成果目標(KPI)としている。

このため、「法人経営体数の増加」を測定指標とし、平成35年度の目標値を5万法人として、約3,900法人/年増加する目標を設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年度の目標値は、令和5年度の目標値を踏まえ、各年度約3,900法人増加するとして設定した。



(経営局作成)

【把握の方法】

農林漁業センサス及び農業構造動態調査(抽出調査による推計)により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上 150%以下、Bランク:50%以上 90%未満、Cランク:50%未満

【目標】② 農業従事者の確保

(ア) 40代以下の農業従事者数

【測定指標の選定理由】

現在、我が国の農業は、農業就業者の高齢化が進行し、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割と著しくアンバランスな年齢構成となっている。こうした中、食料・農業・農村基本計画と併せて策定した「農業構造の展望」の「農業労働力の見直し」の「付録」として、構造改革が進むことを前提に、10年後に現在と同程度の生産を維持するのに必要な「農業就業者(農業従事者)」の数を約90万人必要と試算し、この場合、40代以下の農業従事者を40万人以上確保することが必要であるとしている。

同様に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」においても「新規就農し定着する農業

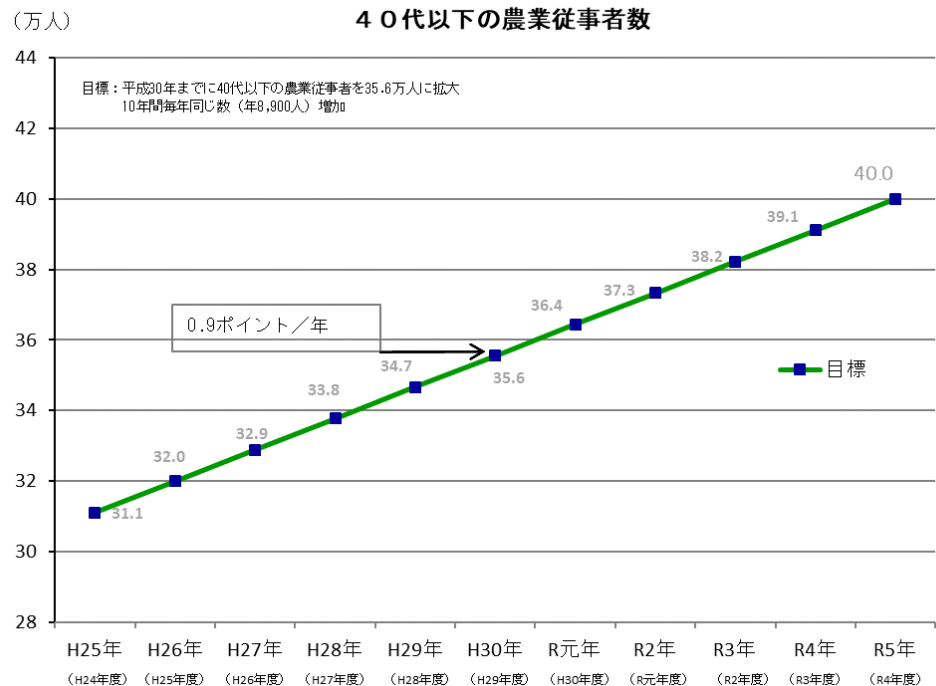
者を倍増し、10 年後に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大」という目標を設定している。

このため、平成 35 年までに 40 代以下の農業従事者数を 40 万人に拡大することとし、8,900 人／年増加することとして目標を設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各年度の目標値は、最終目標値を踏まえ、各年度 8,900 人増加することとして目標を設定した。

※30 年度(評価対象年度)の実績値については評価実施時期までの把握が困難なことから、29 年度(前年度)実績値を用いて評価を行う。



(経営局作成)

【把握の方法】

「農林業センサス、新規就農者調査(農林水産省統計調査)、国勢調査(総務省)」により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上 150%以下、Bランク:50%以上 90%未満、Cランク:50%未満

【目標】③ 女性の活躍推進

(ア)農業法人の役員に占める女性の割合

【測定指標の選定理由】

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、農業経営の発展、6次産業化の展開に重要な役割を担っている。

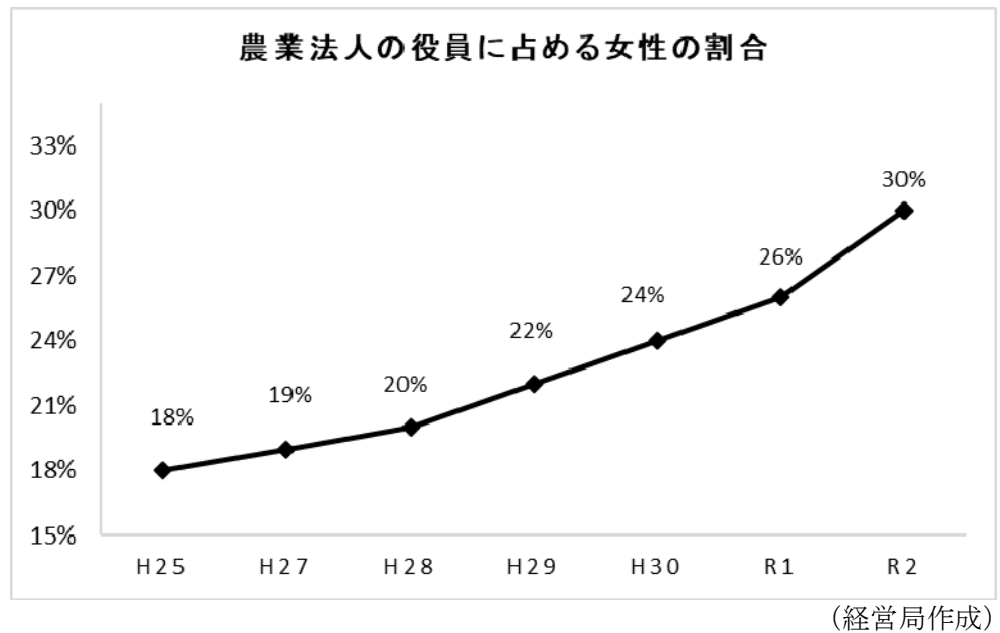
女性農業者が能力を最大限発揮できる環境を整備し、女性が参画する農業経営体を増加させることによって、販売金額の増大、経営の多角化が期待されることから、農業法人における役員に占める女性の割合を測定指標とした。

また、日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」を目標としていることから、農業法人における女性役員の割合を 32 年度に 30%まで増加させることとし、27、28 年度は前年度比1%増、以降2%増を各年度の目標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各年度の目標値は、最終目標値を踏まえ、27、28 年度は前年度比1%増、以降2

%増を各年度の目標として設定した。



【把握の方法】

「農業法人実態調査」(公益社団法人 日本農業法人協会)により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度の目標値)×100
 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上 150%以下、Bランク:50%以上 90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	—
----	---

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑥：力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]			
(1)	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 (平成18年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	米穀、麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手に対し、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金及び農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付。 上記の交付金を交付し、農業経営の安定を図ることにより、担い手の育成・確保に寄与した。	-
(2)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	-	-	-	-	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与した。	-
(3)	独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年)	-	-	-	-	(独)農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与した。	-
(4)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年)	-	-	-	-	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	-
(5)	農業改良資金融通法 (昭和31年)	-	-	-	-	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	-

(6)	農業近代化資金融通法 (昭和36年)	-	-	-	-	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	-
(7)	農業信用保証保険法 (昭和36年)	-	-	-	-	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等を行うことにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	-
(8)	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年)	-	-	-	-	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害(危機)に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	-
(9)	農業保険法 (昭和22年)	-	-	-	-	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与した。	-
(10)	農業近代化資金利子補給金 (昭和41年度) (主)	3 (1)	1 (1)	2 (0)	(1)-①-(ア)	担い手の資金調達を円滑にするため、農林中央金庫が農業近代化資金を融通する際に、国が農林中央金庫に利子補給金を交付。 経営意欲のある農業者等に対し、施設整備等のための資金(農業近代化資金)を低利で融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	
(11)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務 (平成20年度) (主)	16,335 (14,965)	16,335 (14,935)	16,171 (14,774)	(1)-①-(ア)	日本政策金融公庫が農林水産業者に長期・低利の資金を融通する際に必要となる貸倒引当金などのコストを補給金として交付。 財政措置によって政策的に日本公庫の貸付利率を引き下げ、長期かつ低利の資金を融通することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	

(12)	株式会社日本政策金融公庫危機 対応円滑化業務 (平成20年度) (主)	123 (110)	120 (109)	120 (107)	—	株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務の円滑な運営に資するための経費に対する補助金の交付。 株式会社日本政策金融公庫は指定金融機関に対して資金の貸付け、リスクの一部補填(損害担保)及び利子補給金を交付することにより、担い手への資金調達の円滑化し、経営発展を支援した。	
(13)	農業経営基盤強化資金利子助成 金等交付事業 (平成22年度) (主)	5,622 (5,147)	4,676 (4,264)	4, 829 (3,485)	(1)-①-(ア)	スーパーL資金等の金利負担軽減措置のため、国が(公財)農林水産長期金融協会に補助金を交付し、当該協会が利子助成金を借入農業者等へ交付。 意欲ある農業者等の経営改善を金融面から支援するため、金利負担の軽減を図るとともに、被災農業者の復旧の取組みに必要な資金の金利を引き下げることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	
(14)	農業改良資金利子補給金 (平成22年度) (主)	406 (357)	318 (274)	242 (202)	(1)-①-(ア)	農業者等が生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組を行う場合に必要な資金を無利子で貸し付けた場合に、国が日本政策金融公庫に利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	
(15)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (主、関連:29-7)	197 (173)	128 (93)	68 (51)	(1)-①-(ア)	地域の農業者の徹底した話し合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の作成・見直しを支援し、農業の競争力・体質強化を図ることで、農業経営の法人化に寄与した。	
(16)	農業経営改善利子補給金交付事業 (平成23年度) (主)	35 (22)	30 (21)	26 (19)	(1)-①-(ア)	担い手が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付。 民間金融機関と都道府県農業信用基金協会(基金協会)との協調融資方式により、民間金融機関が低利で資金を供給できるようにすることにより、担い手の資金調達を円滑化し、経営発展を支援することを通じて、結果的に農業経営体の法人化にも資した。	
(17)	農業経営法人化支援総合事業 (旧農業経営力向上支援事業) (平成27年度) (主)	653 (505)	668 (520)	910 (0)	(1)-①-(ア)	県レベルに農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談・経営診断や専門家派遣・巡回指導などの取組を支援するとともに、経営相談等をした集落営農等が法人化及び組織化する取組を支援することにより、農業経営の法人化及び質の向上に寄与した。	

(18)	農業信用保証保険基盤強化事業 (平成27年度) (主)	284 (11)	266 (20)	23 (2)	(1)-①-(ア)	被災農業者の経営再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除等するための資金を交付することにより、担い手への資金調達を円滑化し、経営発展を支援した。	
(19)	経営体育成支援事業 (平成23年度) (主)	6,087 (5,359)	18,125 (14,839)	16,059 (11,582)	(1)-②-(ア)	適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械の整備等を支援。 このような支援により、地域の担い手の育成・確保に寄与した。	
(20)	農業人材力強化総合支援事業 (平成24年度) (主)	21,804 (19,125)	20,278 (19,615)	23,265 (0)	(1)-②-(ア)	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前後の青年農業者への資金の交付、農業法人の雇用就農の促進、地域農業リーダーの人材の層を厚くする農業経営者教育の強化を支援。 これら総合的な支援により、青年新規就農者の増加に寄与した。	
(21)	青年等就農資金 (平成26年度) (主)	177 (147)	246 (157)	219 (0)	(1)-②-(ア)	新たな農業経営を営もうとする青年等を対象に、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、将来の農業者となる人材の育成・確保に寄与した。	
(22)	【TPP関連事業】 担い手確保・経営強化支援事業 (平成27年度) (主)	9,498 (8,732)	1,373 (1,268)	4,938 (4,492)	(1)-②-(ア)	農業者の減少・高齢化の進展や、TPP等による影響から国内生産額の減少が見込まれる中、将来にわたって地域農業の担い手が創意工夫の下、農業経営の発展に取り組めるよう万全の対策を講じ、力強く持続可能な農業構造を実現することが必要。 このため、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入を支援し、農業の構造改革を一層加速化することに寄与した。	
(23)	女性が変わる未来の農業推進事業 (平成30年度) (主)	-	-	96 (92)	(2)-①-(ア)	地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業者を育成するため、経営力向上や地域農業の発展のための問題意識等をもった女性農業を対象に、農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上、コミュニティの価値を高めるブランディング手法の習得等を内容とする実践型研修を実施する。また、農業経営体向けの女性農業者が働きやすい環境整備に係る研修教材の開発及び経営者・管理職向けセミナーの開催等を実施し、女性にとって魅力ある職業としての農業が選択されることに寄与した。	

(24)	農業共済事業事務費負担金 (昭和22年度) (主)	38,025 (38,025)	37,689 (37,689)	36,404 (36,404)		農業共済事業の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体に対し、事業運営に係る人件費等の基幹的経費を交付。 農業共済事業を迅速、適正かつ円滑に実施し、共済金の早期支払を行うことにより被災農業者の経営安定に寄与した。	
(25)	被害農家営農資金利子補給等補助金 (昭和28年度) (主)	7 (-)	1 (-)	5 (-)		天災による被害農林漁業者等に対し、融資機関が貸し付けた経営資金等について地方公共団体が行う利子補給に要する経費に対する補助。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与した。	
(26)	農林年金給付事業 (昭和33年度) (主)	273 (273)	824 (824)	261 (261)		農林漁業団体の役職員を対象とした年金制度である農林年金制度の安定的な運営を図るため、農林年金の年金給付費等について他の被用者年金制度と同様に補助することで、農林年金の確実な給付を行い、現在及び将来における約71万人の年金受給権者の老後の生活の安定に寄与した。	
(27)	特定地域経営支援対策事業 (昭和51年度) (主)	1,014 (985)	723 (634)	952 (743)		北海道におけるアイヌ農家の経営の改善及び沖縄県における農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に取り組む際に必要な施設・機械等の整備を支援することにより、意欲ある担い手の育成・確保に寄与した。	
(28)	人権問題啓発事業 (平成9年度) (主)	14 (13)	11 (11)	11 (11)		農林漁業団体の職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料作成・配布などの啓発活動を支援。 農業を振興する上で阻害要因となっている広範な人権問題の解消を図るための啓発を行い、活力ある地域農業を確立することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	
(29)	農業者年金事業 (平成15年度) (主)	119,947 (119,758)	119,718 (119,509)	119,291 (119,075)		担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与した。	
(30)	独立行政法人農業者年金基金運営費 (平成15年度) (主)	3,310 (3,310)	3,144 (3,144)	3,352 (3,352)		独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定を図るとともに、担い手となる若い農業者等の確保に寄与した。	

(31)	農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業 (平成26年度) (主)	332 (294)	313 (290)	282 (242)		農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、農業界と経済界の新たな連携を創出するとともに、事業により得られた効果を広く普及することにより、農業の競争力強化に寄与した。	
(32)	農業支援外国人適正受入サポート事業 (平成30年度) (主)	-	-	173 (82)		国家戦略特区制度で創設された「農業支援外国人受入事業」の実施のため、①自治体が行う適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置、②民間団体が行う外国人材の就労に対して一定の責務を負う受入農業経営体に対する相談対応、研修会の開催等のサポート活動を実施し、農業の成長産業化に寄与した。	
(33)	農協監査・事業利用実態調査費 (平成28年度) (主)	110 (84)	75 (65)	62 (57)		平成29年度までの調査で明らかとなった、公認会計士監査へ移行した場合の費用負担低減対策を農協が実践する上での課題と取組方向を明らかにするための調査を実施する。また、准組合員の事業利用規制の在り方の検討に資するため、生活インフラサービスへのアクセスに関する調査を実施した。 これらの調査の結果を活用して、農協等の公認会計士監査制度への円滑な移行に資するとともに、准組合員の事業利用規制の在り方についての検討に資した。	
(34)	収入保険制度の導入・農業災害補償制度の見直しに向けた準備 (平成29年度) (主)	-	471 (436)	638 (609)		農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入と農業者へのサービス向上等のための農業災害補償制度の見直しを平成31年1月から確実に実施できるよう準備し、これにより確立したセーフティネットにより、農業者の農業経営の安定に寄与した。	
(35)	農業共済再保険事業 (昭和22年度) (主)	58,959 (55,348)	61,568 (38,940)	57,979 (48,466)		①農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の農業共済組合連合会等への交付、②再保険金の農業共済組合連合会等への支払、③家畜共済損害防止事業交付金の農業共済組合連合会等への交付を行うことにより、被災農業者の経営安定に寄与した。	
(36)	収入保険制度の実施 (平成30年度)	-	-	25,645 (23,951)		①農業経営収入保険料国庫負担金の全国農業共済組合連合会への交付、②農業経営収入保険特約補填金造成費交付金の全国農業共済組合連合会への交付、③収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費の全国農業共済組合連合会への補助を行うことにより、農業者の農業経営の安定に寄与した。	

(37)	担い手育成農地集積資金利子補給金 (平成22年度) (主)	342 (287)	332 (281)	393 (271)		農業生産基盤整備等の事業に係る農家負担分を日本政策金融公庫が無利子で貸し付けた場合に、所要額を利子補給。 農業生産基盤整備等の事業を契機に一定以上の農地集積を図る農業者に対し、農家負担額の一部を無利子融資する日本政策金融公庫に国が利子補給を行うことにより、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	
(38)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (主、関連:30-9)	6,480 (6,418)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)		経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施にあたり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払いの前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要な経費助成。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与した。	
(39)	経営所得安定対策 (平成25年度) (主、関連:29-9)	270,119 (200,357)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)		担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の抛出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減抄影響緩和対策を実施。 上記交付金等を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定に寄与した。	
(40)	日本公庫資金円滑化貸付事業 出資金 (平成30年度)	- (-)	- (-)	350 (350)		日本公庫が、平成30年7月豪雨による被災農業者等に対し、災害関連資金を実質無担保・無保証人にて貸し付けることができるよう、国が日本公庫に対して財務基盤を強化するための出資金を交付することにより、被災農漁業者等の資金調達の円滑化に寄与した。	-

(41)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3、第68条の64、第68条の65] (平成19年度)	10,666 (12,195)	12,305 (14,464)	12,305 (13,803)		経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与した。	
(42)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号、第68条の75] (昭和49年度)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 105 (90) (法人税) 2 (0)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 130 (120) (法人税) 1 (0)	(農協系統) (所得税については、特別控除額の見込額を記載) 110 (整理中) (法人税) 0 (整理中)		組員等の有する土地について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与した。	
(43)	保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和28年度)	10,047 (10,048)	10,236 (10,607)	10,293		共済連が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、共済連が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与した。	
(44)	中小企業等の貸倒引当金の特例[法人税:租税特別措置法第57条の9、第68条の59] (昭和41年度)	(農協系統) 2,341 (2,188)	(農協系統) 2,281 (1,683)	(農協系統) 2,175		農業協同組合等の貸倒引当金について、繰入限度額を10%増しとすることができる。 天候等の影響を受け易く貸し倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、本措置により農協の財務基盤を高めることにより貸付に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化が図られ、担い手への資金調達の円滑化に寄与した。	

(45)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度)	(農協系統) 154 (395)	(農協系統) 313 (293)	(農協系統) 1,066		農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与した。	
(46)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、第68条の95、同施行令第39条の22第2項第11号] (農業信用基金協会:昭和50年度)	116 (36)	32 (24)	31 (22)		農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	
(47)	農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記に係る税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条第2項] (昭和48年度)	539 (603)	530 (546)	534 (501)		農業者等が融資機関からの資金の借入に際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減(4/1,000 → 1.5/1,000)。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	
(48)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置[固定資産税:地方税法349条の3第4項] (昭和49年度)	319の内数 (261の内数)	281の内数 (285の内数)	264の内数 (0)		農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分に限り価格の1/2とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	
(49)	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第11項] (昭和30年度)	113 (61)	80 (53)	50 (0)		日本政策金融公庫(沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金)又は農業近代化資金の貸付けを受けて取得する共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を控除することができる(控除額の上限は価格の1/2)。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与した。	
(50)	企業年金等の積立金に対する課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の4] (平成11年度)	4,356 (4,356)	4,430 (4,430)	4,437 (4,437)		共済連が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 農業経営復旧・復興対策 特別保証事業 (平成24年度)	36 (25)	32 (23)	29 (20)	—	被災農業者等が民間金融機関から借り入れる復旧・復興関係資金について、実質無担保・無保証人(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)での借入れが可能となるよう、基金協会が債務保証をする際の保証料を無償とするために必要な資金を基金協会に対して交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	
(2)	【参考:復興庁より】 農業経営復旧・復興対策利子 助成金等交付事業 (平成24年度)	1,474 (1,378)	1,351 (1,203)	1,382 (1,044)	—	被災農業者等が復旧・復興の取組のために借り入れた資金について、借入者の金利負担軽減を図り、復旧・復興の取組を金融面から支援するため、(公財)農林水産長期金融協会が利子助成金を交付する際に必要となる財源を国が同協会に交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	
(3)	【参考:復興庁より】 農業改良資金利子補給金 (平成24年度)	10 (10)	9 (9)	7 (7)	—	日本公庫が、被災農業者等に対して農業改良資金(無利子)を貸し付けた場合に、日本公庫に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	
(4)	【参考:復興庁より】 農水産業協同組合貯金保険機構 への出資金 (平成30年度)	—	—	660 (660)	—	農水産業協同組合貯金保険機構を経由した(株)東日本大震災事業者再生支援機構への追加出資を通じて、同支援機構の財務基盤強化を図ることにより、同支援機構が行う、東日本大震災により二重ローンを抱える事業者に対する、金融機関等からの債権買取や債務免除等を通じた円滑な事業再生支援を推進することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与した。	

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、< >外書きで記載している。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑦)

政策分野名 【施策名】	担い手への農地集積・集約化と農地の確保				
政策の概要 【施策の概要】	農業の生産性を高め、成長産業としていくため、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 また、荒廃農地(注1)を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図るほか、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図り、優良農地(注2)の確保と有効利用の取組を推進する。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	35,679 <104,820> の内数	57,638 <102,786> の内数	59,890 <95,518>
		補正予算(b)	21,700 <900> の内数	10,000 <1,621>	0
		繰越し等(c)	△19,537 <885>	21,444 <△8,211>	
		合計(a+b+c)	37,842 <106,605>	89,082 <96,196>	
	執行額(百万円)		32,456 <106,075,195>	51,708 <95,336>	
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 2 (3)	
	土地改良長期計画(注3)		平成28年8月24日	第3 3 (1) 政策目標2 ア ②	
	日本再興戦略2016		平成28年6月2日	第2 I 3 (2) i	
農林水産業・地域の活力創造プラン			平成26年6月24日	III 政策の展開方向 3 V 具体的施策 3	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	担い手への農地集積・集約化の加速化									
目標①【達成すべき目標】	担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立									
測定指標	(ア) 担い手が利用する農地面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
	年度ごとの目標値	49%	8万ha (B:57%)	6.2万ha (C:45%)	4.1万ha (C:29%)	3.1万ha (C:22%)	—	80%	C	S↑一直
把握の方法	「耕作及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)及び経営局調査により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	(イ) 基盤整備完了地区における担 い手への農地集積率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	—	—	72% (A:90%)	77% (A:96%)	7月末把 握予定	—	80%	A	S=一直
把握の方法	農村振興局調査により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値(%) / 当該年度目標値(%)) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	※30年度(評価対象年度)の実績値については評価実施時期までの把握が困難なことから、29年度(前年度)実績値を用いて評価を行う。									
施策(2)	荒廃農地の発生防止・解消等									

目標①【達成すべき目標】	農用地区域における荒廃農地の再生利用										
	測定指標	(ア) 荒廃農地の再生利用面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
			－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
			－	7.1千ha (A':173%)	10.6千ha (A':258%)	7.0千ha (A':170%)	6.5千ha (暫定値) (A':158%)	－	4.5万ha	A'	F↑一直
	年度ごとの目標値		4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha				
	把握の方法	農村振興局調査により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
施策(3)		農地転用許可制度等の適切な運用									
目標①【達成すべき目標】	農用地区域内農地面積の確保										
	測定指標	(ア) 農用地区内農地面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
			405万ha	403.2万 ha (A:99%)	402.8万 ha (A:99%)	401.8万 ha (A:99%)	400.8万 ha (暫定値) (A:99%)	－	403万ha	A	S＝一直
	年度ごとの目標値		404.8万 ha	404.6万 ha	404.5万 ha	404.3万 ha	404.1万 ha				
	把握の方法	農村振興局調査により把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり									
	測定指標についての 要因分析 (達成度合いが悪い場 合等) 【施策の分析】	(判断根拠) 政策分野⑦「担い手への農地集積・集約化と農地の確保」について、評価可能な測定指標数4個のうち、A'が1個、Aが2個、Cが1個とし、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。 【(1)①(ア)】 担い手が利用する農地面積の割合 1)外部要因 特になし。 2)内部要因 30年度は、担い手への農地集積の取組が、担い手が豊富で条件の良い平地において一段落し、担い手不足かつ条件不利地である中山間地域に移行してきているため、担い手への農地集積面積の伸びが低調になっていると考えられる。 3)総合的な要因 以上のとおり、2)の内部要因により目標が達成できなかった。 【(2)①(ア)】 荒廃農地の再生利用面積 1)外部要因 特になし。 2)内部要因 荒廃農地を再生する取組に対する各種支援や、各地の荒廃農地再生の取組事例の紹介による横展開等の効果が着実に進展したことから、目標を超える面積が再生されたと考えられる。 3)総合的な要因 以上のとおり、2)の内部要因により目標値を上回った。									

	次期目標等への 反映の方向性	【(1)①(ア)】担い手が利用する農地面積の割合 今後は、第198回通常国会で可決成立した農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の一部改正等により、①地域の関係者が一体となった人・農地プランの実質化、②機構の手続簡素化や農地の集積・集約化を支援する体制の統一本体化、③中山間地域における対応の強化を通じて、機構の取組を更に加速化していく。 【(2)①(ア)】荒廃農地の再生利用面積 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成27年から平成37年までの11年間に計4.5万haを再生する目標が掲げられており、これを踏まえ、毎年同程度の荒廃農地が再生(年4.1千ha)されるものとして、毎年の目標値を設定している。 一方、これまでの荒廃農地の再生利用面積の推移をみると年毎に増減はあるものの全体としては減少傾向が見られることから、平成30年の実績値が目標値を上回ったとしても、来年以降の実績も同様になると予測することはできず、各年の目標値について、現時点での変更は要しないものと考えている。
--	-------------------	--

学識経験を有する者の 知見の活用	
---------------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	(別紙参照)
-------------------------------	--------

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課/地域振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---	----------	--------

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

【目標】①

担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

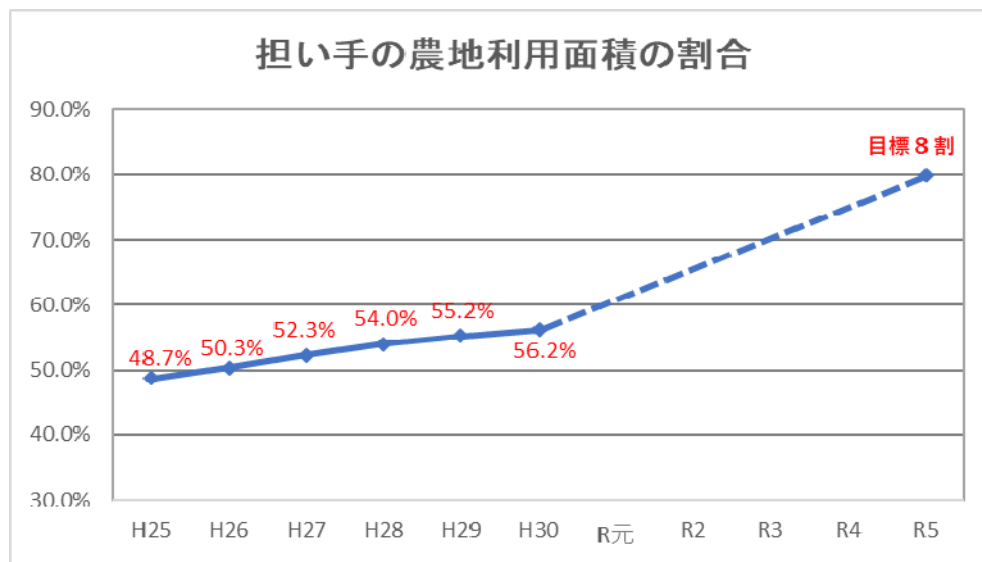
(ア) 担い手が利用する農地面積の割合

【測定指標の選定理由】

担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要があるため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構(注4)を整備し、これを活用し10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するため、各年度の目標値は、年間14万haを目標値として設定した。



(経営局作成)

【把握の方法】

「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)及び経営局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上 150%以下、Bランク: 50%以上 90%未満、Cランク: 50%未満

(イ) 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、農地整備事業と農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地集積に資する農地の大区画化、排水改良等の基盤整備を一層推進することにより、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることとしている。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

土地改良長期計画においては、平成 32 年度までに、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることを成果目標としていることから、これを目標値として設定した。

【把握の方法】

農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値(%) / 当該年度目標値(%)) × 100
A' ランク : 150%超、A ランク : 90%以上 150%以下、B ランク : 50%以上 90%未満、C ランク : 50%未満

施策(2) 荒廃農地の発生防止・解消等

【目標】①

農用地区域における荒廃農地の再生利用

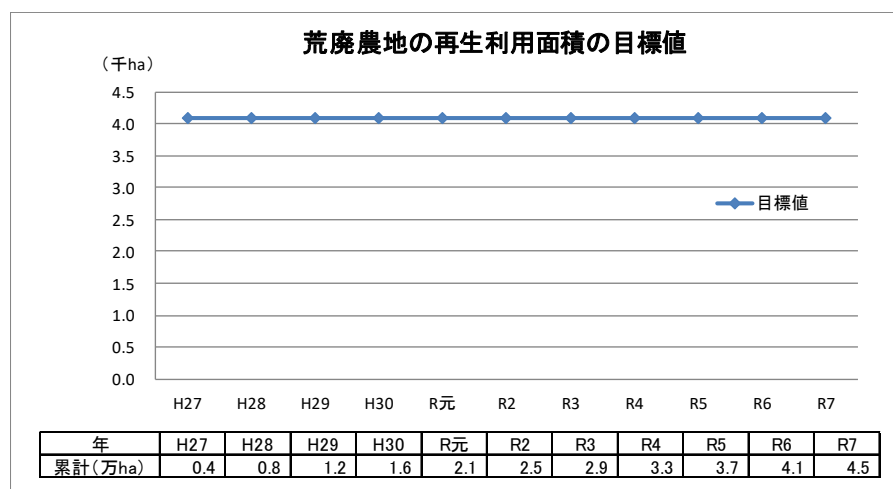
(ア) 荒廃農地の再生利用面積

【測定指標の選定理由】

農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成 27 年 12 月変更)」において、平成 37 年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標を 403 万ヘクタールとしている。これを達成するためには、平成 37 年までに荒廃農地を 4.5 万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを測定指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年の目標値については、目標年までの 11 年間(H27～R7)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定した。



出典: 農村振興局作成

【その他参考資料】

—

施策(3) 農地転用許可制度等の適切な運用

【目標】①

農用地区域内農地面積の確保

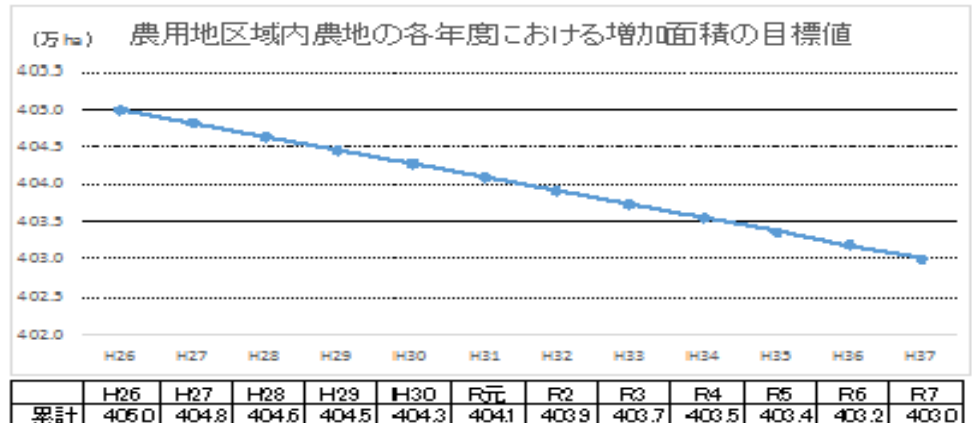
(ア) 農用地区域内農地面積

【測定指標の選定理由】

農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成 27 年 12 月変更)」において、平成 37 年の確保すべき農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)の目標を、基準年となる平成 26 年(405 万ヘクタール)よりも 2 万ヘクタール減の 403 万ヘクタールとしたことから、これを測定指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

年度ごとの目標値については、基準年（H26）から目標年（R7）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして設定した。



出典：農村振興局作成

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 担い手

ここでいう担い手の範囲は以下のとおり。

○認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人)

○認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人)

○基本構想水準到達者

以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人)

- ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者
- ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者

○集落営農経営

以下のいずれかに該当する任意組織

① 特定農業団体

農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織

② 集落営農組織

複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織

注2 荒廃農地

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

注3 優良農地

集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

注4 土地改良長期計画

土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を

注 5 農地中間管理機構	一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構で、同法第 2 条第 3 項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。
------------------------	---

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑦: 担い手への農地集積・集約化と農地の確保

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]			
(1)	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与した。	-

(2)	農地法 (昭和27年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。 【(1)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与した。 【(3)-①との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与した。	-
(3)	農業委員会等に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与した。	-
(4)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	-
(5)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与した。	-

(6)	農山漁村の活性化のための定住等 及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	-	-	-	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資した。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与した。 【(3)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-
(7)	土地改良法 (昭和24年)	-	-	-	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資した。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(2)-①との関連】 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与した。	-
(8)	集落地域整備法 (昭和62年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進する。 農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-
(9)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-
(10)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (関連:29-6)	197 (173)	128 (93)	68 (51)	(1)-①-(ア)	地域の農業者の徹底した話し合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしていく「人・農地プラン」の作成・見直しを支援し、農業の競争力・体質強化に寄与した。	

(11)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	81 (49)	77 (46)	72 (49)	(1)-①-(ア)	優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県等が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	
(12)	都道府県農業委員会ネットワーク 機構負担金 (昭和29年度) (主)	514 (514)	514 (514)	514 (514)	(1)-①-(ア)	都道府県農業委員会ネットワーク機構が農地法に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	
(13)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,718 (4,718)	4,718 (4,717)	4,718 (4,718)	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員会が農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行うために必要な経費を交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与した。	
(14)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	9,135 (8,564)	15,961 (7,849)	11,160 (8,739)	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	
(15)	国有農地等管理处分事業 (平成26年度) (主)	3,000 (2,057)	2,229 (1,857)	2,070 (1,832)	(1)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売却に関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	
(16)	農地利用最適化交付金 (平成28年度) (主)	1,961 (434)	6,993 (1,747)	8,010 (2,817)	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費について、活動実績及び成果実績に応じて交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与した(改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象とした。)。	
(17)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:29-8)	3,840 (3,324)	2,615 (2,566)	4,080 (4,032)	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 【(1)-①との関連】 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(2)-①との関連】 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与した。	

(18)	農家負担金軽減支援対策事業 (平成21年度) (主)	4,660 (3,200)	3,740 (3,727)	3,256 (3, 254)	(1)-①-(イ)	土地改良事業の円滑な推進を図るため、事業を契機とした意欲と能力のある担い手の農地集積等に取り組む地域に対し、農家の負担金の軽減と計画償還の一層の推進を支援。 一定以上の農用地の利用集積を図る地域や土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良地区を対象に、無利子貸付や利子助成を行うことにより、土地改良事業実施地区における負担金を軽減することとあわせて、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	
(19)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:29-8、12、14、15、17、22)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	
(20)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:29-8、15)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	
(21)	農地耕作条件改善事業 (平成27年度) (主)	12,208 (12,001)	22,526 (22,223)	32,232 (32,137)	(1)-①-(イ)	農業の競争力強化に向けて、区画拡大や暗渠排水整備による耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速について支援するとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援。 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速や稲作等から高収益作物への転換に寄与した。	
(22)	中山間地域所得向上支援事業 (平成27年度) (主)	193 (151)	9,615 (8,813)	10,028 (7,333)	-	中山間地域の特性に応じた収益性の高い農産物の生産・販売等を本格的に取組場合に策定する実践的な計画に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援し、担い手の所得向上に寄与した。	

(23)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:29-3、8、12、14、15、16、 17、18、19、22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、同時に行う換地や利用権設定により農地流動化を図り、目標である担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(3)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援することにより、農用地区域への編入促進や除外の抑制を図るなどの計画的な土地利用の推進等により農用地区域内農地面積の確保に寄与した。	
(24)	荒廃農地等利活用促進交付金 (平成29年度) (主)	—	223 (137)	165 (140)	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	荒廃農地を再生利用する担い手農業者等の取組を支援。 本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として荒廃農地の解消と担い手への農地集積に寄与した。	
(25)	特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75] (昭和42年度)	1,449 (1,295)	1,325 (1,205)	1,300	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等へ買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

(26)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	8,903 (9,259)	8,946 (10,053)	8,837	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあつせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にあ る農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万 円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するた めの不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの 譲渡所得について特別控除 等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利 益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与す る。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されること により、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地 集積・集約化の加速に寄与した。 【(3)-①との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成 に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあつせん等を行う もの。 当該あつせん等において、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することに より、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与した。	—
(27)	農地等を贈与した場合の贈与税の 納税猶予[贈与税:租税特別措置 法第70条の4] (昭和39年度)	604 (333)	458 (123)	301	(1)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部 等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農 地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のい ずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農 業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとな るとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが 可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与 した。	—

(28)	贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税・贈与税:租税特別措置法第70条の4の2] (平成24年度)	604 の内数 (333 の内数)	458 の内数 (123 の内数)	301 の内数	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(29)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税:租税特別措置法第70条の6] (昭和50年度)	45,226 (41,200)	43,085 (40,405)	41,858	(1)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(30)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度)	45,226 の内数 (41,200 の内数)	43,085 の内数 (40,405 の内数)	41,858 の内数	(1)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(31)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度)	45,226 の内数 (41,200 の内数)	43,085 の内数 (40,405 の内数)	41,858 の内数	(1)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(32)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条] (昭和56年度)	65 (63)	53 (53)	52	(1)-①-(ア)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

(33)	農地中間管理機構が農用地等 を取得した場合の所有権の移転登記 の税率の軽減[登録免許税:租税特 別措置法第77条の2] (平成26年度)	25 (24)	24 (15)	21	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等 を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→ 10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じるこ とにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の 推進に寄与した。	—
(34)	農地中間管理事業等に係る農地の 取得に対して課する不動産取得税 の納税義務の免除等[不動産取得 税:地方税法第73条の27の6] (昭和46年度)	17 (15)	15 (18)	16	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農 地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以 内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、 その完了の日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免 除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際 の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構 等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推 進に寄与した。	—
(35)	農業経営基盤強化促進法の規定 による農用地利用集積計画に基づ き農用地区域内の土地を取得した 場合の課税標準の特例[不動産取 得税:地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度)	69 (77)	71 (74)	73	(1)-①-(ア)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控 除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3 相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等 促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い 手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(36)	贈与税納税猶予の適用農地等の 取得に係る特例措置[不動産取得 税:地方税法附則第12条] (昭和41年度)	28 (39)	32 (31)	33	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地 については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したと きは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農 業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとな るとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが 可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与 した。	—
(37)	農地中間管理機構への貸付けによ る農地の利用の効率化及び高度化 の促進を図るための農地の保有に 係る課税の軽減措置 〔固定資産税・都市計画税・地方税 法附則第15条第42項〕 (平成28年度)	—	72	—	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化 の促進を図るため、所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全 農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し 付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額 を2分の1に軽減する(軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上 で3年間)。 農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手 がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への 農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

(38)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2] (昭和26年度)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 【(1)-①との関連】 土地改良法による交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	-
(39)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	819 (472)	472 (0)	-	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 【(1)-①との関連】 土地改良法による換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	-
(40)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税、法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	697 (472)	472 (0)	-	(1)-①-(イ)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	-

(41)	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の3、第65条、第68条の72] (昭和44年度)	6,328 (6,388)	6,388 (0)	-	(1)-①-(イ)	個人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地をし土地を取得した場合は、譲渡がなかったものとみなし、法人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地等をし交換取得資産を取得した場合は、譲渡所得金額を損金算入。 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	-
(42)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例[法人税:租税特別措置法第64条の2、第68条の71] (平成13年度)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ)	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあった日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(43)	土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地法附則第51条の2第3項] (平成14年度)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ)	創設農用地換地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定。) 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(44)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和60年度)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-(ア)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	-
(45)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法第73条の14] (昭和50年度)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-(ア)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	-

参考:移替え予算に係る政策手段一覧

	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要等	平成31年度行政 事業レビュー 事業番号
		28年度 [百万円]	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]			
(1)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備 (直轄) (昭和24年度) (関連:29-8)	29,617 (28,465)	29,109 (28,932)	15,018 (14,992)	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 【(1)-①との関連】 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。 【(2)-①との関連】 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与した。	-
(2)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:29-8,12,14,15,17,22)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(3)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:29-8,12,14,15,17,22)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(4)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連:29-8,12,14,15,17,22)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(5)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農業競争力強化基盤整 備事業 (平成24年度) (関連:29-8,15)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-

(6)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:29-8,15)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(7)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:29-8,15)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-
(8)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:29-8,15)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与した。	-

(注1)「予算額計」欄及び「29年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3) 複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑧)

政策分野名 【施策名】	構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進				
政策の概要 【施策の概要】	良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図る。 このため、事業の効率的な実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	214,250 <104,820> の内数	223,684 <102,786> の内数	241,664 <95,518> の内数
		補正予算(b)	113,322 <900> の内数		
		繰越し等(c)	△69,371 <885> の内数		
		合計(a+b+c)	258,200 <106,605> の内数	300,718 <96,196> の内数	
	執行額(百万円)		246,810 <106,075> の内数	290,257 <95,336> の内数	
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 2 (5) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	
	新成長戦略		平成22年6月18日	第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果	
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日	(4) 観光立国・地域活性化戦略 Ⅲ 戦略6 (1) 地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	
	土地改良長期計画(注1)		平成28年8月24日 閣議決定	第3 3 (1) 政策目標1 ア ① 農業生産の拡大・多様化による収益の増大 ② 6次産業化等による雇用と所得の創出 政策目標2 ア ① 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 ② 担い手への農地の集積・集約化の加速化 (3) 政策目標5 ア ① 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減 ② 農業水利施設の機能強化による災害リスクの軽減 政策目標6 ア ① 農村協働力を活かした防災・減災力の強化	
	国土強靱化基本計画(注2) 社会資本整備重点計画(注3) 農業・農村の復興マスタープラン(注4)		平成26年6月3日 平成27年9月18日 平成29年6月13日	第3章 2 (9) 農林水産	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	良好な営農条件を備えた農地の確保						
目標①【達成すべき目標】	水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上						
測定指標	ア 裏作が可能な地域における 基盤整備完了区域の耕地利用率 (達成度合い)	基準値	実績値				目標値
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	年度ごとの目標値	119%	-	123% (A:101%)	122% (A:100%)	7月末把握予定	125%
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握						
達成度合いの 判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
備考	平成30年度の調査結果は7月末把握予定のため、平成29年度の調査結果を利用して判定。						

測定指標	イ 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		21%	—	22% (A:95%)	22% (B:88%)	7月末把握予定		30%		
	年度ごとの目標値		—	23%	25%	27%	29%		B	S↑—直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	平成30年度の調査結果は7月末把握予定のため、平成29年度の調査結果を利用して判定。									
施策(2)	農業水利施設の戦略的な保全管理									
目標①【達成すべき目標】	基幹的農業水利施設の施設機能の安定化									
測定指標	ア 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		46%	—	47% (A:102%)	48% (A:102%)	49% (A:102%)		50%		
	年度ごとの目標値		—	46%	47%	48%	49%		A	S↑—直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(3)	農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策									
目標①【達成すべき目標】	被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興									
測定指標	ア 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		—	15,920ha (A:100%)	16,770ha (A:100%)	17,630ha (A:100%)	18,150ha (A:98%)		18,350ha		
	年度ごとの目標値		15,920ha	16,770ha	17,610ha	18,350ha			A	S↑—直
把握の方法	除塩事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
目標②【達成すべき目標】	湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少									
測定指標	ア 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		0ha	—	6.5万ha (A:95%)	10.4万ha (B:76%)	16.2万ha (B:79%)		約34万ha		
	年度ごとの目標値		—	約6.8万ha	約13.6万ha	約20.4万ha	約27.2万ha		B	S↑—直

把握の方法	防災事業を行うことによって、一定水準の安全性が確保された農地及び周辺地域の面積を集計し把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約1%	－	9% (A:128%)	26% (A:144%)	71% (A:100%)		約100%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	ウ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約37%	－	49% (A:100%)	61% (A:117%)	53% (A:98%)		約57%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	エ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約47%	－	61% (A:95%)	62% (A:95%)	63% (A:95%)		約68%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり		
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—		
	次期目標等への反映の方向性	—		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算			
	税制			
	その他 (法令、組織、定員等)			
担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】	政策評価実施時期	令和元年8月	

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 良好な営農条件を備えた農地の確保

【目標】①

水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上

(ア)裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率を125%以上に向上することとしている。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

土地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、令和2年度までに気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率を125%以上に向上させることとしていることから、これを目標値として設定した。

なお各年度においては、毎年度一定割合で段階的に目標値を向上させることとした。

(イ)基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上することとしている。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、令和2年度までに基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上させることとしていることから、これを目標値として設定した。

なお各年度においては、毎年度一定割合で段階的に目標値を向上させることとした。

グラフ等(7月末把握予定)

出典:〇〇〇〇

【その他参考資料】

—

施策(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

【目標】①

基幹的農業水利施設の施設機能の安定化

(ア)施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合

【測定指標の選定理由】

「食料・農業・農村基本計画」では、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について、「将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とされている。

このため、土地改良長期計画では、戦略的な保全管理の推進に向け、現状の実績を踏まえて、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を令和2年度までに約5割とすることとしている。

	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画では、戦略的な保全管理の推進に向け、現状の実績を踏まえて、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を令和2年度までに約5割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を向上させることとする。 【その他参考資料】 —
施策(3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	
【目標】① 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	(ア)震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積 【測定指標の選定理由】 東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用排水施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 農業・農村の復興マスタープラン(平成29年6月13日)を踏まえ、最新の復旧状況を市町村に聞き取りを行い、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において営農再開が可能となると見込まれる農地面積として、平成30年度 18,350ヘクタールを設定した。 【その他参考資料】 —
【目標】② 湛水被害、津波・高波被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少	(ア)湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 【測定指標の選定理由】 土地改良長期計画では、豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進することとし、5年間に農地及び周辺地域約34万ha(うち農地約28万ha)の湛水被害等の防止を図ることとしており、これを測定指標の目標値として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標の達成に向けて、緊急的に防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を推進し、毎年度、農地及び周辺地域約6.8万ha(うち農地約5.6万ha)において湛水被害等の防止を図ることとして設定した。 (イ)海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、イ) 戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率」を指標として、令和2年度までに約100%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。

		【その他参考資料】 —
		(ウ)南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。
		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、ウ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)」を指標として、令和2年度までに約57%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。
		【その他参考資料】 —
		(エ)南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。
		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、エ) 津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として、令和2年度までに約68%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。
		【その他参考資料】 —

2. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を一期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。

注4 農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
---------------------------	---

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野8：構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	土地改良法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与した。 【(2)-①との関連】 本法に基づき 農業用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-①との関連】 本法に基づき、基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害発生防止が図られ、災害に強い農村社会の形成と快適な農村の暮らしの実現に寄与した。 【(3)-②との関連】 本法に基づき、農業用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等 及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与した。 【(3)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(3)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与した。	—
(4)	地すべり等防止法 (昭和33年)	—	—	—	(3)-②-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—
(5)	活動火山対策特別措置法 (昭和48年)	—	—	—	(3)-②-ア	火山の爆発による被害を防除し、農業の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与した。	—
(6)	海岸法 (昭和31年)	—	—	—	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与した。	—
(7)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-7)	3,840 (3,324)	2,615 (2,566)	4,080 (4,032)	(1)-①-ア (1)-①-イ	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(8)	有明海再生関係事業 (平成21年度) (主)	1,000 (983)	1,000 (976)	1,000 (984)	(1)-①-ア (1)-①-イ	本事業で得られた成果は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づき、環境省に設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会の検討に供され、平成29年3月にとりまとめた委員会報告の今後の再生方策や課題に反映。例えば、次のようなものが新たに盛り込まれている。 ① タイラギの浮遊幼生の量を増やすための広域的な母貝集団ネットワークの形成 (浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植等) ② アサリの浮遊幼生を増やすための母貝生息適地の保全再生、稚貝の量や生存率を高めるための採苗器の設置 ③ 魚類等の広域的な連携を含めた種苗放流の推進 (例えば、ガサミは、4県が協調した取組を進めており、平成28年度には低コストな手法での量産レベルの種苗生産に成功) また、本事業等の取組を通じて、有明海の二枚貝類の資源・生産の状況に、次のような効果をもたらしている。 ① アサリについては、平成27年に有明海全域で稚貝が大量発生し、移植・放流や食害防止などにより、福岡県では、推定資源量が平成26年の220トンから平成29年は5,500トンに増大。また、カキ筏を活用した垂下養殖の導入が諫早湾で行われ、平成27年から販売を開始。 ② アゲマキについては、平成21年に人工稚貝の量産化技術を構築し、平成28年には、佐賀県の放流漁場において生息数が例年の10倍に増加。 ③ カキについては、平成28年には、諫早湾及びその近傍海域で約120基の養殖筏が設置され、諫早湾では、高付加価値化のための養殖技術を導入し、平成24年には日本一決定戦で一位となり、平成27年からは、カキの周年出荷の試みもスタート。 以上のように本事業の取組により、諫早湾干拓と周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な営農状況を備えた農地及び国営土地改良施設等を保全し、良好な営農状況の継続に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(9)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30- 3,7,12,14,15,16,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の排水対策の向上を図ることにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金において、食料生産に不可欠な基本インフラの保全管理を図ることにより、老朽化が進行する基幹的農業水利施設に対する機能診断を実施し、農業水利施設の戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に整備を推進し、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(10)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	56,359 (53,898)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別な技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(1)-①との関連】 水田の有効活用に向け、排水対策の効率的かつ効果的な整備を推進することにより、水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(11)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(12)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(13)	農業用排水施設の整備・保全 (特会) (昭和24年度) (主)	12,270 (12,156)	9,223 (8,963)	8,984 (8,905)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 農業用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(14)	農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	8,469 (8,421)	8,711 (8,572)	8,700 (8,623)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理、土地改良区等が管理する農業用排水施設について定期的に行う整備補修等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(15)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (関連:30-12,14)	48,251 (48,250)	48,251 (48,250)	48,401 (48,400)	(2)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、施設の保全管理の充実、強化に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(16)	農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主)	14,171 (13,909)	16,357 (15,681)	17,467 (17,081)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(17)	農地の防災保全(特会) (平成元年度) (主)	5,195 (4,916)	6,049 (5,666)	7,703 (7,549)	(3)-②-ア	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修を実施するもの。これにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(18)	農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	53,110 (52,455)	67,726 (67,428)	72,874 (70,744)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(19)	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 (平成24年度) (主)	476 (434)	182 (168)	282 (260)	(3)-②-ア	火山の爆発により被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への降灰による被害の防除・最小化のために必要な施設整備等を実施。本事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与した。	
(20)	海岸事業(農地) (昭和33年度) (主)	2,974 (2,964)	2,992 (2,965)	2,731 (2,718)	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から優良農地等を防護するため、海岸堤防・護岸等の海岸保全施設の新設や改良等を行う事業。本事業の実施により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(21)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (平成30年度) (主)	—	—	10,614 (10,614)	(2)-①-ア (3)-②-ア	農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援することで、農業の持続的な発展に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農業用排水施設の整 備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	7,105 (7,059)	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業 用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	2,935 (2,836)	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	37,324 (36,700)	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(8)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備 (直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-7)	29,617 (28,465)	29,109 (28,932)	15,018 (14,992)	(1)-①-ア (1)-①-イ	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。	
(9)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災 保全(直轄) (昭和63年度) (主)	7,447 (7,079)	5,419 (5,352)	6,357 (6,349)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(11)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	64 (62)	60 (60)	93 (93)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(12)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保 全(補助) (昭和24年度) (主)	596 (596)	547 (546)	594 (594)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(13)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地 の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	52 (52)	151 (151)	105 (105)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(14)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災 保全(補助) (昭和24年度) (主)	720 (718)	827 (826)	1,019 (1,018)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(15)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(16)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(17)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(18)	【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 (平成24年度) (関連:30-22)	11,218 の内数 (7,005 の内数)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	10,975 の内数 (10,021 の内数)	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、津波・高潮被害等の災害発生の防止に寄与した。	
(19)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	1,060 (1,060)	930 (930)	1,067 (1,067)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(20)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	9 (9)	9 (9)	10 (10)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(21)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	10 (10)	10 (10)	22 (22)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(22)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	835 (835)	866 (866)	875 (875)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(23)	【参考:復興庁より】 農地・農業用施設等の復興関連事業(特会) (平成24年度)	55,894 (48,671)	40,776 (37,858)	47,720 (31,957)	(3)-①-ア	東日本大震災の被災地を災害に強い新たな食料供給基地として再生・復興させるため、農地や農業用施設等を復旧、整備するほか、余震等により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震対策等を実施する。 農地の復旧、整備を行うことにより、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積の増加に直接寄与した。	
(24)	【参考:国土交通省より】 水資源開発事業のうち農業生産基盤整備事業費補助 (平成15年度) (主)	5,861 (5,861)	6,608 (6,608)	7,389 (7,389)	(2)-①-ア	国土交通大臣が水資源開発水系に指定し、水資源開発基本計画を決定した水系において、水資源機構が行う用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び施設の操作、維持、修繕その他の管理に対する支援を実施する。 このことにより、用水路等施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑨)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革					
政策の概要 【施策の概要】	超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創造に取り組んでいく必要がある。 このため、マーケットインの発想による多様で高度な消費者ニーズ等への的確な対応や生産性の向上に向けた生産・供給体制の構築等の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	507,573 <216,280>の内数	483,349 <162,661>の内数	95,617 <565,595>の内数	94,348 <552,704>の内数
		補正予算(b)	150,099 <12,575>の内数	130,737 <10,000>の内数	74 <107,104>の内数	
		繰越し等(c)	△66,318 <35,279>の内数	12,555 <2,644>の内数		
		合計(a+b+c)	591,354 <264,134>の内数	626,642 <175,305>の内数		
	執行額(百万円)		503,313 <148,571>の内数	556,091 <133,131>の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (6) 農業構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	国産農畜産物の競争力の強化									
目標①【達成すべき目標】	飼料用米等の戦略作物の供給拡大									
測定指標	ア 飼料用米・米粉用米の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		129,020 トン	463,041 トン (飼料用米 440,066 トン、 米粉用米 22,975 トン) (A':201%)	525,012 トン (飼料用米 505,998 トン、 米粉用米 19,014 トン) (A':154%)	527,907 トン (飼料用米 499,499 トン、 米粉用米 28,408 トン) (A:115%)	454,216 トン (飼料用米 426,521 トン、 米粉用米 27,695 トン) (B:74%)	—	1,200,000 トン	B	F↑一差
		年度ごとの目標値	295,378トン	385,840トン	476,303トン	566,765トン	657,227トン			
把握の方法	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告(農林水産省政策統括官穀物課調べ)									
達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	イ 小麦の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		811,700 トン	1,004,000 トン (A':388%)	790,800 トン (C:-36%)	906,700 トン (A:141%)	764,900 トン (C:-61%)	—	950,000 トン	C	F↑一差
		年度ごとの目標値	861,273トン	870,146トン	879,019トン	887,892トン	896,765トン			
把握の方法	「作物統計」(産麦類(子実用)の収穫量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	ウ 大豆の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		199,900 トン	243,100 トン (A:108%)	238,000 トン (B:80%)	253,000 トン (A:95%)	211,300 トン (C:18%)	—	320,000 トン	C	F↑一差
		年度ごとの目標値	239,727トン	247,754トン	255,781トン	263,808トン	271,835トン			
把握の方法	「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-平成25年度基準値)/(当該年度目標値-平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

目標②【達成すべき目標】		畜産クラスター(注1)構築等による畜産の競争力強化								
測定指標	ア 全国の生乳生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		745万トン	－	－	－	728万トン (A:おおむね有効)	－	750万トン		
	年度ごとの目標値		－	－	－	747万トン	748万トン			
把握の方法	「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの判定方法	平成20年度から平成25年度まで(減産型計画生産を行っていた期間以降6年間(基準年度を含む過去6年間))の標準偏差(σ=20万トン) A'(目標超過):(当該年度目標値+2σ)<当該年度実績値 A(おおむね有効):(当該年度目標値-σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値+2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値-2σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値-σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値-2σ)									
備考	－									
測定指標	イ 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		牛肉: 51万トン	牛肉: 47万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 46万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 47万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 48万トン (C:有効性に問題がある)	－	牛肉: 52万トン		
		豚肉: 131万トン	豚肉: 127万トン (B:有効性の向上が必要である)	豚肉: 128万トン (A:おおむね有効)	豚肉: 127万トン (B:有効性の向上が必要である)	豚肉: 128万トン (A:おおむね有効)	－	豚肉: 131万トン		
	鶏肉: 146万トン	鶏肉: 152万トン (A:おおむね有効)	鶏肉: 155万トン (A':目標超過)	鶏肉: 157万トン (A':目標超過)	鶏肉: 160万トン (A':目標超過) (推計値)	－	鶏肉: 146万トン			
	年度ごとの目標値		牛肉: 51万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 51万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン			
把握の方法	牛肉・豚肉:「食肉流通統計」(枝肉生産量)(農林水産省統計部) 鶏肉:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)((独)農畜産業振興機構)									
達成度合いの判定方法	[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差(σ=0.8) A'(目標超過):(当該年度目標値+2σ)<当該年度実績値 A(おおむね有効):(当該年度目標値-σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値+2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値-2σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値-σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値-2σ) [豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差(σ=2.7) A'(目標超過):(当該年度目標値+2σ)<当該 (136万トン<当該年度実績値) A(おおむね有効):(当該年度目標値-σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値+2σ) (128万トン≤当該年度実績値≤136万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値-2σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値-σ) (126万トン≤当該年度実績値<128万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値-2σ) (当該年度実績値<126万トン) [鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より回帰直線を作成し、この回帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差(σ=3.0) A'(目標超過):(当該年度目標値+2σ)<当該年度実績値 (152万トン<当該年度実績値) A(おおむね有効):(当該年度目標値-σ)≤当該年度実績値≤(当該年度目標値+2σ) (143万トン≤当該年度実績値≤152万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値-2σ)≤当該年度実績値<(当該年度目標値-σ) (140万トン≤当該年度実績値<143万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値-2σ) (当該年度実績値<140万トン)									
備考	－									
測定指標	ウ 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		16-21年度の変動幅を基に算出	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	毎年度		
		±27.5%	±9.5% (A:おおむね有効)	±9.9% (A:おおむね有効)	±10.5% (A:おおむね有効)	±11.8% (A:おおむね有効)	－	±25%以内		
	年度ごとの目標値		±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内			
把握の方法	「たまご東京M相場」(卸売価格)(JA全農調べ)									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):±25%以内、B(有効性の向上が必要である):±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある):±27.5%超									
備考	－									

目標③【達成すべき目標】		園芸作物等の供給力の強化									
測定指標	ア 指定野菜(注2)(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度			
		100%	109% (A:150%)	114% (A:127%)	111% (B:65%)	115% (B:65%)	－	168%			
年度ごとの目標値			106%	111%	117%	123%	128%				
把握の方法		「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	イ 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数) (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		17年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年			
		1.8%	1.5% (A:112%)	1.4% (A:113%)	1.5% (A:106%)	1.6% (A:100%)	－	1.4%			
年度ごとの目標値			1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%				
把握の方法		「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)={1－(当該年の5年間平均変動係数－当該年の目標値)／当該年の目標値}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	ウ 消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度			
		5%	7.7% (A:135%)	8.9% (A:130%)	10.0% (A:125%)	11.0% (A:115%)	－	17%			
年度ごとの目標値			7%	8%	9%	10%	11%				
把握の方法		「果樹経営支援対策事業の実績」(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)(農林水産省生産局園芸作物課調べ)									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)={ (当該年度の取組面積／当該年度の果樹産地栽培面積)－平成25年度基準値 }／(当該年度の目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	エ 国産花きの産出額 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		24年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年			
		3,761億円	3,785億円 (A:113%)	3,732億円 (B:71%)	3,798億円 (B:75%)	3,788億円 (B:70%)	－	6,500億円			
年度ごとの目標値			3,761億円	3,874億円	3,990億円	4,110億円	4,233億円				
把握の方法		「生産農業所得統計」(農林水産省統計部)及び「花木等生産状況調査」(花きの産出額)(農林水産省生産局園芸作物課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=[当該年実績値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]／[当該年目標値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	オ 茶の輸出額 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年			
		66億円	101億円 (A:146%)	116億円 (A:139%)	144億円 (A:150%)	153億円 (A:128%)	－	150億円			
年度ごとの目標値			90億円	102億円	118億円	134億円	150億円				
把握の方法		「貿易統計」(緑茶)(HSコード:090210000及び090220000)(財務省)									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年実績値－平成25年基準値)／(当該年目標値－平成25年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
目標④【達成すべき目標】		有機農産物や薬用作物の生産拡大									
測定指標	ア 全耕地面積に占める有機農業(注3)の取組面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度			
		0.4%	－	－	0.52% (B:74%)	0.53% (B:66%)	－	1.0%			
年度ごとの目標値			－	－	0.7%	0.8%	1.0%				
把握の方法		「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)、「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値)／(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									

測定指標	イ 薬用作物の栽培面積 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年		
		524ha	—	—	524ha (基準値)	573ha (A':233%)		630ha		
		年度ごとの目標値		—	—	524ha	545ha	566ha		
把握の方法	「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)(公益財団法人日本特産農産物協会) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年実績値－平成27年基準値)／(当該年目標値－平成27年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり										
	(判断根拠) 政策分野⑨「需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革」について、評価可能な測定指標数15個について、Aが6個、A'が2個、Bが4個、Cが3個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。										
	【(1)①(ア)】飼料用米・米粉用米の生産量 飼料用米・米粉用米の生産量については、454,216トンで、達成度合いが74%で「B」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因としては、水稻の作柄が98のやや不良となったためと考えられる。また、主食用米の需要が毎年約8万トン(現在は約10万トン)ずつ減少しているが、平成30年産の需給見通しにおける数量が平成29年産の生産数量目標と同じ735万トンとなる中で、各産地は主食用米の需給状況への対応や輸出による新市場開拓への取組を推進したことから、特に飼料用米から主食用米や新市場開拓用米への転換を判断し、作付面積が減少したと考えられる。 2) 内部要因 飼料用米・米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付を行う水田活用の直接支払交付金において、平成26年産より導入した数量払いの導入、多収品種への取組の支援等により、本作化は引き続き進展している。 ※多収品種作付面積(平成26年産:1.3万ha→平成30年産:4.5万ha(+3.2万ha))、区分管理の取組面積(平成26年産:2.7万ha→平成30年産:7.0万ha(+4.3万ha)) 3) 総合的な要因 以上のとおり、内部要因による影響はほぼないものの、水稻の作柄が98のやや不良となったことや、各産地が主食用米や新市場開拓用米への転換を判断し、特に飼料用米の作付面積が前年より減少したことから、目標の生産量は実現できなかったものと考えられる。										
	【(1)①イ】小麦の生産量 小麦の生産量については、764,900トンで、達成度合いが-61%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因としては、30年産は、主産地の北海道において6月中旬から7月中旬にかけての低温、日照不足の影響により登熟不足となったため昨年よりも13.7万トンの生産減となった。このため、全国の10a当たり単収は基準年である25年度以降最も低い水準となり、目標生産量約89万トンに対し、76万トンの生産量となった。 2) 内部要因 内部要因としては、国内産小麦に対する実需ニーズは着実に増加しており、実需者からの購入希望数量は25年度は86.9万トン※であったところ、30年度は88万トン※と約1.1万トン増加となった(※民間流通連絡協議会での数値。産地の生産量が3千トン以下の非上場銘柄、特定用途向けなどの数量は含まれていない)。 これらの需要の増加を踏まえ、産地では産地活性化総合対策事業や強い農業づくり交付金といった産地強化対策も活用しつつ、生産量の増加に向けた取組を進めた結果、30年産の作付面積は21.2万haとなり、25年度から2,000ha増加となった。また、30年産の10a当たり平均収量(直近7カ年のうち、最高と最低を除いた5カ年の平均値)は399kg/10aとなり、25年度の379kg/10aから、20kg増加となった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、国産小麦の需要の増加を受けて、国産小麦の増加に向けて作付面積及び10a当たりの平均収量は増加したものの、1)の外的要因によって、目標の小麦生産量を実現できなかったものと考えられる。										
測定指標についての 要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(1)①ウ】大豆の生産量 大豆の生産量については、211,300トンで、達成度合いが18%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 平成30年産は、主産地の北海道で低温、多雨の影響による着莢数が減少したため、10a当たり平均収量対比が86%と大幅な減収となり、昨年よりも18,200トンの生産減となった。 都府県においても、生育期の干ばつや、東海・近畿地方を中心に台風による湿害及び倒伏が発生したこと等により、平均収量対比で東海が45%、近畿が49%と大幅な減収となり、23,500トンの減収となった。 このため、全国の10a当たり収量は基準年である25年度以降、最も低い水準となり、目標生産量32万トンに対し、21万トンの生産量にとどまった。 2) 内部要因 国産大豆の需要は近年増加しており、平成29年度の需要量は、25年度の約19万トンから6万トン増加し、約25万トンとなっている。 また、30年度の作付面積については、前年より微減となったが、25年度以降の需要の増加を踏まえ、増加傾向で推移し、25年度から2万ha増加し約15万haとなるなど、産地では産地活性化総合対策事業や強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業といった産地強化対策も活用しつつ、需要に応じた生産の取組が進んでいる。 3) 総合的な要因 国産大豆の需要の増加を受けて、大豆の生産量増加に向け、作付面積は平成25年度以降、増加傾向で推移しているが、30年度は1)の外的要因によって、目標の大豆生産量の増加を実現できなかったものと考えられる。										
	【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産牛肉の生産量 平成30年度の牛肉の生産量については、48万トンで達成度合いが「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 肉専用種(いわゆる和牛)の生産基盤である「繁殖農家」について、各般の生産基盤強化対策の実施により、1戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しているが、中小・零細農家を中心に高齢化・後継者不足が著しく、離農が進展しており、繁殖雌牛全体の頭数が減少(H22年2月:684千頭→H27年2月:580千頭)した結果、肉用子牛生産、肥育牛生産の間にタイムラグを置きつつ、24～28年度の和牛の食肉生産量は、減少で推移し、29～30年度は増加しているものの、30年度は目標を下回っている。 また、酪農の搾乳牛から副産物として生産される乳用種子牛(ホルスタイン種の雄、交雑種)についても、繁殖農家と同様に、酪農家の離農が進んでいること、黒毛和種受精卵移植等が増加していることから、乳用牛の飼養頭数の減少(H20年2月:1,533千頭→H29年2月:1,323千頭)により分娩頭数が減少した結果、乳用種子牛生産、肥育牛生産の間にタイムラグを置きつつ、乳牛の食肉生産が減少した。										

評価結果		2) 内部要因 国産牛肉の安定供給に向けて ・畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援 ・酪農経営において、性別別精液を活用して優良な乳用種後継雌牛を確保した上で、和牛受精卵移植を活用した和子牛の生産を拡大する取組を支援 ・ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援 ・国産飼料生産基盤に立脚した畜産への転換に向け、草地改良、飼料生産組織の機能高度化、放牧を活用した生産基盤強化、国産濃厚飼料(子実とうもろこし等)の増産、及び飼料用米の利活用の取組等を推進 するなど、肉用牛の生産基盤の強化、生産性の向上、省力化の推進、飼料費の低減等を図った結果、H28年2月の繁殖雌牛頭数が6年ぶりに増加に転じ、28年～30年と3年連続で増加(H27年2月:580千頭→H28年2月:589千頭→H29年2月:597千頭→H30年2月:610千頭)した。更に、H29年2月の肉用牛全体の飼養頭数も8年ぶりに増加に転じ、29年、30年と2年連続で増加(H28年2月:2,479千頭→H29年2月:2,499千頭→H30年2月:2,514千頭)するなど、事業の効果が始まっている。 3) 総合的な要因 当該目標達成に向けて、2)の内部要因で示したように、これまで各般の取組を行ってきた結果、繁殖雌牛の増頭に加え、肉用牛全体の飼養頭数の増頭にも繋がっている。このような結果から、29～30年度の牛肉生産量は、2年連続(29、30年度)で増加している。また、最終産物である牛肉が生産されるまでには、和牛であれば繁殖雌牛の妊娠期間を含め40ヵ月程度を要することから、先般の肉用子牛・肥育牛頭数の増加に伴って、今後も国産牛肉の生産量が増加していくことが期待される。引き続き、各種施策による生産基盤の強化に取り組むことにより、飼養頭数の増加を通じて牛肉の生産量の増加を図っていくことが肝要。 【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産鶏肉の生産量 平成30年度の鶏肉の生産量については、160万トンで達成度合いが「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 消費者の健康志向の高まり等により、鶏肉の需要が順調に拡大していること、ここ数年価格が堅調に推移していること等から、鶏肉生産量の増加につながったと考えられる。 2) 内部要因 国産農畜産物の安定供給のため、強い農業づくり交付金の仕組みを活用して、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等、生産基盤の強化を図ったことが、需要増に対応した生産量の増加の一因となったと考えられる。 3) 総合的な要因 1)の外部要因と2)の内部要因が相まって、国産鶏肉の生産量が増加したと考えられる。 【(1)③エ】国産花きの産出額 国産花きの産出額については、3,788億円で昨年度より10億円減少し、達成度合いが70%で「B」となった。その要因としては、以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因として、平成28年8月～9月頃の日照不足等の天候不順、台風や28年1月の大雪といった各種災害により、キク等の主要品目で物日での適期適量の出荷ができなかったことが考えられる。また生産者の高齢化による離農等に伴う作付面積及び出荷量の減少も原因と考えられる。さらに、植木等の花木類については、輸出が増加しつつあるものの、国内需要の低下や、生産者の高齢化による離農等に伴い、作付面積及び出荷量は減少傾向となったことから、産出額も減少したと考えられる。 2) 内部要因 内部要因としては、国産花きイノベーション推進事業等による国内生産体制の強化への支援や、国内流通及び輸出拡大への支援、需要拡大のための取組への支援を行ったことにより、植木等の輸出額や、切り花の一部品目における出荷量や産出額は増加したものの、本事業で実証された結果がまだ全国的に利活用されていないこと、海外で需要のある植木等の供給力不足により、産出額が伸びなかったと考えられる。 3) 総合的な要因 以上のとおり、内部要因による事業の効果が十分あげられなかったこともあるが、外部要因の影響が大きく、施策の効果が発揮できなかったものと考えられる。 【(1)④イ】薬用作物の栽培面積 薬用作物の栽培面積については、573haで達成度合いが「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外的要因としては、原料生薬の安定確保のために国産ニーズが高まっていたこと、耕作放棄地の再生利用や地域の活性化に繋がる作物として期待され、試作に取組む地域が増え面積が増加したと考えられる。 2) 内部要因 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業により、全国団体が全国8ブロックでの説明会に併せて地域相談会を実施したことや、専用ホームページや事前相談窓口を設置したことに加え、全国各地で本事業を活用した産地化に向けた取組が行われたことにより、栽培面積が増加したと考えられる。 3) 総合的な要因 内部要因の継続的な効果も考えられるが、外部要因であげた国産ニーズの高まり、地域の活性化に向けた取組として試作に取組始める地域が増えたことから、栽培面積が増加したと考えられる。
次期目標等への反映の方向性		【(1)①(ア)】飼料用米・米粉用米の生産量 水稻の作柄が98のやや不良となつたことに加え、各産地が主食用米の需給状況への対応や輸出による新市場開拓の取組を推進し、主食用米や新市場開拓用米への転換を判断したため、特に飼料用米で作付面積が減少した。 令和元年度においても、米政策改革の定着により、産地・生産者が自らの判断で需要に応じた生産に取り組むこととしており、飼料用米・米粉用米では、主食用米も含めたきめ細かな需給動向の情報提供、多収品種による本作化の推進とともに、水田活用の直接支払交付金による経営の安定化といったミットの周知により、生産拡大を図る。 【(1)①イ】小麦の生産量 平成30年産においては、主産地の北海道等において天候不順等の影響を受け、平年以下の収量となり、目標を達成できなかった。 令和元年産においては、外部要因の影響を可能な限り少なくするため、生産量の増加に向けて収量・品質に高位安定化に向けた排水対策等の基本技術の徹底や適期収穫、加工適性や収益性に優れた新品種の導入などに引き続き取り組み、実需者ニーズに対応した麦の生産拡大を図る。 【(1)①ウ】大豆の生産量 平成30年度においては、主産地の北海道や東海、近畿地方を中心とした天候不順、台風等の影響を受け、平年以下の収量となり、目標を達成できなかった。 令和元年産においては、外部要因の影響を可能な限り少なくするため、生産量の増加に向けて収量・品質の高位安定化に向けた排水対策等の基本技術徹底や、適期収穫、加工適性及び収益性に優れた新品種の導入、補助事業等を活用した生産振興対策等に引き続き取り組み、実需者ニーズに対応した大豆の生産拡大を図る。 【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産牛肉の生産量 中小・零細農家を中心とした高齢化・後継者不足による離農の増加(外的要因)については、当面続くことが想定される一方、各種政策により、繁殖雌牛頭数を中心とした肉用牛飼養頭数の増加に伴い、牛肉生産量が増加基調となっていることから、これまで取り組んできた肉用牛生産基盤の強化等の取組を、引き続き、推進していく必要がある。

		【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産鶏肉の生産量 現時点では、堅調な価格推移の下で国産鶏肉の生産量は増加傾向で推移しているが、今後も安価な輸入鶏肉に対抗し国民の需要に対応した生産を確保するため、付加価値の高い地鶏の育種改良、地鶏や飼料用米を給与する等特色ある鶏（銘柄鶏）の生産拡大、施設整備による生産コストの削減等の取組を、引き続き、推進していく必要がある。 【(1)③エ】国産花きの産出額 外部要因の天候不順や、高齢化による離農に伴う作付面積の減少については引き続き影響が及ぶと考えられるが、従来実施していた国産花きイノベーション推進事業について、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期に併せた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築や、輸出額の大部分を占める植木等の国内生産体制の強化等の取組を、引き続き推進していくこととしている。 【(1)④イ】薬用作物の栽培面積 現時点では、薬用作物の栽培面積は増加傾向で推移しているが、各地で試作を始めた段階であり、産地化に向けて、今後も栽培実証ほの設置等を通じた栽培技術の確立など薬用作物の栽培等への支援を引き続き推進していく必要がある。		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—			
評価結果の政策への反映状況（主なもの）	予算			
	税制			
	その他 （法令、組織、定員等）			
担当部局名	生産局（政策統括官） 【生産局総務課/園芸作物課/地域対策官/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課/政策統括官付農産企画課/穀物課/地域作物課】 （大臣官房文書課災害対策室/生産局総務課生産推進室/農業環境対策課）		政策評価実施時期	令和元年8月

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 国産農畜産物の競争力の強化

【目標】①

飼料用米等の戦略作物
の供給拡大

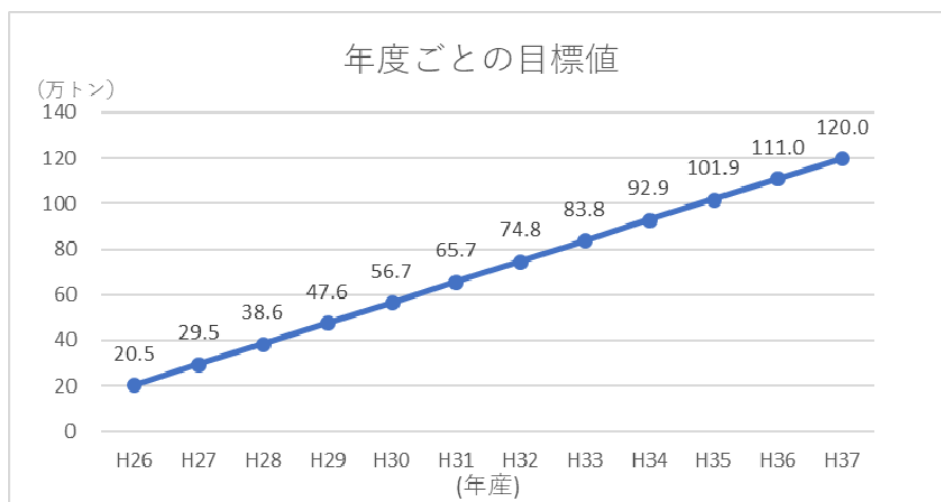
(ア) 飼料用米・米粉用米の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、飼料用米・米粉用米の生産努力目標を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の飼料用米、米粉用米の生産努力目標については、令和7年度にそれぞれ110万トン、10万トンの目標を設定しており、その合計(120万トン)を目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。



【その他参考資料】

(面積ha、生産量t)

		25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
飼料用米	面積	21,802	33,881	79,766	91,169	91,510	79,535
	生産量	108,576	186,564	440,066	505,998	499,499	426,521
米粉用米	面積	3,965	3,401	4,245	3,428	5,307	5,295
	生産量	20,444	18,352	22,975	19,014	28,408	27,695

出典: 農林水産省政策統括官付穀物課調べ(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告)

(イ) 小麦の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、麦等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、小麦の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の小麦の生産努力目標については、令和7年度に生産量95万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。

【その他参考資料】

年 産	H25	H26	H27	H28	H29	H30
作付面積 (ha)	210, 200	212, 600	213, 100	214, 400	212, 300	211, 900
単収 (kg/10a)	386	401	471	369	427	361
収穫量 (t)	811, 700	852, 400	1, 004, 000	790, 800	906, 700	764, 900
平均収量 (kg/10a)	379	379	371	371	384	399

※ 平均収量は、直近7カ年のうち、最高と最低を除いた5カ年の平均値
出典:農林水産省統計部「作物統計(麦類(子実用)の収穫量)」

(ウ) 大豆の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、大豆等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、大豆の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の大豆の生産努力目標については、令和7年度に生産量32万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。

【その他参考資料】

○大豆の作付面積、10a 当たり収量、収穫量の推移

年 産	H25	H26	H27	H28	H29	H30
作付面積 (ha)	128, 800	131, 600	142, 000	150, 000	150, 200	146, 600
10a 当たり収量 (kg/10a)	155	176	171	159	168	144
収穫量 (t)	199, 900	231, 800	243, 100	238, 000	253, 000	211, 300

出典:農林水産省統計部「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)

【目標】②

畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

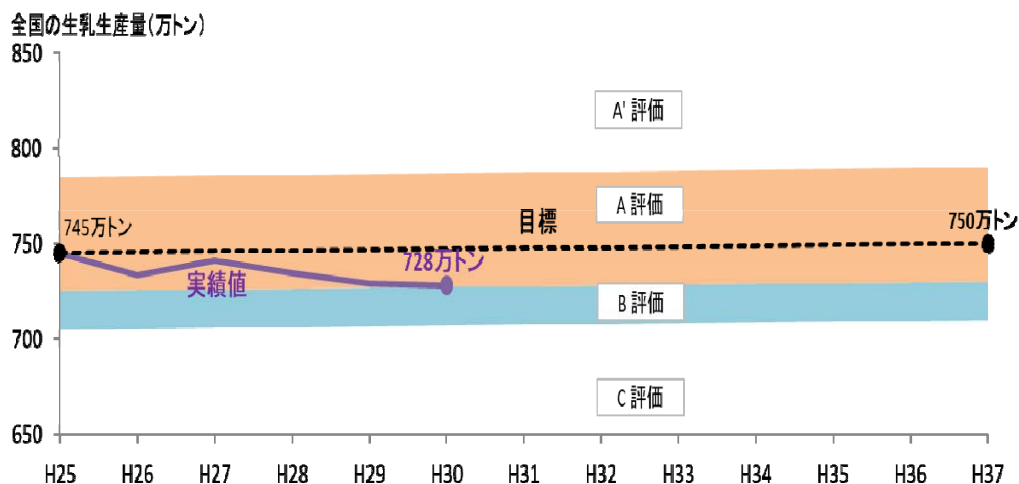
(ア) 全国の生乳生産量

【測定指標の選定理由】

牛乳・乳製品については、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、国内のニーズ等を踏まえた生産・供給を行うこととしていることから、生乳の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における、令和7年度の全国の生乳生産量を目標値として設定した。



出典: 農林水産省統計部「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)

【その他参考資料】

—

(イ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量

牛肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産牛肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である牛肉 52 万トンと設定した。

豚肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産豚肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である豚肉 131 万トンと設定した。

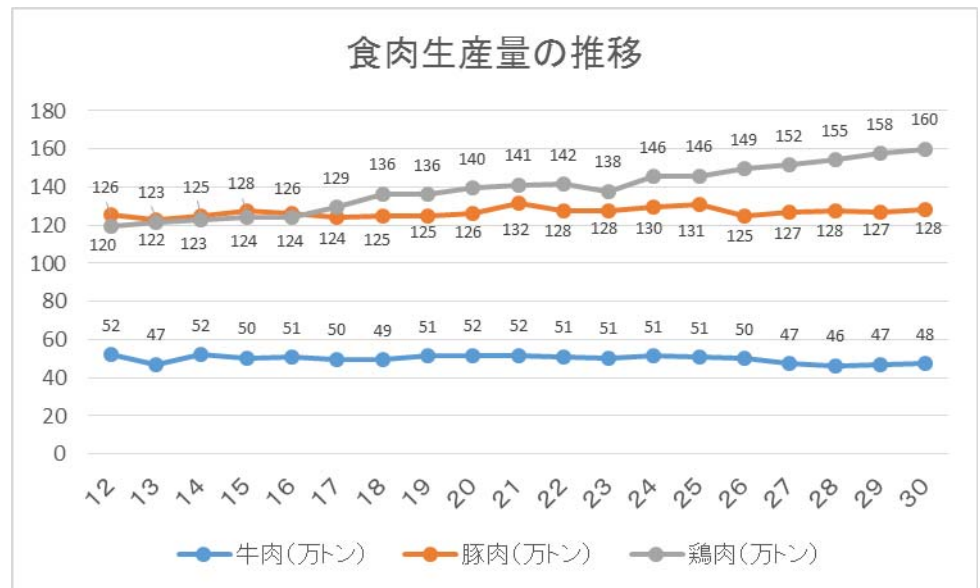
鶏肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産鶏肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である鶏肉 146 万トンと設定した。



出典:牛肉・豚肉:農林水産省統計部「食肉流通統計」(枝肉生産量)

鶏肉:(独)農畜産業振興機構「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)

【その他参考資料】

—

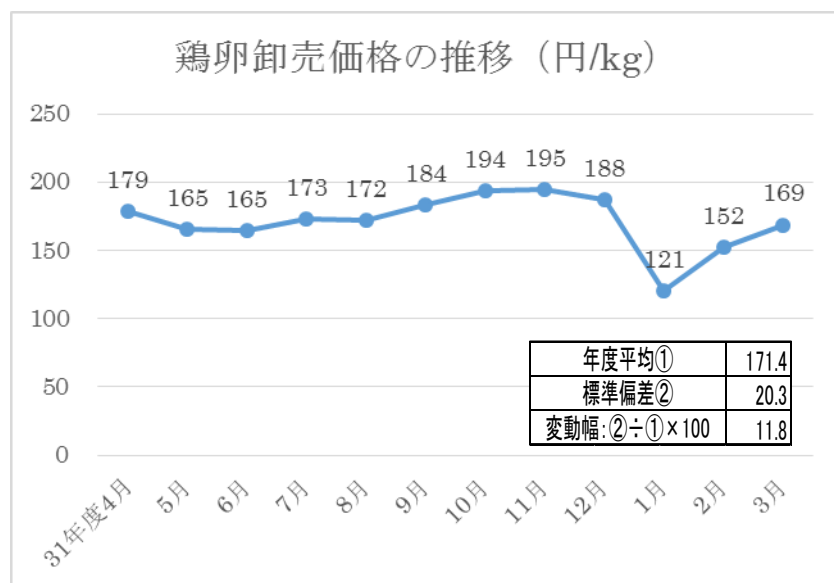
(ウ) 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅)

【測定指標の選定理由】

鶏卵は自給率が極めて高くかつ短期的な供給量の調整が難しいことから、需要の変動により価格が変動しやすい特性がある。このため、養鶏経営の競争力強化のためには、鶏卵価格の安定が重要であり、鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績を元に算出しており、具体的には、平成 16～21 年度の鶏卵の年間卸売価格の2変動幅が±27.5%であることから、年度ごとの目標値を±25%以内とした。



出典:JA全農調べ(たまご東京M相場(卸売価格))

【その他参考資料】

—

【目標】③

園芸作物等の供給力の強化

(ア) 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の野菜の生産努力目標は、25 年度生産量の 1,195 万トンから約 200 万トン増加させる 1,395 万トンと設定しており、特に、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要において、国産比率を高めることが重要である。

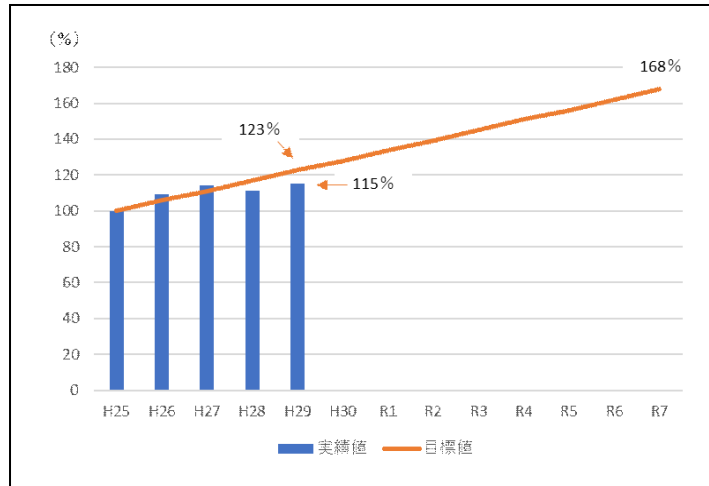
このため、加工・業務用野菜のうち特に国民生活上重要な野菜である指定野菜について、その出荷量を増大させることについて指標として選定した。

なお、出荷量はだいこんやたまねぎ等の重量野菜の作況不良等により大きく影響を受けることから、指定野菜 13 品目それぞれの加工・業務向け出荷量の増減率の平均をもって評価する。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

20年度から25年度までの直近6カ年において加工・業務向けの出荷量のすう勢及び施策効果による輸入品からの置き換えを加味し、生産量ベースでは25年度80万トンから令和7年度112万トンまでの約32万トン増加することとし、それを品目ごとの増減率の平均に換算した値(168%)とした。また、年度ごとの目標値は、この増加率を各年均等に設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)

【その他参考資料】

—

(イ) 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数)

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、「野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。」としており、その実現に向け、野菜価格安定対策を実施しているところである。

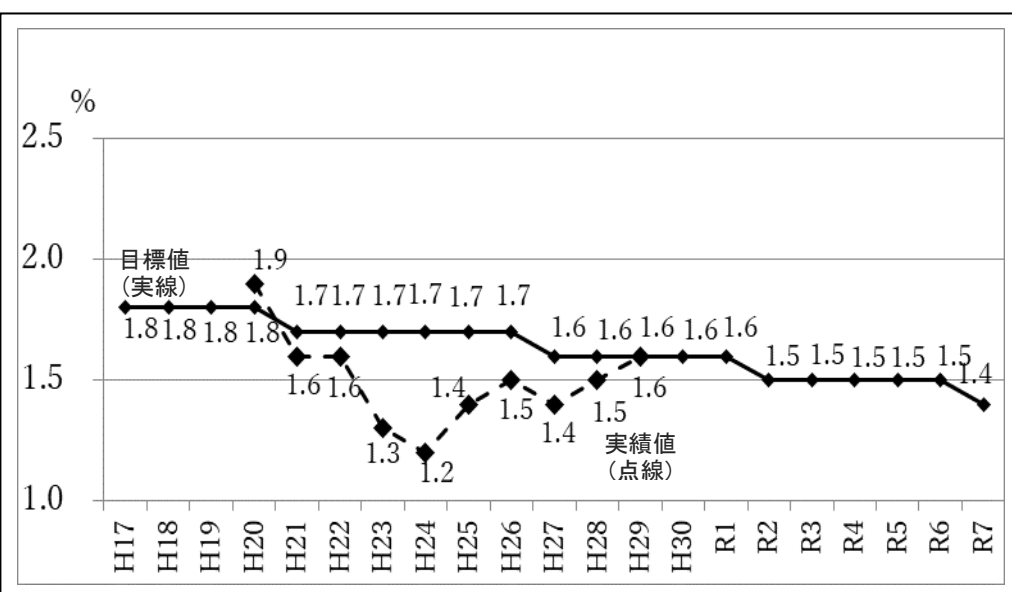
このため、野菜の安定供給が図られていることを示す指標として、「市場入荷量の変動の抑制」の程度を示す「野菜の市場入荷量の変動の度合い」を選定した。これは、過去5年間の指定野菜の市場入荷量を元に算定したすう勢値と、実際の入荷量との乖離の度合いを示すものである。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

野菜の市場入荷量の変動の度合いの基準年は、事業目標設定時に、平成 17 年以前の過去 10 カ年の市場入荷量を基にすう勢値を求め、そのすう勢値と市場入荷量の乖離を示す変動係数を5年平均し、基準値を 1.8%(基準年:17 年)と設定。目標年を基準年の 10 年後の 27 年、目標値を基準値の 1 割減の 1.6%と設定した測定指標を継続して、新たな目標年を現行基本計画の目標年の令和7年とし、目標値をさらに削減し、1.4%とした。

野菜の市場入荷量の変動の度合いは、天候の影響を受けやすいものの、各年の目標値については、毎年、一定割合で減少するものとして設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)

【その他参考資料】

—

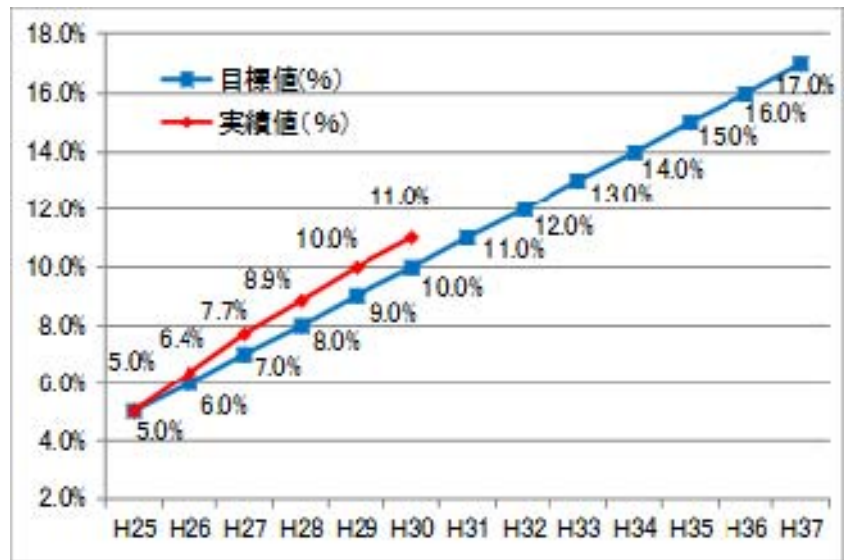
(ウ) 消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合)

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の果実の生産努力目標を 25 年度生産量の 301 万トンから 309 万トンに増加させるとともに、その克服すべき課題として、多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化を挙げている。また、果樹農業振興基本方針において、改植と併せて小規模園地整備(注4)を行うとされている。このため、これらの取組が行われる優良果実の供給面積の割合を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

果樹産地全体の栽培面積から優良果実の供給面積の割合を求め、近年の取組状況や果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進の方向性から、目標値を 17%と設定し、年度ごとの目標値は、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。



出典:農林水産省生産局園芸作物課調べ「果樹経営支援対策事業の実績(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)

【その他参考資料】

—

(エ) 国産花きの産出額

【測定指標の選定理由】

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針において、令和7年の花きの産出額目標を設定しているため、指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

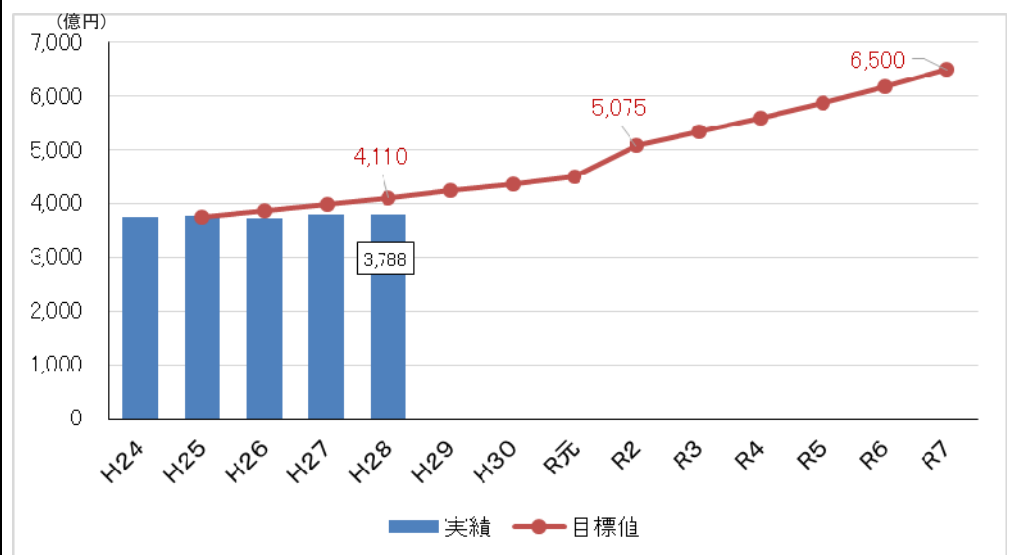
目標値は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和7年に6,500億円と設定。また、令和2年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから当該年に需要が伸びるものと仮定して、年ごとの目標値を設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績	3,761	3,765	3,732	3,798	3,788									
目標値		3,761	3,874	3,990	4,110	4,233	4,360	4,491	5,075	5,328	5,595	5,875	6,168	6,500
達成率	-	113%	71%	75%	70%									
評価	-	A	B	B	B									

※達成率＝〔当該年実績値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}〕／〔当該年目標値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}〕×100

※年平均減少額＝(平成10年の実績値－平成24年の実績値)／14年間
＝184.6億円／



出典：農林水産省統計部「生産農業所得統計」及び農林水産省生産局園芸作物課調べ「花木等生産状況調査」(花きの産出額)

【その他参考資料】

—

(オ) 茶の輸出額

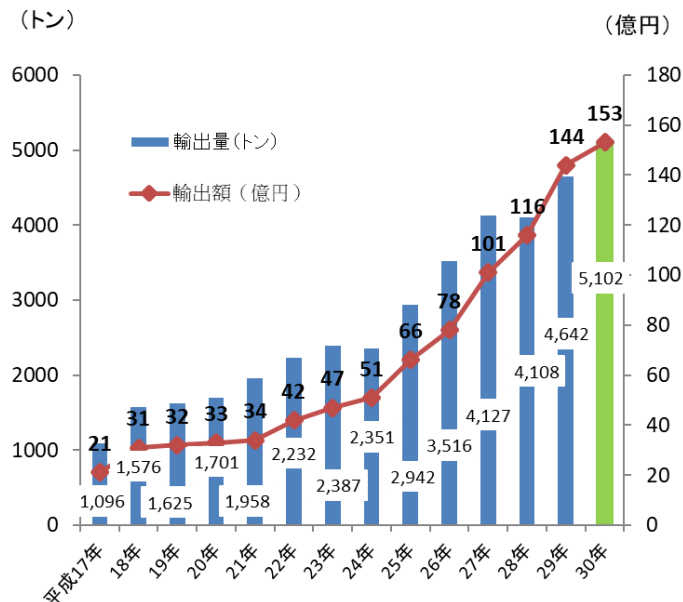
【測定指標の選定理由】

茶は、地域農業において重要な役割を果たしているとともに、条件不利地域である中山間地域においても、重要な基幹作物となっている。また、食料・農業・農村基本計画において、輸出拡大に向け、輸出ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等を推進することとしたほか、農林水産省が平成 25 年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」においては、輸出相手国の残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行うこと等の輸出戦略を定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、令和2年までに茶の輸出額を150億円にする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。なお、「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年8月閣議決定)において目標を1年前倒し令和元年で達成することとした。

年ごとの目標値については、最近の輸出動向を踏まえ、28 年度から毎年 16 億円増加すると設定した。



出典:財務省「貿易統計」(緑茶)(HSコード:09210000 及び 09220000)

【その他参考資料】

—

【目標】④

有機農産物や薬用作物の生産拡大

(ア) 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合

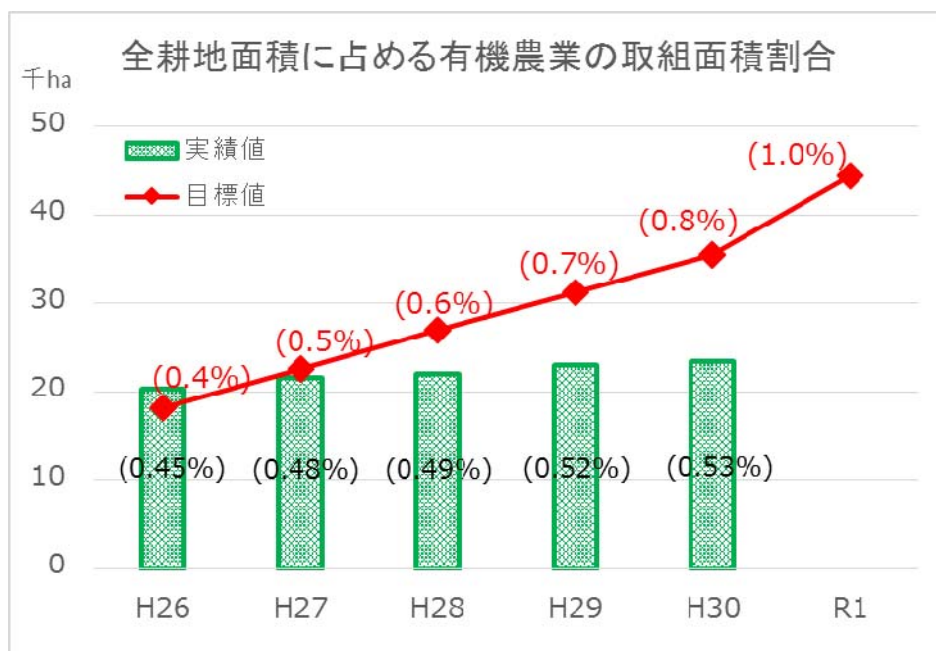
【測定指標の選定理由】

「有機農業の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 112 号)に基づき、平成 26 年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、有機農業の推進及び目標を定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%としていることから、これを目標値として設定した。年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省食料産業局食品製造課調べ「国内における有機 JAS は場の面積」
農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」

【その他参考資料】

—

(イ) 薬用作物の栽培面積

【測定指標の選定理由】

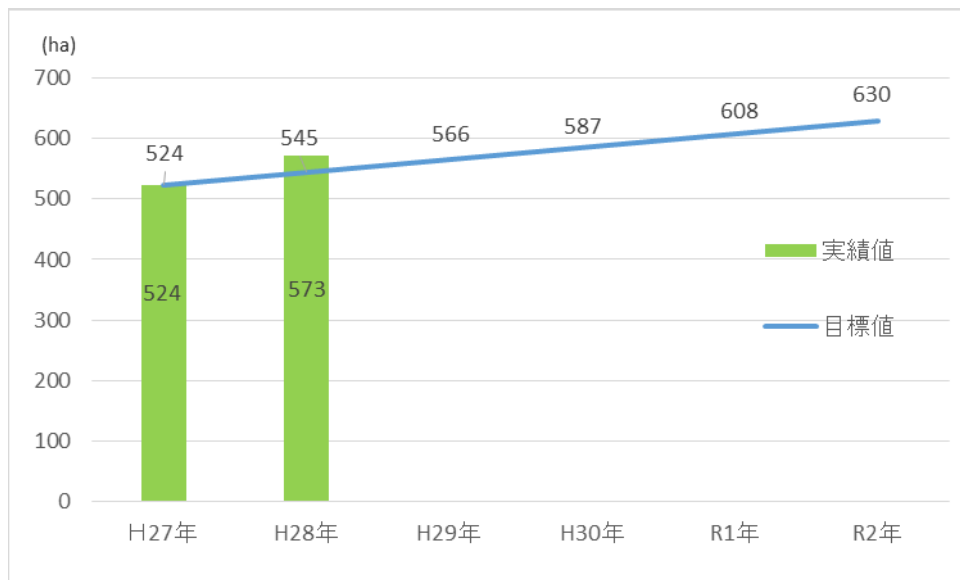
食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組を推進するとともに、品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。

これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進するとともに、26年度から薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を支援しており、収穫面積を指標として選定したが、「薬用作物に関する資料」(日本特産農産物協会)の調査結果では、調査に協力しているデータ提供先が収穫面積を非開示としているところが多く、収穫面積が政策に反映されていないため、調査協力先が非開示としているところが少ない薬用作物の栽培面積を指標として再設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえた基準値を 27 年の 524ha から令和2年の 630ha に増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。



出典:公益財団法人日本特産農産物協会「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2 指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の 14 品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。
注3 有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
注4 小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野9：需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	—
(2)	家畜商法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(3)	家畜改良増殖法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(4)	牧野法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(5)	飼料需給安定法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(6)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与した。	—
(7)	養蜂振興法 (昭和30年)	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	蜜源植物の保護増殖及び適正な蜂群配置を期するための措置を実施する。 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物の供給拡大及び安定供給の確保に寄与した。	—

(8)	家畜取引法 (昭和31年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(9)	養鶏振興法 (昭和35年)	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(10)	果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	—	—	—	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与した。	—
(11)	畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金等を交付 ・指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・(独)農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施する。 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(12)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年)	—	—	—	—	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与した。	—
(13)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	—	—	—	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与した。	—

(14)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(1)-④-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。 上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(15)	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	—	—	—	(1)-②-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(16)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-④-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。 エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(17)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(1)-④-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。 有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。	—
(18)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	—	—	—	(1)-①-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与した。	—
(19)	お茶の振興に関する法律 (平成23年)	—	—	—	(1)-③-オ	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与した。	—
(20)	花きの振興に関する法律 (平成26年)	—	—	—	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与した。	—

(21)	養豚農業振興法 (平成26年)	—	—	—	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与した。	—
(22)	食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進) (平成21年度) (主)	300 の内数 (0)	300 の内数 (0)	200 の内数 (0)	(1)-①-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与した。	
(23)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:30-3、4)	4,402 の内数 (4,089 の内数)	9,224 の内数 (9,214 の内数)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	(1)-③-オ	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な共同利用施設等の整備を支援する。 産地が農業の成長産業化を図るため、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化に資する生産・流通体制の強化に寄与した。	
(24)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物グローバル産地緊急対策 (平成30年度) (関連:30-4)	—	—	0 (0)	—	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与するものであるが、平成30年度は取組実績がなかった。	
(25)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策 (平成30年度) (関連:30-4)	—	—	0 (0)	(1)-③-オ	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与するものであるが、平成30年度は取組実績がなかった。	
(26)	【TPP関連事業】 農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (平成28年度) (関連:30-4)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(27)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (関連:30-6)	6,480 (6,418)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	—	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払の前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要となる経費を助成する。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与した。	

(28)	経営所得安定対策 (平成25年度) (関連:30-6)	270,119 (200,357)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	(1)-①-イ (1)-①-ウ	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の抛出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施する。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産農産物の安定供給の確保に寄与した。	
(29)	学校給食用牛乳供給推進事業 (昭和37年度) (主)	744 (695)	744 (631)	680 (574)	(1)-②-ア	安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣の定着を図ることで国内の需要を確保し、生乳生産量の確保に寄与した。	
(30)	加工原料乳生産者補給金等 (昭和41年度) (主)	13,230 (13,230)	24,300 (24,300)	24,300 (24,300)	(1)-②-ア	補給金等が(独)農畜産業振興機構を通じて生産者に交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与した。	
(31)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	204 (204)	202 (202)	2,115 (2,029)	(1)-③-イ	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金等の交付等により、野菜の生産・出荷の安定等を図ることで、野菜生産者の経営の安定化と消費者への野菜の安定供給に寄与した。	
(32)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主、関連:30-1、11)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	—	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(33)	牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金 (平成3年度) (主)	57,091 (57,091)	35,281 (35,281)	35,281 (35,281)	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施する。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、肉用牛生産者等の経営安定と国産畜産物の安定的な供給確保に寄与した。	
(34)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,542 (7,542)	7,398 (7,398)	7,205 (7,205)	(1)-②-ア (1)-②-イ	食料・農業・農村基本計画に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画に連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等の各種計画の実現に向けた政策実施機関として定められた中期目標並びにこれを達成するための中期計画及び事業ごとに定める年度計画に即した業務を実施する。 種畜等の供給、種畜検査の実施、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産等のための取組を行うことにより、優良な家畜の普及などによる家畜改良や飼料作物の優良な種苗の供給等を通じた飼料自給率の向上を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	
(35)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	(1)-②-ア	加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出金と国の助成金による加工原料乳生産者積立金から加工原料乳の生産者に補填金が交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与した。	

(36)	独立行政法人農畜産業振興機構 運営費 (平成15年度) (主)	1,687 (1,687)	1,648 (1,648)	2,441 (2,441)	(1)-②-イ	機構が行う農畜産物生産者等の経営安定のための補給金等の交付業務や農畜産物の需給安定・価格調整対策等により、需要構造等の変化に対応した農畜産物の生産・供給体制の改革に寄与した。	
(37)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:30-3、11、13)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-③-オ (1)-④-ア (1)-④-イ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。	
(38)	飼料増産総合対策事業のうち国産 飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	551 (455)	564 (478)	648 (291)	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料生産組織の機能の高度化や栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用、放牧、公共牧場を活用した肉用牛・酪農生産基盤の強化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を支援する。 国産飼料の一層の生産・利用拡大を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(39)	畜産生産能力・体制強化推進事業 のうち家畜能力等向上強化推進 (平成17年度) (主)	363 (350)	343 (335)	348 (323)	(1)-②-ア (1)-②-イ	遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用方法、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進することにより、国産畜産物の安定供給、生産コストの低減や品質向上を図り、国内畜産経営の健全な発展に寄与した。	
(40)	飼料生産型酪農経営支援事業 (平成18年度) (主)	6,800 (5,979)	6,960 (6,028)	6,960 (5,975)	(1)-②-ア	自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。 飼養規模の拡大の進展や飼料の海外依存による窒素等の過剰蓄積など環境問題の発生に対処することにより、自給飼料生産基盤に立脚しながら環境への負荷軽減に取り組む持続可能な酪農経営の確立を図り、国産生乳の安定的な供給に寄与した。	
(41)	飼料増産総合対策事業のうちエコ フィード増産対策事業 (平成20年度) (主)	170 (156)	170 (109)	96 (45)	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料製造事業者等における食品残さの飼料化による利用拡大、エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化を促進する取組等を支援する。 高品質なエコフィードの安定的な生産・供給体制の構築や関係者に対する理解の醸成を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(42)	果樹農業好循環形成総合対策事 業 (平成28年度) (主)	5,600 (5,540)	5,660 (5,499)	5,783 (5,574)	(1)-③-ウ	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与した。	

(43)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	290 (258)	277 (235)	226 (222)	(1)-②-ア (1)-②-イ	不安定な気象による飼料生産におけるリスクの分散等を図るための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援する。 草地改良の推進や優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(44)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	4,077 (1,219)	3,162 (1,465)	4,862 (4,862)	(1)-②-ウ	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援する。 鶏卵の需給改善を推進することにより、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定に寄与した。	
(45)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主、関連:30-1、11、12、13)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-エ (1)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。	
(46)	乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	11 (11)	11 (11)	10 (10)	(1)-②-ア	我が国の乳製品の規格や製造実態に即した国際規格が策定されることにより、我が国の乳製品の輸出促進に寄与し、生乳生産量の確保に寄与した。	
(47)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (関連:30-11)	3,260 (3,136)	501 (333)	447 (288)	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組む次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援することで、野菜を始めとする国産園芸作物の供給拡大に寄与した。	
(48)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策 (平成23年度) (主)	51 (46)	53 (44)	24 (23)	(1)-②-ア (1)-②-イ	牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	

(49)	【TPP関連事業】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (平成27年度) (主)	26,922 (25,704)	82,801 (81,952)	59,533 (54,386)	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入(対象を地域的な規模拡大の場合にも拡大)や機械の導入を支援する。 ・畜産クラスター計画に基づき、優良乳用種後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術の活用及び優良純粋種豚の導入等を支援する。 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を措置する。 ・収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析(複数のクラスター協議会が広域で連携する場合の支援を強化)、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援する。 ・畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することにより、生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤の強化に寄与した。	
(50)	【TPP関連事業】 産地パワーアップ事業 (平成27年度) (主、関連:30-3、4)	23,446 (23,427)	46,617 (42,443)	53,083 (35,670)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-オ	・水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者ニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備等を支援する。 ・地域の営農戦略としての計画に基づき、意欲ある農業者等による生産体制の強化を図ることにより産地の競争力の強化に寄与した。	
(51)	【TPP関連事業】 加工施設再編等緊急対策事業 (平成27年度) (主)	4,600 (1,350)	1,000 (771)	2,500 (2,151)	(1)-①-イ (1)-②-ア (1)-②-イ	・環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が合意したことに伴い、「総合的なTPP関連政策大綱」が取りまとめられ、国際競争力のある産地イノベーションを促進する対策を講ずることとされ、国産農畜産物の流通に必須となる加工施設(食肉処理施設、乳業工場、製粉工場、製精糖工場等)について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組を支援することにより、国内農業の国際競争力の強化に寄与した。	
(52)	【TPP関連事業】 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 (平成27年度) (主、関連:30-3,4,17,18)	3,605 (1,975)	993 (502)	399 (345)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-イ (1)-③-ウ	・産地と複数年契約を締結する外食・加工業者等の連携により、国産農林水産物(果実、土地利用作物、畜産物、魚介類、特用林産物等)を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援することにより、国産農林水産物の需要拡大に寄与した。	
(53)	新しい園芸産地づくり支援事業 (平成28年度) (主)	1,080 (1,055)	2,273 (828)	1,406 (909)	(1)-③-ア (1)-③-イ	・産地の生産・供給体制の構造改革に向け、水田を活用した新たな園芸産地の育成による生産拡大や加工・業務用野菜の生産基盤強化に係る取組を支援することにより、事業実施地区における成果に加え、産地全体への波及効果も含めて国産供給力が強化されることで、園芸作物の生産量の増大に寄与した。	

(54)	【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 (平成28年度) (主)	100 (27)	801 (694)	503 (443)	(1)-②-ア (1)-②-イ	草地の難防除雑草の駆除技術の活用・普及、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給、公共牧場の活用拡大と機能強化等のための取組を支援する。 自給飼料の一層の生産拡大と高品質化等を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(55)	酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	5,433 (2,501)	3,567 (3,095)	(1)-②-ア	酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入等を支援することにより、酪農家の労働負担の軽減に寄与した。	
(56)	【TPP関連事業】 国産乳製品等競争力強化対策事業 (平成29年度) (主)	—	2 (2)	5,998 (5,956)	(1)-②-ア	酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化や、チーズ工房等による生産性向上の取組みやブランド化等への支援により、国産チーズの競争力が強化される。これにより酪農経営が安定化し、将来に向けた規模拡大や設備投資が可能となり、全国の生乳生産量の増加に寄与した。	
(57)	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (平成30年度) (主)	—	—	770 (770)	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定する上で実施する災害被害防止講習会や農業用ハウスの補強、防風ネットの設置等を支援する。 災害による被害防止を図ることにより、園芸作物の安定供給に寄与した。	
(58)	中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業 (平成30年度) (主)	—	—	187 (187)	(1)-③-エ	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与した。	
(59)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (平成30年度) (主)	—	—	154 (44)	(1)-②-イ	肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されている。また、子牛価格が高値で推移する中、肥育素牛を安定的に確保する必要がある。このため、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産の推進を図り、肉用牛生産基盤の強化に寄与した。	
(60)	国際養蚕委員会日本大会開催事業 (平成30年度) (主)	—	—	1 (0.8)	—	平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(61)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主、関連:30-5)	82,173 (11,701)	54,670 (11,388)	48,654 (19,516)	(1)-②-ア (1)-②-イ	国は飼料需給安定法に基づき、輸入飼料用麦の買入れ・売渡しを、SBS方式(資本要件など飼料用麦を確実に輸入するための最低限の資格を有する輸入業者及び買受者(実需者)が連名で申し込む見積合わせ)により実施する。 輸入飼料用麦の需給及び価格の安定を図ることにより、安定的な畜産経営の確立と畜産の振興を通じ、国産畜産物の安定供給に寄与した。	

(62)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 (昭和40年度) (主)	10,413 (10,413)	11,495 (11,391)	11,237 (10,652)	—	(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病虫害等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与した。	
(63)	水田活用の直接支払交付金 (平成25年度) (主)	322,165 (316,750)	319,964 (314,078)	305,904 (298,604)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付するとともに、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。 上記交付金を活用することにより、水田をフル活用し国産農産物の安定供給の確保に寄与した。	
(64)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度) (主)	35 (29)	35 (25)	35 (28)	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援する。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与した。	
(65)	畑作構造転換事業 (平成29年度) (主)	—	172 (158)	2,892 (2,405)	—	ばれいしょ・てん菜等について、畑作営農の大規模化に伴う労働力不足や頻発する異常気象による湿害等に対応し、早急に生産の高度化・安定化を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、労働負担の小さい作物への転換、種ばれいしょの生産性向上等を支援する。 畑作産地の労働力不足に対応しつつ、先進的生産技術や省力作業体系の導入等の取組を支援することにより、加工用ばれいしょをはじめとする畑作産地の生産性の向上に寄与した。	
(66)	甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	439 (378)	1,111 (976)	—	さとうきび、かんしょの生産性向上や農業機械の導入等による生産の省力化、自然災害に強い品種への転換等の取組や製糖工場の働き方改革を踏まえた労働生産性向上を図る取組等を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与した。	
(67)	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業 (平成30年度) (主)	—	—	579 (514)	—	さとうきび、かんしょの農業機械の導入等による生産の省力化、土づくりの推進や新品種への転換、早植えマルチ栽培の推進による単収向上等の取組のほか、分みつ工場等における人員配置の改善の検討や施設整備等の労働効率を高める取組を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与した。	

(68)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (関連:30-11)	1,771 (1,770)	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	—	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(69)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(平成28年度) (関連:30-13)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	(1)-④-ア	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与した。	
(70)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度)	<-> (<11,226>)	<-> (<11,704>)	—	—	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(71)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度)	<14,554> (<38,132>)	<14,554> (<30,704>)	<31,357> (<->)	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあつては所得税及び住民税を免除し、農業生産法人にあつては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与した。	—
(72)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度)	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与した。	—
(73)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	—	—	—	—	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(74)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 (平成24年度)	—	—	—	—	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額の還付を行う。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—

(75)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度)	—	—	—	—	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与している。	—
------	--	---	---	---	---	---	---

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付金 (平成24年度) (関連:30-3)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761 の内数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	(1)－①－ア (1)－①－イ (1)－①－ウ (1)－②－ア (1)－②－イ (1)－③－ア (1)－③－ウ (1)－③－エ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援することにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	
(2)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,13,20,22)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(1)－④－ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与した。	
(3)	【参考:復興庁より】 福島県営農再開支援事業 (平成30年度)	—	—	13,031 の内数 (13,031 の内数)	(1)－①－ア (1)－③－エ	福島県において原子力発電所事故の影響により平成23年度以降に生産の断念を余儀なくされた農地のうち、令和2年度末までに農地面積の6割が営農再開できるよう、基金を設置し、営農再開に資する一連の取組を支援することにより、国産農畜産物の安定的供給に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑪)

政策分野名 【施策名】	先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等					
政策の概要 【施策の概要】	農業者の高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入を推進する。 このため、先端技術等の活用等により、コスト削減や高付加価値化を実現する施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	3,332 ＜20,875＞の内数	2,499 ＜20,285＞の内数	1,669 ＜416,937＞の内数	1,590 ＜412,112＞の内数
		補正予算(b)	100 ＜12,575＞の内数	— ＜10,000＞の内数	— ＜107,104＞の内数	
		繰越し等(c)	2,148 ＜35,279＞の内数	— ＜22,798＞の内数		
		合計(a+b+c)	5,580 ＜68,729＞の内数	2,499 ＜53,082＞の内数		
	執行額(百万円)		5,173 ＜24,344＞の内数	2,291 ＜30,667＞の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 食料・農業・農村基本計画		年月日 平成27年3月31日		関係部分(抜粋) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等 ② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新 ③ 効果的な農作業安全対策の推進	
	農林水産省地球温暖化対策総合戦略		平成20年7月29日 改定		2. 地球温暖化防止策 (4) 農業分野の温室効果ガス排出削減対策 3. 地球温暖化適応策 (2) 地球温暖化適応策に関する技術開発等 第二章 分野・品目別対策 第1 農業	
	農林水産省気候変動適応計画		平成27年8月6日		第2 具体的施策 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化	
	日本再興戦略2016		平成28年6月2日		第2部 アクションプラン—五カ年計画 第2章 分野別事項 第5節 農林水産業・食品産業分野	
	ロボット新戦略		平成27年2月10日			

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、＜＞外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	先端技術の活用等による生産・流通システムの革新									
目標①【達成すべき目標】	省力化・低コスト化技術等の導入									
測定指標	ア 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数 (達成度合い) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		—	—	—	11機種 (A:110%)	14機種 (A:108%)	—	20機種		
			—	—	10機種	13機種	16機種			
把握の方法	農業機械メーカー等からの聞き取り(農林水産省生産局技術普及課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	イ 担い手の米の生産コスト(注1)における生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減 (達成度合い) 年度ごとの目標値	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標一 計算分類
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年		
		6,497円/60kg(個別経営)	—	6,319円/60kg(個別経営) (A:87%)	6,259円/60kg(個別経営) (A:77%)	6,463円/60kg(個別経営) (C:8%)	—	5,470円/60kg(個別経営・組織法人経営)		
		6,491円/60kg(組織法人経営) 平成23年産の全国平均のコメの生産コストにおける生産資材費と労働費:9,117円/60kg	—	6,708円/60kg(組織法人経営) (C:-106%)	6,776円/60kg(組織法人経営) (C:-93%)	6,645円/60kg(組織法人経営) (C:-38%)	—			

把握の方法	「農業経営統計調査」(農産物生産費統計、営農類型別経営統計(組織経営))(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(平成25年基準値-当該年実績値)/(平成25年基準値-当該年目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	ウ 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	6年度		
		655ha	—	—	—	1,070ha (A:100%)	—	1,247ha		
	年度ごとの目標値		—	—	—	1,070ha	—		A	S↑—差
把握の方法	隔年で実施する「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」(農林水産省生産局園芸作物課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(2)	異常気象などのリスクを軽減する技術の確立									
目標①【達成すべき目標】	高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及									
測定指標	ア 高温耐性品種(水稻)作付面積割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		6.2%	—	—	6.6% (A:94%)	6.8% (B:88%)	—	10.0%		
	年度ごとの目標値		—	—	7.0%	7.7%	8.5%		B	F↑—直
把握の方法	「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
目標②【達成すべき目標】	農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化									
測定指標	ア ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析(注2)実施数 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		14.4地点	—	—	—	13.9地点 (A:91%)	—	17.6地点		
	年度ごとの目標値		—	—	—	15.2地点	16.0地点		A	S↑—直
把握の方法	農協に対するアンケート調査(抽出調査)(土壌分析実施状況)(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(3)	効果的な農作業安全対策の推進									
目標①【達成すべき目標】	農作業事故による死亡者数を減少									
測定指標	ア 農作業事故による死亡者数 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年		
		100%	100% (B)	97% (B)	89% (A)	87% (A)	—	85%		
	年度ごとの目標値		97%	94%	91%	88%	85%		A	F↓—直
把握の方法	「人口動態調査」(死亡小票の集計)(厚生労働省) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	Aランク:実績値≤各年の目標値 Bランク:各年の目標値<実績値≤前年の目標値 Cランク:前年の目標値<実績値									
備考	—									
測定指標	イ (農産)GAP(注3)認証取得経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標— 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		4,500 経営体	—	—	4,700 経営体 (C:20%)	5,300 経営体 (C:19%)	—	13,500 経営体		
	年度ごとの目標値		—	—	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体		C	S↑—差
把握の方法	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP(注4)の運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り(農林水産省生産局農業環境対策課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

測定指標	ウ（畜産）GAP認証取得経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		—	—	—	—	80 経営体 (C:14%)	—	1,150 経営体		
	年度ごとの目標値		—	—	—	565 経営体	1,033 経営体		C	S↑-差
把握の方法	畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り(農林水産省生産局畜産振興課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A^ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない
		(判断根拠) 政策分野⑩「先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等」について、評価可能な測定指標数8個について、Aが4個、Bが1個、Cが3個となっており、「④進展が大きくない」と判定した。	
		【(1)①イ】担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減 平成30年度の担い手の米の生産資材費と労働費については、個別経営6,463円/60kg、組織法人経営6,645円/60kgで、達成度合いが、それぞれ8%、-38%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 個別経営においては基準値と比べて低下しているものの、過去2カ年と比べると上昇した。また、組織法人経営においては過去2カ年と比べると減少したものの、基準値と比べて増加した。 この理由としては、平成28年度と比べて天候不順等により収量が減少したこと、労働時間は短縮されているものの労働単価が上昇傾向にあること、29年9月から国内特殊自動車4次排ガス規制(窒素酸化物(NOx)排出量を3次規制と比べて約90%低減)が適用されたことによる農機具費の上昇、燃油価格上昇や為替の変動による輸入コストの上昇等の要因により単位収量当たりの生産費が高くなった。 (参考指標:H28とH29の比較) ①収量(H29/H28):[個別経営](533kg/10a÷544kg/10a)98%、[組織法人経営](509kg/10a÷531kg/10a)96%(農業経営統計調査) ②60kg当たりの労働時間: [個別経営]H25 1.62時間/60kg→H27 1.56時間/60kg→H29 1.55時間/60kg [組織法人経営]H25 1.83時間/60kg→H27 1.82時間/60kg→H29 1.78時間/60kg(農業経営統計調査) ③60kg当たりの労働費: [個別経営]H25 2,386円/60kg→H27 2,378円/60kg→H29 2,488円/60kg [組織法人経営]H25 2,738円/60kg→H27 2,893円/60kg→H29 2,863円/60kg(農業経営統計調査) ④労働単価: [個別経営]H25 1,473円/時間→H27 1,524円/時間→H29 1,605円/時間 [組織法人経営]H25 1,496円/時間→H27 1,590円/時間→H29 1,608円/時間 ⑤燃油価格:(平成27年を基準としてH29/H28)ガソリン:110.9%、軽油110.2%(農作物価統計調査) ⑥為替(円/ドル):H28 109.84→H29 113.19(三菱UFJ銀行 年間平均TTS) 2) 内部要因 本測定指標の実績の最新値は平成29年度であり、農業競争力強化支援法施行前となるため、当施策の直接の効果はまだ反映されていない状況。 しかし、農業競争力強化支援法施行後、農業資材のコスト低減に向けた様々な動きが活発化しており、例えば、全農では、平成30年10月から、担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給開始している。これにより、生産者の購入価格は、標準モデルと比較し、約2〜3割程度の引下げを実現している。 3) 総合的な要因 以上のとおり、平成30年度にあつては主に外部要因の影響によりCとなったと推測される。その一方で令和元年度の評価からは当施策の内部要因も具体的に現れてくるため、今後支援法のより高い効果によって目標を達成できるよう、施策を進めてまいりたい。	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】
		【(3)①イ】(農産)GAP認証取得経営体数 30年度の(農産)GAP認証取得経営体数は5,300経営体数で、達成度合いが19%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 GAP認証が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準を満たす要件の一つとなったこと等により、平成29年度から認証取得の拡大が急激に進んだ結果、審査会社において新規審査に十分対応できない状況が発生している。 2) 内部要因 GAPの実施、認証取得に当たっては、都道府県が行うGAP指導員の育成、指導活動の実施、認証取得支援等の取組を行っており、新規審査件数は順調に増加しているものの、①個々の取組や経費負担が軽減される団体認証を推進しているところであるが、産地の合意形成が進まず、団体での認証取得が進まなかったこと、②高齢化による離農、③認証継続にメリットを感じない等の理由により認証を継続しなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、審査会社の状況、団体認証の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。	

	【(3)①ウ】(畜産)GAP認証取得経営体数 30年度の(畜産)GAP取得経営体数は80経営体で、達成度合いは14%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 豚流行性下痢(PED)や豚コレラの発生、鳥インフルエンザの侵入防止等のため、畜種や時期により、農家へのGAP構築指導やGAP認証審査が延期されるなどの状況が発生している。 2) 内部要因 畜産GAPについては、平成29年3月31日に基準書が策定・公表され、指導員・審査員の育成と併行して認証取得の拡大を推進してきたところ、①認証取得のメリットが十分に浸透せず認証取得が伸び悩んだこと、②このため、指導員・審査員が経験を積む機会が限られ、個別認証に向けた指導・審査が効率的・効果的に進まなかったこと、③さらに、指導・審査の実績が求められる団体認証に必要な指導員・審査員の育成が遅れ、団体認証の推進ができなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、家畜衛生上の配慮や、指導員・審査員の育成に必要な畜産GAPの取組を希望する農家の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。		
次期目標等への 反映の方向性	【(1)①イ】担い手の米の生産コストにおける生産資材費 平成29年8月の農業競争力強化支援法施行後、平成30年10月から、全農において機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給することにより、標準モデルと比較し約2～3割程度の購入価格引下げを実現するなど、農業資材のコスト低減に向けた様々な動きが活発化しており、今後、支援法のより高い効果の現れが期待される。 【(3)①イ】(農産)GAP認証取得経営体数 平成31年4月から①GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者に「GAPパートナー」として協力を依頼するとともに、②実需者が認証取得を要望する産地を重点推進産地に設定して集中的な指導、③GAP認証取得意向産地等の要望を踏まえた実需者とのマッチングを図り、農業者の新規認証及び認証継続の意欲喚起、④平成30年から審査員育成の支援、⑤農林水産省策定の農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに準拠した都道府県GAP(31年3月末時点:12,259経営体)に取り組んでいる農業者に対し、GAP認証へのステップアップの促進等を実施しており、設定している次年度目標の達成に向けて取組を進めているところ。 【(3)①ウ】(畜産)GAP認証取得経営体数 ①認証取得者へのアンケート調査による認証取得のメリットの周知、②平成30年12月から団体認証に向けた指導員・審査員の育成による団体認証の推進、③31年4月から畜産GAP認証取得に必要な工程管理効率化のためのICTシステム導入支援等を実施しており、設定している令和2年度の目標達成に向けて取組を進めているところ。		
学識経験を有する者の 知見の活用			
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	—		
評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算		
	税制		
	その他 (法令、組織、定員等)		
担当部局名	生産局(大臣官房政策課) 【大臣官房政策課技術政策室/生産局総務課/園芸作物課/技術普及課 /農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等

【目標】①

省力化・低コスト技術等の導入

(ア) 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数

【測定指標の選定理由】

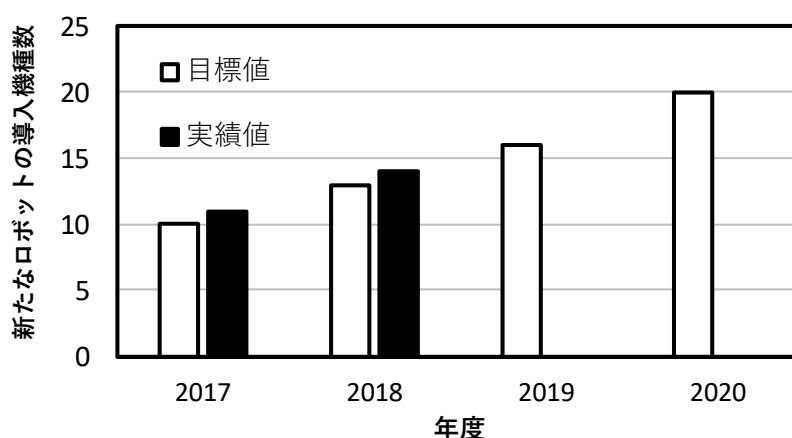
食料・農業・農村基本計画において、高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、スマート農業(ロボット技術(注5)やICT(注6)を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業)の実現に向けた取組を推進することとされている。また、ロボット技術については、「ロボット新戦略」(平成27年2月日本経済再生本部決定)に基づき、開発、現場への導入や環境整備を着実に進めることとされている。

「ロボット新戦略」の中で、2020年に目指すべき姿(KPI)として、ロボットを農林水産業・食品産業分野において実用化・市販化されることを目指すとしていることから、その導入機種数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値は、「ロボット新戦略」のKPIに基づき、20機種と設定した。

年度ごとの目標値については、KPIに基づき、研究開発や実証等の取組の進展を踏まえて、毎年、段階的に導入機種数が増加していくものとして設定した。



出典: 農林水産省生産局技術普及課調べ(農業機械メーカー等からの聞き取りにより把握)

【その他参考資料】

—

(イ) 担い手の米の生産コスト(注1)における生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減

【測定指標の選定理由】

平成 28 年6月2日に閣議決定した日本再興戦略において、「今後 10 年間(2023 年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する(2011 年産の全国平均のコメの生産コスト:16,001 円/60kg)」ことをKPIとして設定しており、当該KPIの達成に資するため、担い手のコメの生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減を測定指標として選定した。

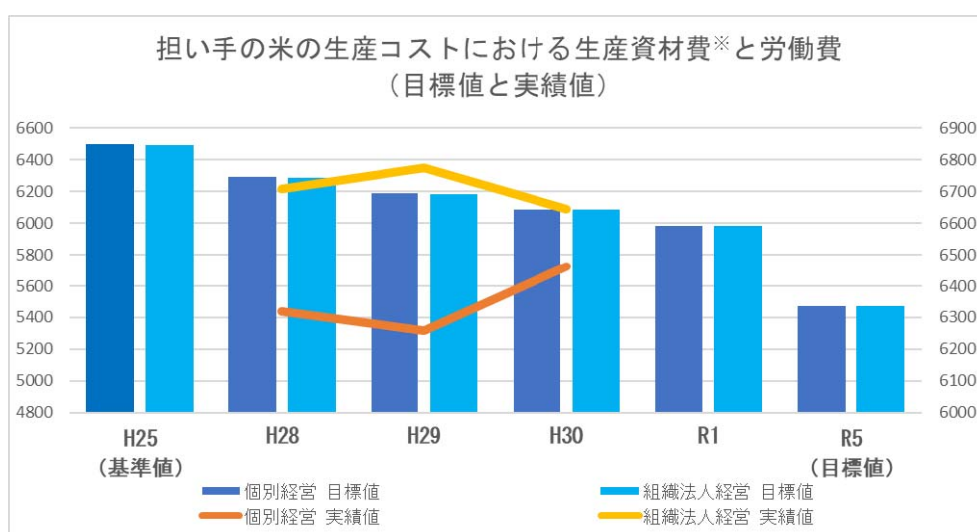
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値は、KPIに示されている担い手のコメの生産コストとして示されている値の生産資材費と労働費の合計(5,470 円/60kg)を設定した。

基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合(27 年 12 月開催)における当該指標の初年度評価の比較対象となった平成 25 年産の担い手(個別経営・組織法人経営)のコメの生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費をそれぞれ設定した。

年度ごとの目標値は、毎年、基準値から一定の割合で減少するものとして設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



※生産資材費とは、農機具費、肥料費、農業薬剤費の合計。

出典:農林水産省統計部「農業経営統計調査」(農産物生産費統計、農業類型別経営統計(組織経営))

【その他参考資料】

—

(ウ) 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う次世代施設園芸(注7)拠点の整備を推進するとしている。

このため、平成 25 年度から実施している次世代施設園芸導入加速化支援事業及び平成 28 年度から新たに措置した次世代施設園芸地域展開促進事業等の施策効果により、温度、CO₂等の複数の環境要因をコントロールできる複合環境制御装置を備えた園芸施設の面積を増加させることとし、測定指標として選定した。

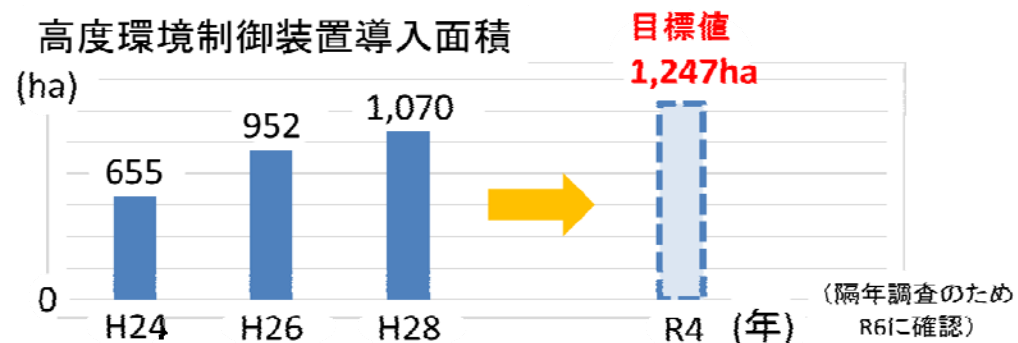
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

複合環境制御装置は、多額の初期投資を必要とし、また、環境制御を使いこなして生産を安定化させるまでに相応の時間を要することから、その導入面積はごく一部にとどまり(ハウス全体の設置面積の 2.5%(28 年度))、ハウス全体の設置面積の減少と連動して減少傾向にあった。その後、平成 25 年度以降の次世代施設園芸事業等の施策の効果により、複合環境制御装置を備えたハウスの面積は増加傾向にあるが、今後施策を講じなかった場合には、ハウス全体の設置面積の減少と連動し、再び減少傾向に転じるおそれがある。

このため、①ICT を活用した複合環境制御による生産性向上を目指した次世代施設園芸拠点の成果を地域に展開していくための情報発信、②次世代施設園芸の要素技術である環境制御技術等を習得するための実証・研修等を推進するとともに、③複合環境制御型園芸施設の整備を支援する施策(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)を着実に進めていくことにより、それらの施策効果として、複合環境制御装置を備えたハウス面積は今後も増加していくと見込み、令和6年度目標は平成 28 年度以降の事業実績等も加味して施策効果の見直しを行い、1,247ha と設定した。

なお、実績値は、隔年で実施している調査により把握するため、隔年の設定としている。

※ 評価実施時期に評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前々年度の値を記入している。



出典:農林水産省生産局園芸作物課調べ「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」(各年実施)

【その他参考資料】

—

施策(2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

【目標】①
高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及

(ア) 高温耐性品種(水稻)作付面積割合

【測定指標の選定理由】

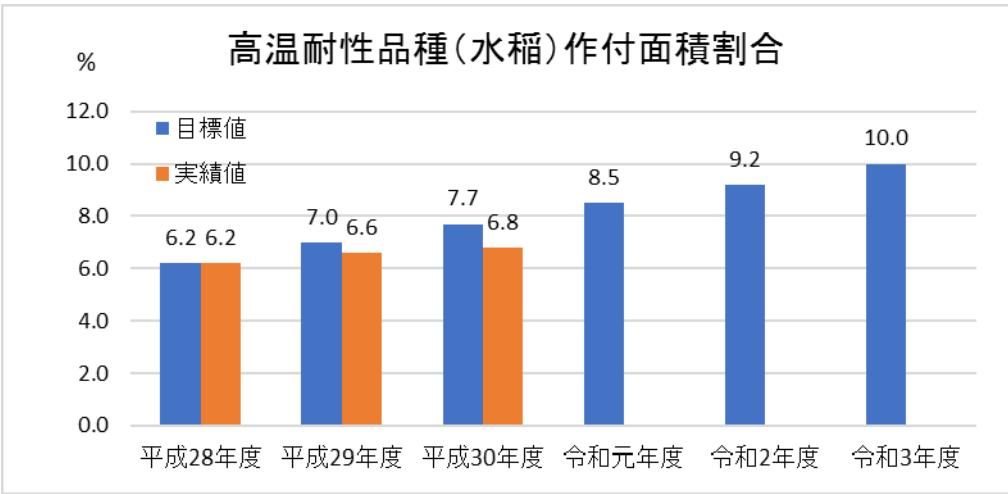
食料・農業・農村基本計画において、気候変動に左右されにくい持続的な農業生産への転換を進めるため、高温等の影響を回避又は軽減できる適応技術や品種の開発と普及を推進するとされている。

このため、気候変動や極端な気象現象の影響を受けにくい安定的な産地づくりを促進する必要があり、高温等の影響を回避・軽減できる適応品種や技術の導入を図っていくことが重要であることから、殆どの都道府県において栽培されており、多数の府県で白未熟粒等の高温障害の発生が報告されている水稻について、主食用水稻の作付面積(統計部公表)に対する高温耐性品種の作付面積(農環課調べ)の割合を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

これまで日本の平均気温は平年値に対して毎年変動しながら推移しているが、長期傾向として上昇しており、引き続き、高温耐性品種の導入は重要な政策課題であることから、これまでの導入トレンドを踏まえ、目標年度まで年間 0.8%上昇すると仮定し、令和2年度の目標を 10%とした。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査」

【その他参考資料】

—

(イ) ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析(注2)実施数

【測定指標の選定理由】

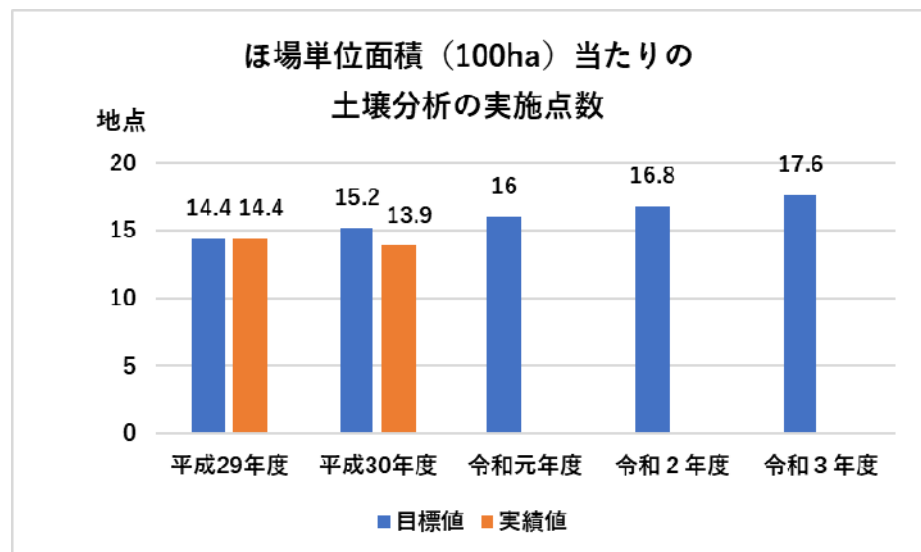
食料・農業・農村基本計画においては、収量の向上、高位安定化を図るため、土壌改良資材や有機物の投入により地力の強化を図ることとされている。

一方、地力の強化のためには、土壌分析に基づく適正施肥の取組が不可欠であることから、土壌分析の総体的な実施状況を最も端的に表す数値として、ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値については、過去3年間(平成26年度から平成28年度)の実績を踏まえて、平成30年度以降について、年間0.8地点の増加を見込み、目標値を再設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ(農協に対するアンケート調査(抽出調査)(土壌分析実施状況))

【その他参考資料】

—

施策(3) 効果的な農作業安全対策の推進

【目標】①
農作業事故による死亡
者数を減少

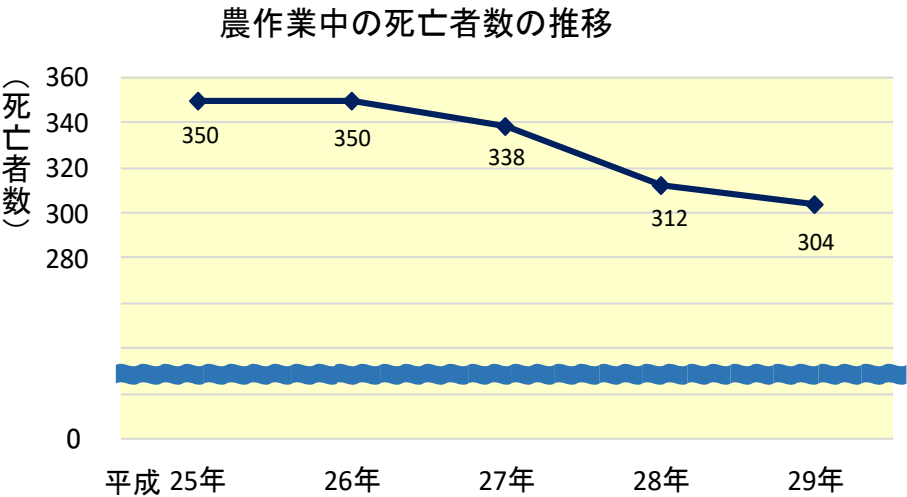
(ア) 農作業事故による死亡者数

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画においては、農作業死亡事故が多発している現状を踏まえ、事故防止のため、より実効性のある農作業安全対策を推進することとされている。これに基づき、農業者の農作業事故による死亡者数を減少させる必要があることから、「農作業事故による死亡者数の減少」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

これまで350件前後で推移している農作業事故による死亡者数について、平成25年の死亡者数350人を基準値とし、第12次労働災害防止計画の目標(5年間で15%削減)を参考として、目標年の30年までに毎年約3%ずつ減少させる目標を設定した。
※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:厚生労働省「人口動態調査」(死亡小票の集計)

【その他参考資料】

—

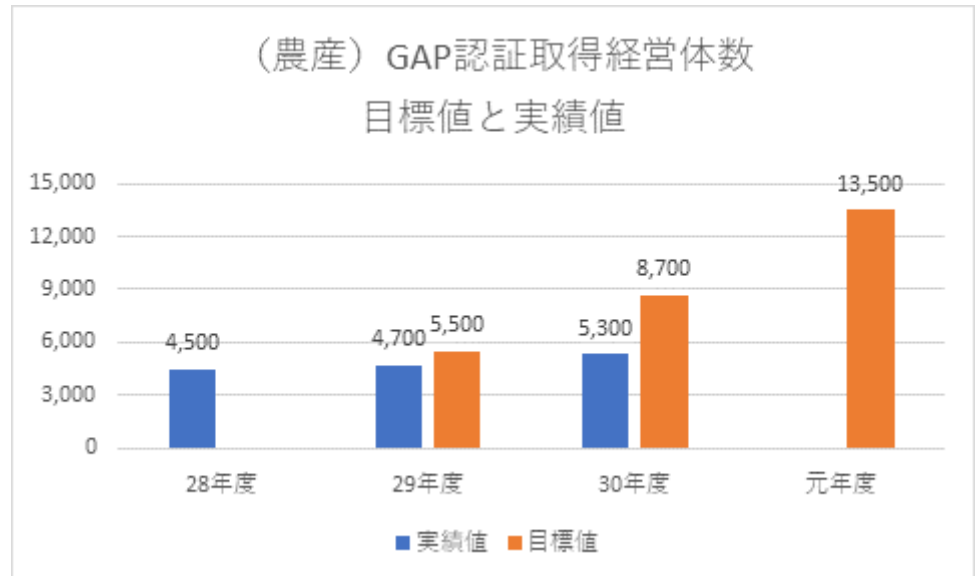
(イ) (農産)GAP認証取得経営体数

【測定指標の選定理由】

GAP(注3)は、
・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること
・ 大手小売事業者等において、GAP 認証(注8)を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAP を実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。
農産物の GAP に取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP(注4)を取得した経営体数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から令和元年度までに3倍に増加させる目標を設定した。



出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ(GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り)

【その他参考資料】

—

(ウ) (畜産)GAP認証取得経営体数

【測定指標の選定理由】

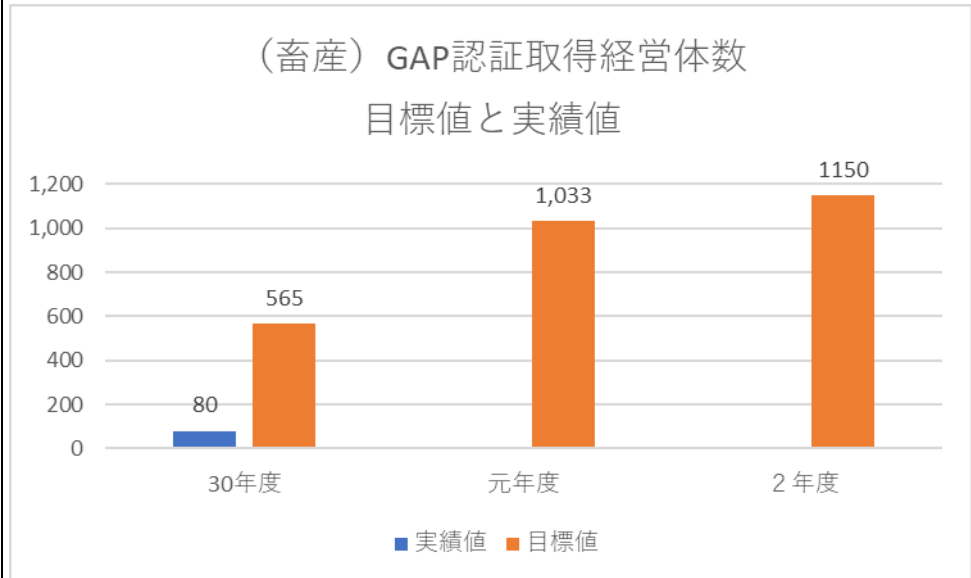
GAPは、

- ・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること
- ・ 大手小売事業者等において、GAP認証を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAPを実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。

畜産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.及びJGAPを取得した経営体数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

認証取得経営体数は、事業実施年度の翌年度である令和2年度までに、畜産専業農家数の3%水準に増加させる目標を設定した。



出典:農林水産省生産局畜産振興課調べ(畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 コメの生産コスト	米の生産に係る肥料費、農業薬剤費、農機具費、光熱動力費、労働費等の費用。
注2 土壌分析	農地土壌が作物生産に適する状態にあるかを判断するために行う土壌の理化学的分析のこと。作物の成長に関係する土壌の成分(肥料成分)を把握するための化学分析、土壌の硬さや透水性を把握するための物理性に関する分析等があり、土壌分析の結果をもとに肥料や土壌改良資材を必要十分量散布することが推奨されている。
注3 GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注4 GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP	GLOBALG.A.P.はドイツの FoodPLUS GmbH が策定した GAP 認証。ASIAGAP 及び JGAP は一般財団法人日本 GAP 協会が策定した日本発の GAP 認証。
注5 ロボット技術	センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する智能化した機械システムのこと。
注6 ICT	情報・通信に関する技術の総称(Information and Communication Technology の略)。IT(Information Technology)と同義。
注7 次世代施設園芸	施設を大規模に集積し、木質バイオマス等の地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う施設園芸。
注8 GAP認証	第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明のこと。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野11：先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等）

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入に寄与した。	—
(2)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(2)-②-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(3)	農業競争力強化支援法 (平成29年)	—	—	—	(1)-①-イ	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通の合理化」を実現するために、農業資材業界や農産物流通・加工業界の再編・参入の促進や各種法規制等の見直し、農業資材や農産物の取引条件等の「見える化」等を推進することとされており、農業資材に係るコストの削減に寄与した。	—
(4)	GAP拡大推進加速化事業 (平成30年度) (関連：30-1)	—	—	601 (413)	(3)-①-イ (3)-①-ウ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与した。	
(5)	農林水産業におけるロボット技術 安全性確保策検討事業 (平成28年度) (関連：30-5)	90 (84)	110 (108)	99 (99)	(1)-①-ア	農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、農薬等の散布を行うドローン等のロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全確保策のルールづくりなどを支援する。 これにより、規模拡大や省力化、作業の軽労化に資するロボット技術等の導入推進に寄与した。	
(6)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連：30-1、9)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	—	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入に寄与した。	
(7)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連：30-3、9、13)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ウ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 高度環境制御栽培施設の整備など、産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。	

(8)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:30-1、9、12、13)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	産地における生産体制・技術面での課題を克服するため、農作業サービス事業体等による労働力の提供を含む、産地における労働力確保・調整を行う体制の構築を支援する。これにより、限られた労働力のなかで規模拡大や省力化、作業の軽労化を実現する生産体制の確立に寄与した。 「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及に寄与した。 農作業中の危険要因を洗い出し、その対策を確立して周知徹底を行う取組を支援することにより、事故を未然に防止し死亡事故件数の減少に寄与した。	
(9)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (主、関連:30-9)	3,260 (3,136)	501 (333)	447 (288)	(1)-①-ウ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組む次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援し、これらの成果を波及させることにより、産地全体における複合環境制御装置を導入した園芸施設の面積の拡大に寄与した。	
(10)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (主、関連:30-9)	1,771 (1,770)	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	(3)-①-ア	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(11)	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業 (平成30年度) (主)	—	—	80 (73)	(1)-①-イ	農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策推進上の新たな課題を抽出するため、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等の調査を実施する。 良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査を行うものあり、農業資材に係るコストの削減に寄与した。	
(12)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度)	<—> (<11,226>)	<—> (<11,704>)	—	—	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(14)	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	—	—	—	—	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(13)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 (平成24年度)	—	—	—	—	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額の還付を行う。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑬)

政策分野名 【施策名】	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション					
政策の概要 【施策の概要】	環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、より環境保全効果の高い営農活動の普及を推進する。 このため、家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を拡大するための施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,549 ＜－＞の内数	2,586 ＜－＞の内数	2,511 ＜396,683＞の内数	2,501 ＜338,775＞の内数
		補正予算(b)	－ ＜－＞の内数	－ ＜－＞の内数	－ ＜99,589＞の内数	
		繰越し等(c)	－ ＜－＞の内数	－ ＜－＞の内数		
		合計(a+b+c)	2,549 ＜－＞の内数	2,586 ＜－＞の内数		
	執行額(百万円)		2,493 ＜－＞の内数	2,530 ＜－＞の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画			平成27年3月31日	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (8) 気候変動への対応等の環境政策の推進 ③ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	
	地球温暖化対策計画			平成28年5月13日	第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策 ② 農地土壌炭素吸収源対策	
	農林水産業・地域の活力創造プラン			平成28年11月29日 改訂	Ⅲ 政策の展開方向 4. 経営安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	気象変動に対する緩和・適応策の推進									
目標①【達成すべき目標】	温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保									
測定指標	ア 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	12年度	A	S ↑ 一直
		—	—	23万t-CO2 (A: 92%)	32万t-CO2 (A: 100%)	41万t-CO2 (A: 108%)	—	124万t-CO2		
年度ごとの目標値			—	25万t-CO2	32万t-CO2	38万t-CO2	45万t-CO2			
把握の方法	[施設園芸] 補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー聞き取りの販売台数(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) [農業機械] 新農業機械実用化促進株式会社による各メーカーへの販売台数の聞き取り(新農業機械実用化促進株式会社調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									
備考	—									
測定指標	イ「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	12年度	A	F ↑ 一他
		757万t-CO2	—	—	638万t-CO2 (A: 90%)	670万t-CO2 (A: 95%)	—	696～890万t-CO2		
年度ごとの目標値			—	—	708～828万t-CO2					
把握の方法	「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」(地球温暖化対策推進本部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	「地球温暖化対策計画」における農地土壌炭素吸収源対策の目標値と、地球温暖化対策推進本部公表の農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)の実績値との比較によって施策の効果を把握・評価する。 達成度合(%) = (当該年度実績値) / (当該年度目標値の下限値) × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									
備考	—									

施策(2)	環境保全型農業の推進									
目標①【達成すべき目標】	環境保全効果の高い営農活動の推進									
測定指標	ア 全耕地面積に占める有機農業(注1)の取組面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		0.4%	—	—	0.52% (B:74%)	0.53% (B:66%)	—	1.0%		
	年度ごとの目標値		—	—	0.7%	0.8%	1.0%		B	S ↑ 一直
把握の方法	「国内における有機JASほ場の面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)、「有機農業の取組面積に係る実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	(判断根拠) 政策分野⑬「農業の自然循環の機能増進とコミュニケーション」について、評価可能な測定指標数3個について、Aが2個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。)」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。
	次期目標等への反映の方向性	—

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	生産局 【生産局技術普及課/農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------------------------	----------	--------

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

【目標】①
温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保

(ア) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化

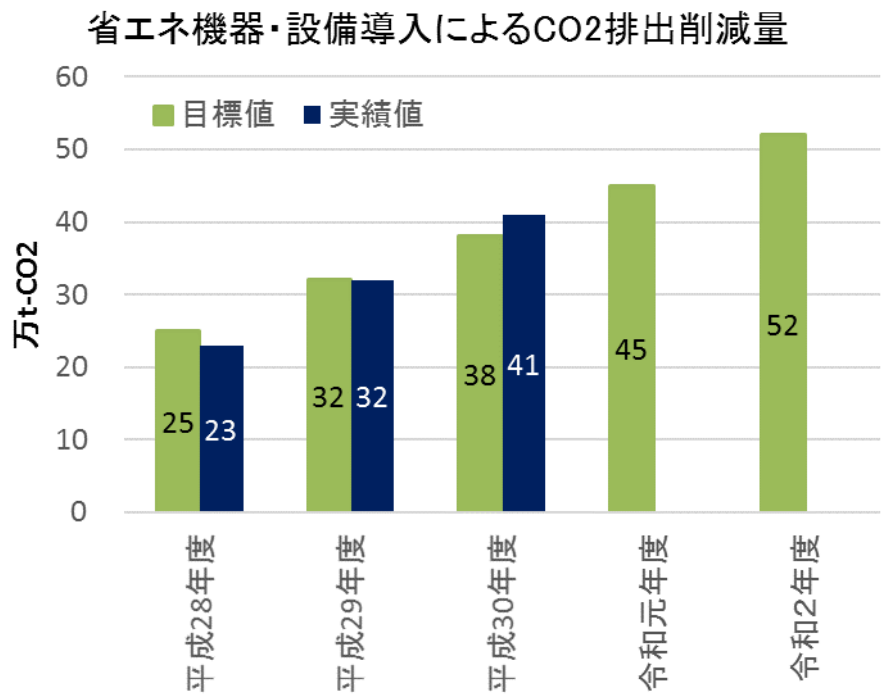
【測定指標の選定理由】

「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により温室効果ガスの排出削減を目標としていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「地球温暖化対策計画」において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、2030 年度までに124 万 t-CO₂ の排出削減を目標としていることから、これを目標値とした。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値は、前年度の値を記入している。



出典:「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」をもとに作成(地球温暖化対策推進本部)

[施設園芸]農林水産省生産局農業環境対策課調べ(補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー聞き取りの販売台数)

[農業機械]新農業機械実用化促進株式会社調べ(新農業機械実用化促進株式会社による各メーカーへの販売台数の聞き取り)

【その他参考資料】

—

(イ)「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成

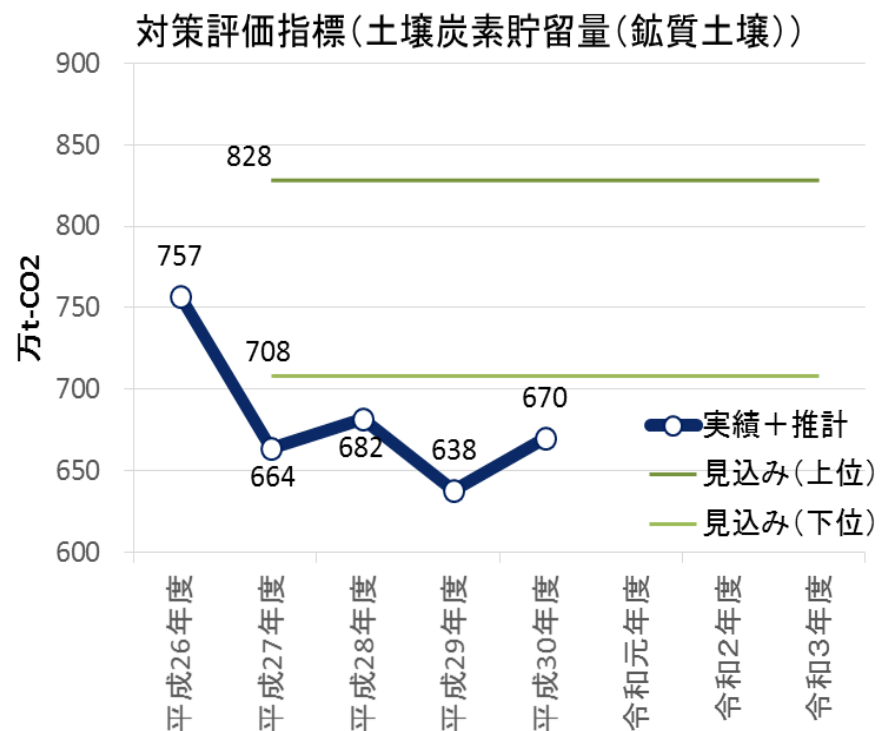
【測定指標の選定理由】

「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することにより、農地等の土壌による炭素貯留(吸収)を促進することとしており、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「地球温暖化対策計画」において、2030 年度までに 696～890 万 t-CO₂ の土壌炭素貯留量(吸収量)を目標としており、これを目標値として設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値は、前々年度の値を記入している。



出典:「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」をもとに作成(地球温暖化対策推進本部)

【その他参考資料】

—

施策(2) 環境保全型農業の推進

【目標】①

環境保全効果の高い営農活動の推進

(ア) 全耕地面積に占める有機農業(注1)の取組面積の割合

【測定指標の選定理由】

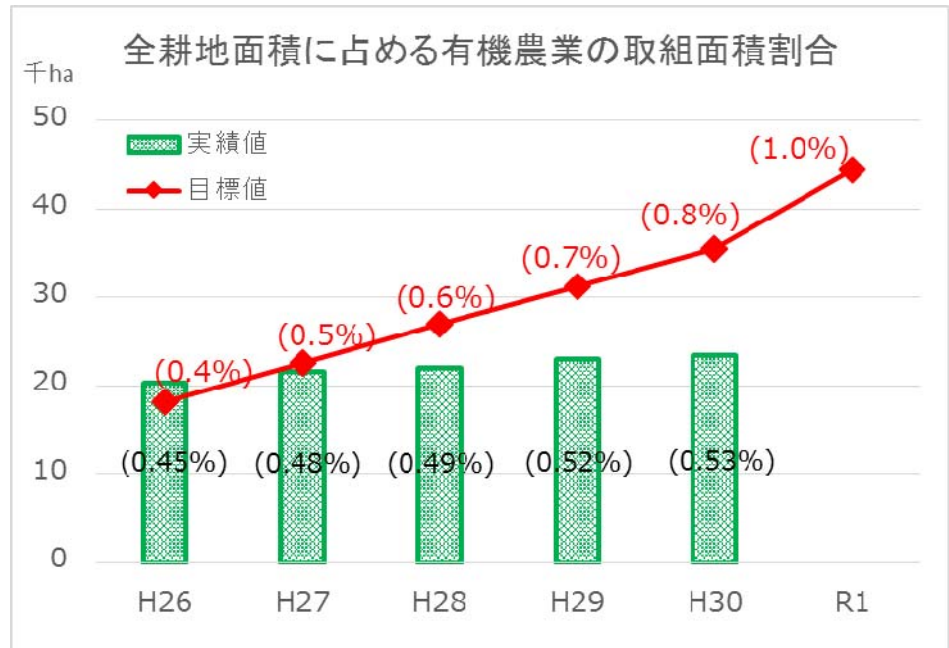
「有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)」に基づき、平成 26 年 4 月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成 30 年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増させることを目標として定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%とすることを目標としていることから、これを目標値として設定した。

年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省食料産業局食品製造課調べ「国内における有機JASほ場の面積」
農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野13: 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(2)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(2)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(2)-①-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(3)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(2)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(4)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(2)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。	—
(5)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(6)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連:30-3、9、11)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(2)-①-ア	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。 堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	
(7)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:30-1、9、11、12)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア	生産者・実需者等が一体となって省エネ対策に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、温室効果ガス排出削減対策の促進に寄与した。	

(8)	農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 (平成29年度) (関連:30-12)	—	52 (52)	47 (47)	(1)-①-イ	農地・草地における温室効果ガス吸収・排出量の国連への報告(温室効果ガスイベントリ報告)に必要なデータを収集するため、農地土壌中の炭素貯留量等の調査及び温室効果ガス排出削減に資する農地管理技術の検証を行うことにより、地球温暖化対策の推進に寄与し、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。	
(9)	環境保全型農業直接支払交付金 (平成23年度) (主、関連:30-12)	2,410 (2,390)	2,410 (2,404)	2,460 (2,383)	(1)-①-イ (2)-①-ア	市町村を通じて有機農業等環境保全効果の高い営農活動を支援し、有機農業の取組面積の拡大、市町村における有機農業等の推進体制の整備、さらには、環境保全型農業の推進に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。 支援する取組のうち、地球温暖化防止に効果の高い営農活動については、慣行農業に比べより多くの炭素を土壌に貯留することから、農地土壌におけるCO2排出量の抑制に効果があり、政府の地球温暖化対策計画での農地土壌炭素吸収源対策によるCO2吸収量の目標の達成、さらには気候変動の緩和に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。	
(10)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 (平成28年度) (主、関連:30-9)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	(2)-①-ア	オーガニック・エコ農産物を生産している生産者と実需者の連携強化、生産者の販路開拓・拡大、新規就農・転換者の定着・拡大、ビジネス実践拠点の構築等の取組を支援していることから、オーガニック・エコ農産物の国内シェア拡大につながり、これらにより、有機農業の取組面積拡大に貢献しており、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。	
(11)	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 (昭和44年度)	—	—	—	(2)-①-ア	水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する污水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額する措置を行う。 より環境保全効果の高い污水处理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物の管理の促進に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,9,20,22)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(1)-④-ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑭)

政策分野名 【施策名】	地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等				
政策の概要 【施策の概要】	集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	74,772 <104,820> の内数	74,721 <102,786> の内数	74,866 <95,518> の内数
		補正予算(b)	0 <900> の内数		
		繰越し等(c)	3 <885>		
		合計(a+b+c)	74,776 <106,605> の内数	74,721 <96,196> の内数	
	執行額(百万円)		74,119 <106,075> の内数	74,511 <95,336> の内数	
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日		第3 3 (1)多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日		Ⅲ 戦略6 (1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し
	土地改良長期計画(注1)		平成28年8月24日 閣議決定		第3 3 (2)政策目標3 ア ①農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化 政策目標4 ア ①農村の生活基盤の効率的な保全管理
	社会資本整備重点計画(注2) 農林水産業・地域の活力創造プラン 攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項) 農林水産業・地域の活力創造本部(第21回) 未来投資戦略2018		平成27年9月18日 平成28年11月29日 平成25年12月 平成29年5月23日 平成30年6月15日 閣議決定		Ⅲ 7. ⑦鳥獣被害対策の推進 4. 重点事項10 ⑩鳥獣害対策 資料7 ジビエ利用拡大に関する対応方針 第2 I [4] 1. (3) i) ①生産現場の強化 第2 I [4] 1. (3) i) ②バリューチェーン全体での付加価値の向上
	経済財政運営と改革の基本方針2018		平成30年6月15日 閣議決定		第2章 5. (4) ①農林水産新時代の構築 第2章 7. (2) ①資源・エネルギー 第2章 7. (3) 防災・減災と国土強靱化の推進

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組									
目標①【達成すべき目標】	農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加									
測定指標	ア 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		27.4%	-	28.3% (B:89%)	30.4% (A:90%)	32.2% (B:89%)		40.0%		
	年度ごとの目標値		-	31.6%	33.7%	35.8%	37.9%		B	S↑一直
把握の方法	多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合=(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

測定指標	イ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		35.0%	－	38.0% (A:95%)	40.2% (A:94%)	40.2% (B:89%)		50.0%	B	S↑－直
	年度ごとの目標値		－	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%			
把握の方法	多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	中山間地域等の農用地面積の減少を防止									
測定指標	ア 第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		－	7.6万ha (A:95%)	7.7万ha (A:96%)	7.7万ha (A:96%)	7.7万ha (A:96%)		8.0万ha	A	F＝－直
	年度ごとの目標値		8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha			
把握の方法	① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
施策(2)	集約とネットワーク化による集落機能の維持等									
目標①【達成すべき目標】	農村部における人口減の抑制									
測定指標	ア 農村部の人口減の抑制 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		23,811千人	－	23,538千人 (A:97%)	23,263千人 (A:94%)	22,978千人 (A:91%)		21,512千人	A	S↓－差
	年度ごとの目標値		－	23,570千人 当 該 年 度 基 準 値 22,365千人	23,332千人 22,093千人	23,097千人 21,820千人	22,863千人 21,547千人			
把握の方法	総務省より公表される「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に農村部の人口数の実績値を把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－当該年度基準値)／(当該年度目標値－当該年度基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	農業集落排水施設(注4)の再編を推進									
測定指標	ア 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		0市町村	－	202市町村 (A':336%)	214市町村 (A':178%)	222市町村 (A:123%)		約300市町村	A	S↑－直
	年度ごとの目標値		－	60市町村	120市町村	180市町村	240市町村			
把握の方法	農業集落排水施設を有する市町村を対象とした聞き取り調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

施策(3)		鳥獣被害対策の推進									
目標①【達成すべき目標】		鳥獣による農作物の被害の軽減									
測定指標	ア 鳥獣被害対策実施隊(注5)の設置市町村数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
		1,012市町村	1,012市町村(-)	1,093市町村(A:103%)	1,154市町村(A:131%)	1,190市町村(A:128%)		1,200市町村			
	年度ごとの目標値		1,000市町村	1,090市町村	1,120市町村	1,150市町村	1,180市町村		A	S↑－差	
	把握の方法	都道府県を通じた聞き取り調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野④「地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等」について、評価可能な測定指標数6個について、Aが4個、Bが2個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	－									
	次期目標等への反映の方向性	－									
学識経験を有する者の知見の活用											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		－									

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局 【農村振興局地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課/地域整備課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	--	----------	--------

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組

【目標】①

農地・農業用水等の保
全管理に係る地域の共
同活動への多様な人材
の参画率の増加及び地
域の共同活動により広
域的に保全管理される農
地面積の割合の増加

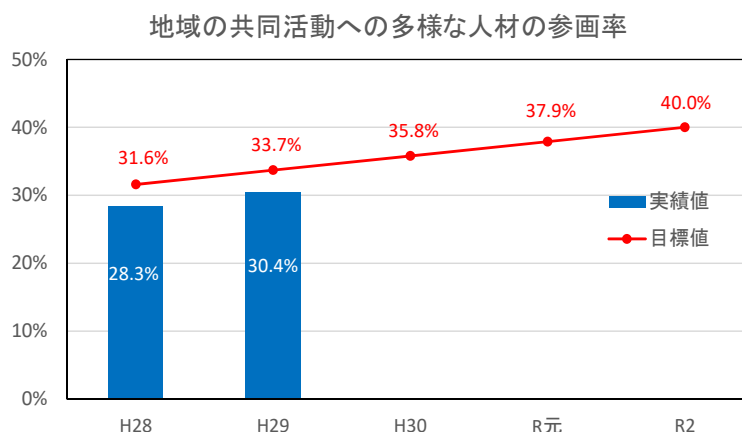
(ア)農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を平成32年度までに約4割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に多様な人材の参画率が40%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典:土地改良長期計画実績把握調査

【その他参考資料】

—

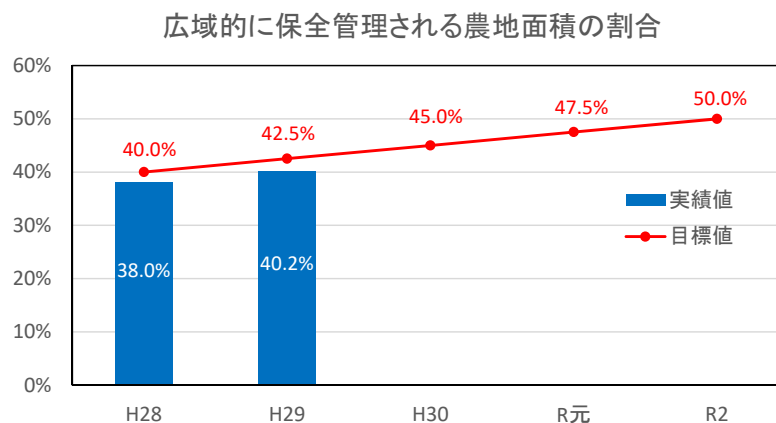
(イ)農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を平成32年度までに約5割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に広域的に保全管理される農地面積の割合が50%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典:土地改良長期計画実績把握調査

	【その他参考資料】 —																												
【目標】② 中山間地域等の農用地面積の減少を防止	(ア)第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積 【測定指標の選定理由】 高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等における耕作放棄の増加が懸念される中、これらの地域における継続的な農業生産活動等の実施による農用地面積の減少防止が農業の有する多面的機能の確保につながることから、測定指標に設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 本制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率 11.6%(平成 17 年及び平成 22 年の耕地面積の比較)に、平成 26 年度の本制度の実施面積 68.7 万 ha(見込み)を乗じた8万 ha の農用地の減少防止を目標として設定した。 <table><tr><td></td><td>単位</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td><td>31 年度</td></tr><tr><td>成果実績</td><td>万 ha</td><td>7.6</td><td>7.7</td><td>7.7</td><td>7.7</td><td>—</td></tr><tr><td>目標値</td><td>万 ha</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td>達成度</td><td>%</td><td>95</td><td>96.3</td><td>96.3</td><td>96.3</td><td>—</td></tr></table> 出典:行政事業レビューシート 【その他参考資料】 —		単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	成果実績	万 ha	7.6	7.7	7.7	7.7	—	目標値	万 ha	8	8	8	8	8	達成度	%	95	96.3	96.3	96.3	—
	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																							
成果実績	万 ha	7.6	7.7	7.7	7.7	—																							
目標値	万 ha	8	8	8	8	8																							
達成度	%	95	96.3	96.3	96.3	—																							

施策(2) 集約とネットワーク化による集落機能の維持等

【目標】①
農村部における人口減
の抑制

(ア)農村部の人口減の抑制

【測定指標の選定理由】

農村部の人口減少、高齢化、条件不利地など厳しい状況に置かれており、同地域の振興を図るためには、人口の社会増減のみならず自然増減を考慮した施策が必要であることから、農林統計上の農業地域類型の平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域を合わせて農村部とし、「農村部の人口減の抑制」を測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値を令和7年度に 21,512 千人とした。目標年度は、食料・農業・農村基本計画を踏まえて設定し、目標水準は、平成 17 年度から平成 27 年度の農村部の人口(住民基本台帳ベース)の対前年の平均減少率を用いて、平成 27 年度以降の各年度の人口(住民基本台帳ベース)を推計し、令和7年度の人口を算出した。

農村部における人口減の抑制（目標と実績）

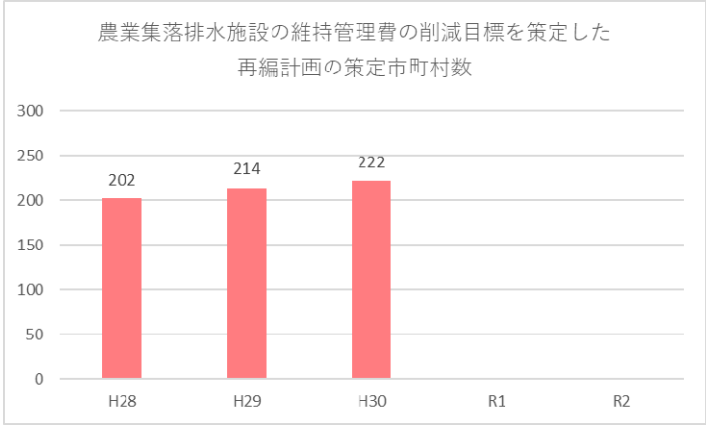
(千人)

■実績値 ■目標値

年度	実績値 (千人)	目標値 (千人)
H27	23,811	23,811
H28	23,538	23,570
H29	23,263	23,332
H30	22,978	23,097
R1		22,863
R2		22,632
R3		22,404
R4		22,178
R5		21,954
R6		21,732
R7		21,512

年度

出典:総務省資料を基に農村振興局が作成

	【その他参考資料】 —
【目標】② 農村部における人口減の抑制	(ア)農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数 【測定指標の選定理由】 農業集落排水施設については、人口減少に伴う利用料金の上昇に対応するため、ストックの適正化に取り組む必要があることから、施設の再編を推進することが必要であることから、施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを測定指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画(平成 28～32 年度)において、農業集落排水施設を有する市町村のうち、供用人口が計画人口から3割以上減少している市町村数(約 300 市町村)を目標値とし、平成 32 年度までに、維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを目標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数を増加させることとする。  出典:農村振興局地域整備課調べ 【その他参考資料】 —
施策(3) 鳥獣被害対策の推進	
【目標】① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(ア)鳥獣被害対策実施隊(注 5)の設置市町村数 【測定指標の選定理由】 鳥獣被害防止総合対策交付金の事業目的である、野生鳥獣による農作物被害の軽減のためには、捕獲・追い払い、侵入防止柵の設置、放任果樹等の除去などによる生息環境管理などを地域の実情に応じて取り組むことが重要であり、このためには、野生鳥獣の生息域や効率的な捕獲ポイントを熟知する市町村職員、農業者、狩猟者などからなる「鳥獣被害対策実施隊」を設置して、担い手を確保しつつ対策にあたる必要不可欠であることから、「鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数」を成果目標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成 26 年度に鳥獣被害が確認されている市町村は 1,474 存在しているが、27 年度(27 年 10 月末時点)において、実施隊を設置している市町村は、1,012 と被害発生市町村の7割に満たない状況。被害が確認されている 1,474 市町村数のうち、実施隊未設置市町村であって比較的被害が大きい市町村が約 190 存在していることから、5 年後の 32 年度を目標年度として、目標値を 1, 200 市町村と設定。 年度ごとの目標値については、年度が進むにつれ新規設置が難しくなると考えられるため、これまでの設置数の推移等、過去の実績を基に段階的に設定した。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野14：地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与した。	—
(2)	農村地域工業等導入促進法 (昭和46年)	—	—	—	(2)-①-ア	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進。 農村地域工業等導入実施計画に基づき農村地域への企業立地を推進することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(3)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(2)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(4)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	(2)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られることにより、当該地域を含む農村部における人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(5)	農山漁村電気導入促進法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—

(6)	山村振興法 (昭和40年)	—	—	—	(2)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、雇用と所得の確保や生活改善等が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(7)	特殊土壌地帯災害防除及び振興 臨時措置法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア	特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することにより、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図る。 特殊土壌地帯における災害防除の事業実施により、災害の発生頻度の低下、被害及び土砂流出量の軽減により同地帯の保全が図られるほか、農地改良の事業実施により、栽培可能な作目範囲の拡大、収益性の高い多様な農業生産が可能になるなどの効果発揮を通じて、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(8)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年)	—	—	—	(3)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	—
(9)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主、関連:30-8,12)	48,251 (48,250)	48,251 (48,250)	48,401 (48,400)	(1)-①-ア (1)-①-イ	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の増加に寄与した。	
(10)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	26,300 (25,664)	26,300 (26,112)	26,340 (26,183)	(1)-②-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与した。	
(11)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,15,16,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	
(12)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-3,12,15)	—	255 (247)	202 (202)	(2)-②-ア	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 本事業内容の一つである集落排水施設効率性向上実証事業において、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立等の取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	

(13)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(14)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主、関連:30-12,17,22)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	(3)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	
(15)	地域活性化雇用促進資金 (農工法関連) (平成20年度)	《貸付枠》 5,000 (1,010)	《貸付枠》 5,000 (1,343)	《貸付枠》 7,600 (1,470)	(2)-①-ア	産業導入地区における施設整備等に必要な資金の融通。 本資金は、農村地域への産業の導入が促進し、導入産業への雇用を創出すること等により、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(16)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度)	《貸付枠》 300 (0)	《貸付枠》 300 (678)	《貸付枠》 300 (0)	(2)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(17)	農林漁業施設資金(農山漁村電気導入) (昭和25年度)	《貸付枠》 21,506 の内数 (0)	《貸付枠》 21,746 の内数 (0)	《貸付枠》 48,570 の内数 (0)	(2)-①-ア	発電水力が未開発のまま存在する農山漁村等における発電施設の整備等に必要な資金を融通。 本資金を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(18)	中山間地域活性化資金 (平成2年度)	《貸付枠》 5,460 (13,626)	《貸付枠》 5,460 (19,930)	《貸付枠》 14,300 (26,100)	(2)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(19)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (特定農山村法関連) (平成5年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0.3>	(2)-①-ア	租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76 農用地等の所有権移転等による農林業上の利用の確保を図るため、所有権移転等促進計画に基づく農用地等の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例により、農林業上の利用が確保されるような土地利用等が推進され、特定農山村地域の雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—

(20)	特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の割増償却・特別償却	<491> (<399>)	<595> (<291>)	<482>	(2)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村) ※平成27年度より以下の制度に変更。平成26年度までは、下記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度。 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等) 普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等) 普通償却限度額の36%の割増償却 ※(過疎地域、振興山村) 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 (機械・装置等) 取得価額の10%の特別償却 (建物等) 取得価額の6%の特別償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) ※H25より以下の制度に変更(H24まで上記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置) 普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物) 普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
------	--	------------------	------------------	-------	---------	---	---

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 地方創生推進交付金 (平成28年度)	6,872 の内数 (6,843 の内数)	8,203 の内数 (8,200 の内数)	7,615 の内数 (7,579 の内数)	(2)-①-ア	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他地域の活力の再生(地域再生)を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである広域農道整備により、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るとともに、農業集落排水事業により、地域における生活環境の整備を図ることで、農村の活性化、農村部における人口減の抑制に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑮)

政策分野名 【施策名】	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出					
政策の概要 【施策の概要】	農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持に影響が生じ、地域特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動を展開する上において厳しい状況となっている。 このため、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するとともに、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	0 <109,004> の内数	0 <106,341> の内数	0 <99,024> の内数	0 <102,999> の内数
		補正予算(b)	0 <950> の内数	0 <1,824> の内数	-	
		繰越し等(c)	0 <990> の内数	0 <▲8,553> の内数		
		合計(a+b+c)	0 <110,944> の内数	0 <99,612> の内数		
	執行額(百万円)		0 <109,562> の内数	0 <98,242> の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 3(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂	Ⅲ 施策の展開方向 2. 6次産業化等の推進		
	バイオマス活用推進基本計画		平成28年9月16日 閣議決定	第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策		
	土地改良長期計画		平成28年8月24日 閣議決定	第3 3 (2) 政策目標4 ア ②小水力発電の導入等の再生可能エネルギーの拡大		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	バイオマスを機軸とする新たな産業の振興									
目標①【達成すべき目標】	バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現									
測定指標	ア バイオマス産業都市における産業規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		-	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		-	-	-	103億円 A(103%)	116億円 B(77%)	-	400億円	B	S↑-直
		年度ごとの目標値		-	-	100億円	150億円	200億円		
把握の方法	調査手法: バイオマス産業都市選定地域からの進捗状況報告 作成時期: 翌年度6月末 算出方法: バイオマス産業都市構想に位置付けられる各プロジェクトについて、当該年度のバイオマス関連製品の生産量及び発電量を基に市場規模及び経済波及効果を算出 データの所在: 農林水産省バイオマス循環資源課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 A`ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									
備考	—									

施策(2)	農村における地域が主体となった再生可能エネルギー ^(注1) の生産・利用									
目標①【達成すべき目標】	再生可能エネルギーの生産・利用の促進									
測定指標	ア 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
		186.6億円	－	186.6億円	258.2億円	296.6億円 A(おおむね有効)	－	600億円		
	年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		A	S↑-他
把握の方法	調査手法:法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区の状況から、経済規模を試算。 作成時期:調査翌年度6月 算出方法:聞き取り結果(発電容量と固定価格買取制度における調達価格、供給熱量等)により試算 データの所在:農林水産省バイオマス循環資源課(固定価格買取制度調達価格については経済産業省公表データを使用)。									
達成度合いの判定方法	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
測定指標	イ 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		2割	－	22.9% A(100%)	25.5% A(99%)	28.6% A(100%)	－	3割以上		
	年度ごとの目標値		－	22.8%	25.6%	28.4%	31.2%		A	S↑-直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野⑮「多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出」について、評価可能な測定指標数3個について、Aが2個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。		
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—		
	次期目標等への反映の方向性	—		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—		
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算			
	税制			
	その他 (法令、組織、定員等)			
担当部局名	食料産業局(農村振興局) 【食料産業局企画課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／食品流通課／食品製造課、農村振興局整備部地域整備課】	政策評価実施時期	令和元年8月	

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) バイオマスを機軸とする新たな産業の振興

【目標】①

バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現

(ア) バイオマス産業都市における産業規模

【測定指標の選定理由】

バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)の変更が、平成28年9月16日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025年(平成37年)に5,000億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数としてのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成29年度から令和7年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

バイオマス産業都市の産業規模

(単位:億円)

年 度	平成29年度	平成30年	令和元年	…	令和7年
目 標 値	100	150	200	…	400
実 績 値	103	116	—	…	—

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

施策(2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

【目標】①

再生可能エネルギーの生産・利用の促進

(ア) 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定した。

長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (億円)								
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	600
実績値	186.6	258.2	296.6	-	-	-	-	-

(農林水産省食料産業局作成)

【その他参考資料】

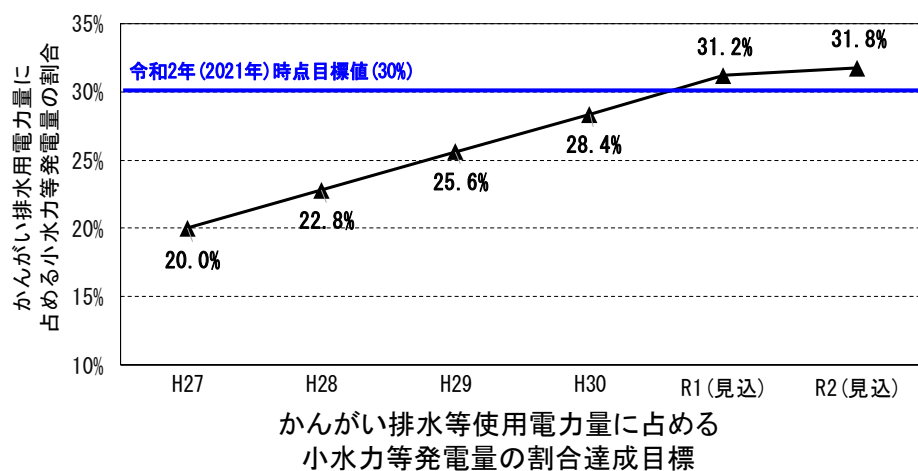
(イ) 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画^(注2)では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を令和2年度までに約3割以上にする」ことを測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

毎年度の目標値については、一定の割合で増加させることとして設定した。



(農林水産省農村振興局作成)

【その他参考資料】

2. 用語解説

注1 再生可能エネルギー

国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーを言い、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010))。

このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。

再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等

注2 土地改良長期計画

土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑮：多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	-	-	-	-	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(2)	食品流通構造改善促進法 (平成3年)	-	-	-	-	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(3)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年)	-	-	-	-	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(4)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	-	-	-	-	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(5)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	-	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(6)	中小企業等経営強化法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) (平成11年、平成28年改正)	-	-	-	-	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(7)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	-	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(8)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	-	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(9)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	-	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(10)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(11)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	-	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(12)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(13)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	-	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(14)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(15)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(16)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	-	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(17)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	-	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し出融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(18)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	-	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(19)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年改正)	-	-	-	-	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(20)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連:30-③)	369 (352)	379 (356)	753 (683)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	
(21)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (関連:30-③,⑫)	77 (64)	78 (71)	72 (63)	(1)-①-ア (2)-①-ア	商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等の肥料利用を推進する取組を支援した。 このことにより、食品ロス削減によるコスト削減を通じた食品産業の体制強化及び地域循環資源を活用した地域活性化がなされた。 その結果、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	
(22)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	103 (94)	96 (77)	56 (54)	(1)-①-ア (2)-①-ア	市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	
(23)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(平成28年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	60 (54)	50 (46)	39 (36)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	
(24)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-③,⑦,⑧,⑫,⑭,⑯,⑰,⑱,⑲,⑳)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	

(25)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	56,359 (53,898)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(26)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:30-⑦,⑧)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(27)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,⑳)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(28)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-③,⑫,⑭)	-	255 (247)	202 (202)	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与する。 【(2)-①との関連】 米の生産コストのうち使用電力量が削減されるとともに、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める再エネ比率の向上に寄与した。	

(29)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:30-②,③)	-	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの取組により、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで農村に由来する資源を活用した新産業の創出、農業の振興や地域の活性化に寄与した。	
(30)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:30-③)	5,000 [5,000 (資産投貸付)]	5,000 [4,000 (資産投 出資) 1,000 (資産投 貸付)]	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	-
(31)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	-	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をした。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(32)	生鮮食料品等小売業近代化貸付制度 (昭和43年度)	-	-	-	-	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をした。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(33)	食品流通構造改善貸付金のうち食品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	-	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をした。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(34)	特定農産加工資金 (平成元年度)	-	-	-	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等 の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業) の支援をした。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等 を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得 の創出に寄与した。	-
(35)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	-	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、 農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途 事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫 (農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(36)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	-	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製 造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日 本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をした。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の 質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用によ る雇用と所得の創出に寄与した。	-
(37)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	-	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安 定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本 政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(38)	6次産業化に係る資金 (平成22年度) (関連:30-3)	-	-	-	-	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャ レンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通した。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得 等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極 的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(39)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度) 【H30.10.22廃止】	-	-	-	-	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除した。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(40)	産業競争力強化法に係る特例措置 [登録免許税:租税特別措置法第80条第1項] (平成25年度)	-	-	-	-	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減した(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(41)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税:地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)	81	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施した。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(42)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度(研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項～第4項] (昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3,451.1 (2,294.8)	2,413	-	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除した。 I 試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 II 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 III 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進したことにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	-

(43)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	76,100 の内数 (118,200の内数)	117,100 の内数 (88,300)	116,000 の内数 (令和2年2月頃に把握予定)	-	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5トンの以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(44)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090 (3,200)	2,070 (令和2年2月頃に把握予定)	-	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(45)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15条第2項第1号] [事業所税:地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)	70 (82.3)	107.5 (119.2)	-	公害防止用設備(污水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、污水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(46)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	44,540 (44,540)	(1)-①-ア	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(47)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	(1)-①-ア	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(48)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第33項] (平成25年度)	14,103 (19,786)	13,361 (18,353)	8,561 (令和2年2月 把握予定)	(2)-①-ア	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	7,105 (7,059)	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業 用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	2,935 (2,836)	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水 施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	37,324 (36,700)	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農業競争力強化基盤整 備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強 化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(6)	【参考：国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連：30-⑦,⑧)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(7)	【参考：国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連：30-⑦,⑧)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(8)	【参考：国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(9)	【参考：国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(10)	【参考：国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連：30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑬)

政策分野名 【施策名】	多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等					
政策の概要 【施策の概要】	国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進、都市農業の振興を図る必要がある。 このため、農業を軸に多様な分野との連携を深めるとともに、移住・定住へと発展させていくために、都市と農村の交流を促進する。また、都市農業の振興を図るため、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	234 <17,500> の内数	203 <19,560> の内数	0 <20,479> の内数	
		補正予算(b)	250 <900> の内数			
		繰越し等(c)	157 <779> の内数			
		合計(a+b+c)	641 <19,179> の内数	446 <18,317> の内数		
	執行額(百万円)		565 <18,727> の内数	300 <17,494> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 3 (3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等		
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日	Ⅲ 戦略2 (2)消費者との絆の強化		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成28年11月29日	Ⅲ. 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化 ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興		
	攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項)		平成25年12月	4. 重点事項10 ⑤グリーン・ツーリズムの推進 ⑦消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興		
	明日の日本を支える観光ビジョン 未来投資戦略2018		平成28年3月30日 平成30年6月15日 閣議決定	第2 I [4] 1. (3) i) ①生産現場の強化		
経済財政運営と改革の基本方針2018		平成30年6月15日 閣議決定	第2章 5. (4) ②観光立国の実現			

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	都市と農村の交流等									
目標①【達成すべき目標】	国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化									
測定指標	ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	1,099万人	—	1,126万人 (C:38%)	1,187万人 (B:62%)	1,212万人 (B:53%)		1,450万人	B	S↑一差
把握の方法	農林業センサス、漁業センサス、訪日外客数及び農村振興局調査により把握									
達成度合いの 判定方法	達成度合={ (当該年度実績値－基準値) / (当該年度目標値－基準値) } × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)		都市及びその周辺の地域における農業の振興									
目標①【達成すべき目標】		都市住民に対する都市農業の理解の促進									
評価結果	測定指標	ア 都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		23年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
		肯定的評価の割合 52%	59% (A:98%)	60% (A:96%)	64% (A:100%)	62% (A:93%)		70%			
	年度ごとの目標値		60%	62%	64%	66%	68%		A	S↑－直	
	把握の方法	都市農業・都市農地に関するアンケート調査(農村振興局都市農村交流課都市農業室)により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野⑩「多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等」について、評価可能な測定指標数2個について、Aが1個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	－									
	次期目標等への反映の方向性	－									
学識経験を有する者の知見の活用											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		－									
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算										
	税制										
	その他 (法令、組織、定員等)										
担当部局名	農村振興局 【農村振興局都市農村交流課】					政策評価実施時期		令和元年8月			

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 都市と農村の交流等

【目標】①

国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化

(ア)グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数

【測定指標の選定理由】

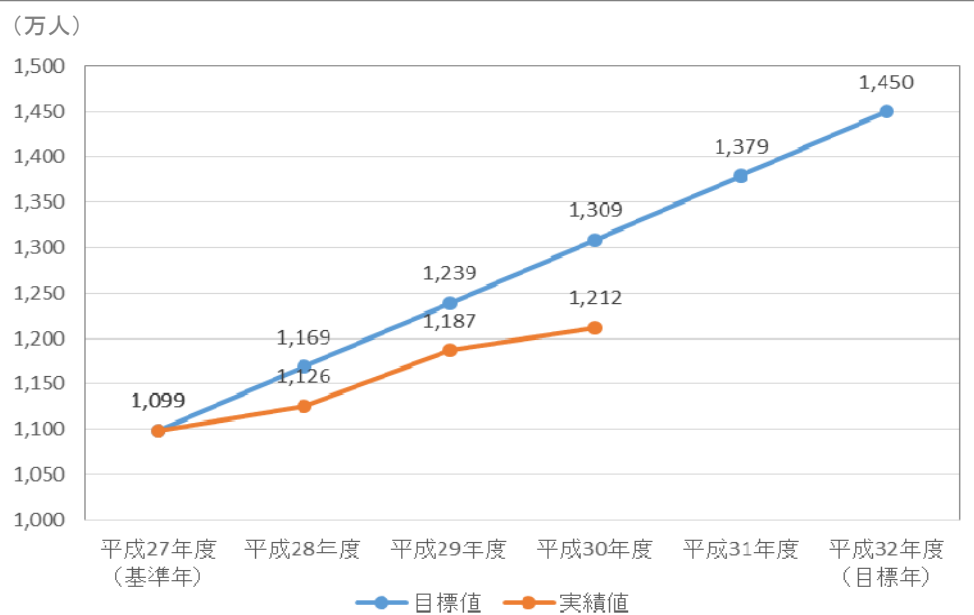
都市と農山漁村の交流人口(注2)を拡大することにより、農村地域においては経済的効果、高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の創出などの社会的効果があるとともに、都市住民に対しては、農村滞在や定住及び二地域居住に係る潜在的な願望が実現されること、また、今後、訪日外国人旅行者数が増加することが予想されることから、国内の交流人口及び外国人の交流人口の合計数を増加させることを測定指標として選定した

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

国内の交流人口については、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」を、外国人の交流人口については、「農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数」の増加を目標とし、両者の合計を目標値として設定した。

なお、目標値は、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成27年度の実績を基に、「農山漁村に関する世論調査」(平成26年 内閣府)を用いて、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要人口を推計することにより算出し、また、農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数については、平成27年度の実績を基に、「訪日外客数」(日本政府観光局)及び「訪日外国人の消費動向 平成27年 年次報告書」(観光庁)を用いて、訪日外国人旅行者におけるグリーン・ツーリズムの潜在需要を推計した。

なお、令和元年度までの各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定数で「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数」を増加させることとした。



出典: 農村振興局調査及び訪日外客数(JNTO)

【その他参考資料】

—

施策(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

【目標】①

都市住民に対する都市農業の理解の促進

(ア)都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査

【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】

【測定指標の選定理由】

都市農業振興基本法第3条において、都市農業の振興に関する施策は、幅広い国民の都市農業の有する多様な機能についての理解の下に推進されなければならないと規定されている。このため、都市農業について国民の理解が得られていることを確認し得る指標として、「地産地消による新鮮で安全な食料の供給」、「身近な農業体験・交流活動の場の提供」、「防災空間の確保」についての意識・意向調査を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、令和2年度において、都市住民のおよそ3人に2人の理解が得られることとして、70%を設定した。

また、目標年度については、食料・農業・農村基本計画が、10 年程度先を見通して定められていることから、令和2年度とした。

【コンパクトシティの形成において、多様な機能を有する都市農地は、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ること等が必要とされている。都市農業についての幅広い国民の理解の高まりは、コンパクトシティの形成促進に寄与するものである。】

都市農業に対する肯定的評価の割合の推移

年度	基準値	実績値	目標値
平成23年度	52%	-	-
平成27年度	52%	59%	60%
平成28年度	52%	60%	62%
平成29年度	52%	64%	64%
平成30年度	52%	62%	66%
平成31年度	52%	68%	70%
平成32年度	52%	70%	70%

■ 基準値 ■ 実績値 ■ 目標値

出典:農村振興局調査

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期～長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
注2	交流人口	観光、レジャー、ビジネス等を目的として、一時的・短期的に当該地域を訪れる(交流する)人口のこと。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野16：多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(3)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(4)	市民農園整備促進法 (平成2年)	—	—	—	(2)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	(2)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(6)	都市農業振興基本法 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与した。	—
(7)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与した。	—
(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組まですを総合的に支援することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化、都市農業の振興を通じた都市農業の理解の促進に寄与した。	
(9)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係) (昭和56年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第65条の10) 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(10)	都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予等の継続の特例 (平成26年度)	<388> (<41,533 の内数>)	<370> (<40,528 の内数>)	<352>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第70条の4第15項の一部、第16項、第70条の6第19項の一部、第20項) 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、譲渡後新たに取得する宅地化農地等や、相続時に納税猶予を適用しなかった農地等であっても、譲渡後1年以内に生産緑地指定等を完了すれば、納税猶予の継続を認める制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。